

裁判員裁判制度に内在する諸問題  
— 鳥取地裁平成24年12月4日判決を素材に —

林 弘 正

Some Intrinsic Problems in the *Saiban-in* System :  
*Tottori District Court, Judgment of December 4, 2012*

Hiromasa Hayashi

島大法学第56巻第3号抜刷〔論説〕

2013年3月

# 裁判員裁判制度に内在する諸問題

## －鳥取地裁平成24年12月4日判決を素材に－

林 弘 正

- I. 問題の所在
    - I - i. 本稿考察の視座
    - I - ii. 裁判員裁判の合憲性
  - II. 裁判員裁判における死刑求刑事案
    - II - i. 死刑判決
    - II - ii. 無期懲役判決
    - II - iii. 無罪判決
  - III. 鳥取地裁平成24年12月4日判決
    - III - i. 本判決考察の前提
    - III - ii. 本判決審理の経緯
    - III - iii. 本判決の問題点
  - IV. 今後の課題
- 【資料編】

### I. 問題の所在

#### I - i. 本稿考察の視座

1. 裁判員裁判は、平成21年（2009年）5月21日施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法と略称する）」に基づき実施され同年8月6日東京地裁で最初の判決が言渡された<sup>(1)</sup>。第1号事案以降平成24年12月末現在、裁判員裁判では6234人が起訴され、4772人に判決が言渡された（76.5%）。終局人員の量刑分布は、死刑15人（殺人罪6人、強盗致死罪9人）、無期懲役99人、無罪21人（殺人罪4人、覚せい剤取締法10人、傷害致死罪、

強盗致傷罪各2人、強盗致死罪、保護責任者遺棄致死罪、組織的犯罪処罰法各1人)であり、控訴した者1607人である(33.7%)<sup>(2)</sup>。裁判員法は、対象事件を原則として死刑又は無期懲役若しくは禁錮に該当する罪に限定し(同法第2条第1項第1号、第3条第1項)、これまで40の罪名の事案が起訴されている(末尾【資料編Ⅱ.】参照)。

鳥取地裁平成22年3月2日判決は、2名を殺害し、その後死体を遺棄し、被害者らのキャッシュカードや銀行通帳等を利用して預金を引き出し強盗殺人、死体遺棄、窃盗、有印私文書偽造、同行使及び詐欺罪に問われ、死刑求刑第1号事件となるか注目を集めたが、求刑は無期懲役であり、裁判所は求刑通り無期懲役に処した<sup>(3)</sup>。

裁判員裁判死刑求刑第1号事案は、東京地裁平成22年11月1日判決である。本事案は、被告人が耳掻き店従業員A宅に侵入し、A及びその祖母Bを殺害し死刑を求刑されたケースである。裁判所は、犯行に至る経緯及び動機が極刑に値するほど悪質とまではいえないこと、B殺害は偶発的で計画性がなく被告人が反省の態度を示している等として死刑を適用せず無期懲役に処した<sup>(4)</sup>。

裁判員裁判死刑判決第1号事案は、横浜地裁平成22年11月16日判決である。本事案は、2人を逮捕監禁し、関係者に約1340万円を持参させ奪取した後、両名の首を果物ナイフや電動のこぎりで切断・殺害の後、遺体を切断・遺棄し逮捕監禁、殺人、強盗殺人、死体損壊、死体遺棄、覚せい剤取締法、関税法、公務執行妨害及び傷害罪に問われ死刑に処せられたケースである<sup>(5)</sup>。

本稿は、2名を殺害し強盗殺人、詐欺、窃盗及び住居侵入罪で公訴提起された鳥取地裁平成24年12月4日判決の問題点特に裁判員裁判における死刑判決の問題点等に焦点を絞り検討するものである。本事案は、出会い系サイトで知り合った男性から真剣な交際を装って多額の金銭を受領した後、返済等を免れるために3人を殺害し詐欺、詐欺未遂、窃盗及び殺人罪に問われ、情況証拠に基づく否認事案及び100日裁判として注目を集めたさいたま地裁平成24年4月13日判決<sup>(6)</sup>と類似の状況証拠のみの否認事案であり、さいたま地裁判決に次ぐ75日裁判である。

2. 裁判員制度は、司法制度改革の一端として法曹養成制度としての法科大学院制度と一体化して実施されたものであり、国民の健全な視点を刑事司法に導入し硬直化した職業裁判官の判断を回避する上で一定の成果を挙げている<sup>(7)</sup>。

他方、法科大学院については、法曹養成制度の見直しとして一連の改革提案がなされている。その経緯を時系列的に概観する。

法務省は、「法曹の養成に関するフォーラム」を設置し、平成23年5月25日第1回会議を開催し、平成24年5月10日開催第14回会議において「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」を公表した<sup>(8)</sup>。平成24年4月20日総務省は、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価＜評価の結果及び勧告＞」を公表した<sup>(9)</sup>。平成24年7月19日文部科学省は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」を公表し、ワーキンググループによる積極的作業を展開している<sup>(10)</sup>。平成24年8月21日政府は、内閣官房長官を議長とする「法曹養成制度関係閣僚会議」を設置し、従来の法曹養成制度の制度設計を変更した<sup>(11)</sup>。法務省は、「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」を受け、「法曹養成制度検討会議」を設置し、平成24年8月28日第1回会議を開催し平成25年3月27日までに12回の会議を予定している<sup>(12)</sup>。

法曹養成制度の根幹である法科大学院制度は、発足8年足らずで改革という名の制度変更にも晒されている。改革提案は、法曹人口の拡大特に合格者2000余名が弁護士業務を圧迫し1000名に削減すべきとの狭隘な視点からの弁護士会の改革提案と法科大学院の質を合格者数等で選別する文部科学省の指導という名の切捨て提案等、法曹養成制度の基本的視座を没却してのギルド的発想と思想無き官僚主義に起因するものである。更に、各会議等の構成員は、法科大学院関係者については大規模法科大学院教員のみであり小規模ないし地方法科大学院教員は皆無という構成であり、法科大学院の実態分析及び問題の所在を検討する会議体として偏在した構成であり不適切である。また、総務省の「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価＜評価

の結果及び勧告」等公表されるデータは、生の基礎データに過ぎずそれ等のデータをどのように解析するかが重要であり、公正な構成員より構成された会議体での論議が不可欠であることは議論の余地はない。

国権の重要な一つの柱である司法権の構成員養成及び確保は、重要課題であることは異論のないところであろう。しかしながら、法曹への志望者の激減は顕著であり、その主因は法曹養成の確固たる信念の欠如に由来するものと思慮する<sup>(13)</sup>。

## I - ii. 裁判員裁判の合憲性

1. 裁判員裁判は、制度設計当時から従来職業裁判官からのみ構成される裁判体に非法律家の市民が参加し合議体を構成することについて憲法適合性の視点等から疑念が寄せられていた。

裁判員裁判の憲法適合性に関する最高裁判所の最初の判断は、大法廷平成23年11月16日判決において示された。事案は、被告人が氏名不詳者らと共謀し、営利目的で覚せい剤を含む違法な薬物を輸入しようと企て覚せい剤1991.2gの隠匿されたスーツケースをマレーシアクアラルンプール国際空港から成田国際空港まで航空機の機内預託手荷物として運送委託し、同空港に到着後、同空港関係作業員らに同スーツケースを機外に搬出させ本邦内に持ち込んだとして覚せい剤取締法違反及び関税法違反に問われたケースである。最高裁判所は、裁判員裁判が憲法31条、32条、37条1項、76条1項及び80条1項に違反するとの上告に対し、「憲法上、刑事裁判に国民の司法参加が許容されているか否かという刑事司法の基本に関わる問題は、憲法が採用する統治の基本原則や刑事裁判の諸原則、憲法制定当時の歴史的状況を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討して判断されるべき事柄である。(中略) 国民の司法参加に係る制度の合憲性は、具体的に設けられた制度が、適正な刑事裁判を実現するための諸原則に抵触するか否かによって決せられるべきものである。換言すれば、憲法は、一般的には国民の司法参加を許容しており、これを採用する場合には、上記の諸原則が確保されている限り、

陪審制とするか参審制とするかを含め、その内容を立法政策に委ねていると解されるのである。（中略）裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員とによって構成されるものとされている。また、裁判員の権限は、裁判官と共に公判廷で審理に臨み、評議において事実認定、法令の適用及び有罪の場合の刑の量定について意見を述べ、評決を行うことにある。これら裁判員の関与する判断は、いずれも司法作用の内容をなすものであるが、必ずしもあらかじめ法的な知識、経験を有することが不可欠な事項であるとはいえない。さらに、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることも考慮すると、上記のような権限を付与された裁判員が、様々な視点や感覚を反映させつつ、裁判官との協議を通じて良識ある結論に達することは、十分期待することができる。他方、憲法が定める刑事裁判の諸原則の保障は、裁判官の判断に委ねられている。このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法31条、32条、37条1項）は制度的に十分保障されている上、裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないということが出来る。」と判断し、裁判員制度の合憲性を判示した<sup>(14)</sup>。

現在執行停止中の陪審法は、陪審裁判を受けるか職業裁判官による裁判を受けるかの選択を被告人に委ねている。他方、裁判員裁判は、一定の犯罪については裁判員裁判該当事件とし選択性を設けていない。最高裁判所第2小法廷平成23年11月16日判決は、非選択性の憲法適合性について判断を示した。事案は、被告人が氏名不詳者らと共謀の上、営利目的で覚せい剤を輸入しようと企図しマレーシアクアラルンプール国際空港において航空機に搭乗する際、3包に小分けされた覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩酸塩を含有する白色結晶485.37gのうち Condom 等で包まれた1包を自己の腔内に挿入隠匿し、銀紙等で包まれた2包を左右靴底内に1包ずつ入れそれ

らを緑色バッグに隠匿携帯して航空機に搭乗し、成田国際空港に到着後、成田空港内東京税関成田税関支署旅具検査場において携帯品検査を受ける際、同支署税関職員に隠匿携帯する覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩酸塩を含有する白色結晶を申告せずに同検査場を通過しようとして同支署税関職員に発見され未遂に終わったケースである。最高裁判所は、最高裁判所大法廷平成23年11月16日判決を引用して「裁判員制度による審理裁判を受けるか否かについて被告人に選択権が認められていないからといって、同制度が憲法32条、37条に違反するものではない。」と判示した<sup>(15)</sup>。

## II. 裁判員裁判における死刑求刑事案

### II-i. 死刑判決<sup>(16)</sup>

第1審裁判所は、裁判員裁判制度が実施され3年余を経過する中で15件の死刑判決を言渡し、3件が確定している。以下、各判決の概要を検討する。

#### ①【横浜地裁平成22年11月16日判決】<sup>(17)</sup>

事実の概要は、2人を逮捕監禁し、関係者に約1340万円を持参させ奪取した後、両名の首を果物ナイフや電動のこぎりで切断し殺害の後、遺体を切断・遺棄し逮捕監禁、殺人、強盗殺人、死体損壊、死体遺棄、覚せい剤取締法、関税法、公務執行妨害及び傷害罪に問われた事案である。裁判所は、合議体で永山基準（最高裁判所第二小法廷昭和58年7月8日判決、刑集37巻6号609頁）の列挙する量刑因子に沿って「各犯行に関する犯情、すなわち、行為の残虐性、動機の悪質さ、行為の計画性、被告人が果たした役割の大きさ、結果の重大性等をみていくと、被告人の罪責は誠に重大であって、大きく酌量すべき事情がない限り、本件は、極刑を選択すべき事案に属するといわざるを得ない。」とした上で、被告人の一般情状について検討し、「被告人の罪責の重大性に照らせば、罪刑均衡の見地からも、一般予防の見地からも、被告人に対しては、極刑をもって臨むのがやむを得ないと判断した。」と判示し死刑を言渡した。

②【仙台地裁平成22年11月25日判決】<sup>(18)</sup>

事実の概要は、被告人（当時18歳）が元交際相手 A の態度に腹を立てて 2 日にわたって A に暴行を加えて傷害を負わせ（第 1 事実）、被告人から A を引き離して守ろうとした A の姉 B やその友人男性 C 及び A の友人 D をそれぞれ殺意をもって牛刀で突き刺し、B と D を殺害し、C に重傷を負わせ（第 2 事実）、その後、被告人は、A を無理矢理連れ帰ろうとして A の足を牛刀で切り付けて連れ出した（第 3 事実）という殺人、殺人未遂、未成年者略取及び傷害罪に問われた事案である。本件の争点は、第 1 事実につき暴行の日時、程度及び傷害の程度、第 2 事実につき各被害者に対する殺意の発生時期とその程度、第 3 事実につき略取行為と故意の有無及び傷害の故意の有無である。裁判所は、永山基準に従って、「犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等諸般の情状を考察」し、被告人の更生可能性及び矯正可能性を検討の後、「犯行態様の残虐さや被害結果の重大性からすれば、被告人の罪責は誠に重大であって、被告人なりの反省など被告人に有利な諸事情を最大限考慮しても、極刑を回避すべき事情があるとは評価できず、罪刑均衡の見地からも、一般予防の見地からも、被告人については、極刑をもって臨むほかない。」と判示し死刑を言渡した。なお、本事案は、少年に対する死刑判決の是非という視点からも着目された。

③【宮崎地裁平成22年12月7日判決】<sup>(19)</sup>

事実の概要は、義母との関係に悩んでいた被告人が、自宅で同居していた長男（当時生後 5 か月）、妻（当時24歳）及び義母（当時50歳）の家族 3 人を殺害し、勤務先建設会社の資機材置場の土中に長男の死体を遺棄し殺人及び死体遺棄罪に問われた事案である。裁判所は、量刑事情として① 犯行の経緯や動機・背景事情、② 犯行態様等として計画性、各殺害行為の態様、③ 犯行結果、④ 遺族の処罰感情、⑤ 犯行後の情状として罪証隠滅工作、その他の犯行後の情状、⑥ 犯行の社会的影響、⑦ その他の諸事情として被告人の反省、年齢・前科を総合判断して「罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地



からも被告人を懲役刑に処する余地は認めがたく、極刑はやむを得ない。」と判示し死刑を言渡した。

④【東京地裁平成23年3月15日判決】<sup>(20)</sup>

事実の概要は、金品を強奪する目的で、A方に侵入し、室内で就寝中のA（当時74歳）の頸部を殺意をもって刃体の長さ約17.5cmのステンレス製三徳包丁で突き刺し、Aの頸部刺創に基づく左右総頸動脈損傷に伴う失血により死亡させ住居侵入及び強盗殺人罪に問われた事案である。なお、被告人は、妻を刺殺するとともに幼少の2人の子を殺害しようとして自宅に放火し娘を焼死させ殺人、殺人未遂及び現住建造物等放火罪により20年間服役し、出所後半年で本件犯行に及んだ。本件の争点は、被告人の犯人性、被害者宅侵入時の強盗目的の有無及び殺意の有無である。本件は、被害者1名の強盗殺人事案であるが、裁判所は、「いわゆる永山判決において示された死刑選択の際の考慮要素やそれ以降の裁判例の量刑傾向を踏まえ、以上の諸事情を総合して、被告人に対する刑を検討した。」と判示し、「殺意が強固で殺害の態様等が冷酷非情であること、その結果が極めて重大であること、2人の生命を奪った前科がありながら、金品を強奪する目的で被害者の生命を奪ったことは、刑を決める上で、特に重視すべきであると考えた。その結果、被告人のために酌むべき事情がないかどうかを慎重に検討しても、被告人に対しては、その生命をもって本件の罪を償わせるほかないとの結論に至った。」と判示し死刑を言渡した。

⑤【長野地裁平成23年3月25日判決】<sup>(21)</sup>

事実の概要は、被告人が共犯者3名と順次共謀の上、長野県内で雇主である高利貸し業等を営む資産家一家3名を殺害し、現金410万円余を強取した後、3名の遺体を愛知県内に遺棄したという強盗殺人3件及び3名の死体遺棄の事案である。裁判所は、睡眠導入剤混入の雑炊を食べさせられ昏睡状態にある者、就寝中の者及び無防備の者を殺害した方法等「本件各犯行の罪質、動機、態様の悪質性、結果の重大性、遺族の処罰感情、社会に与えた影響、各犯行における被告人の役割の重要性、犯行後の諸事情等」及び被告人に有利

な事情や反省状況をも検討の上で死刑を言渡した。

⑥【静岡地裁沼津支部平成23年6月21日判決】<sup>(22)</sup>

事実の概要は、被告人が同棲相手 A（当時22歳）の貯金を使い込みその返済を迫られたため A を殺害してその返済を免れた上、A 名義の預貯金合計約2358万円を ATM から引き出したり、定期預金の解約及び振込手続きにかかる一切の権限を委任する旨を記載した A 名義の委任状を偽造した上、定期貯金解約申込書、解約申込書及び振込依頼書（兼払戻請求書）を提出して金融機関を欺罔して自己の管理する口座に振り替えさせ強盗殺人、窃盗、有印私文書偽造、同行使及び詐欺罪に問われた事案と、A 殺害から約4年4か月後に妻 B（当時25歳）と別れようとして口論の末に B を殺害し死体を遺棄し殺人及び死体遺棄罪に問われた事案である。裁判所は、「殺害態様がいずれも残虐であること、各犯行の罪質、結果がいずれも極めて重大であること、動機が身勝手に酌量できないこと、さらに、各殺害後の情状がいずれも非人間的で極めて悪いこと、遺族の被害感情が峻烈であること等に鑑み、被告人の刑事責任は誠に重大であるというほかになく、被告人にとって有利な一切の事情を考慮しても、罪刑の均衡の見地からも、一般予防の見地からも、被告人に対しては極刑をもって臨むほかない。」と判示し死刑を言渡した。

⑦【千葉地裁平成23年6月30日判決】<sup>(23)</sup>

本事案は、住居侵入及び強盗致傷罪により懲役7年の刑期を終え出所後約3ヶ月で①住居侵入及び窃盗事件3件、②住居侵入及び強盗致傷事件、③住居侵入、強盗致傷、強盗強姦、監禁及び窃盗事件、④住居侵入、強盗殺人、窃盗、同未遂、建造物侵入、現住建造物等放火及び死体損壊事件、⑤強盗致傷事件、⑥住居侵入及び強盗強姦未遂事件を約2か月間に連続的に惹起したケースである。本件の争点は、第4事件の犯行の態様及び殺意の有無である。裁判所は、強盗殺人の被害者が1名であるにも関わらず、「④事件の殺害態様が執拗で冷酷非情であり、放火も危険性が高い悪質な犯行であること、結果が重大であること、同事件前後の強盗致傷、強盗強姦等の事件が悪質で重大であること、累犯前科や同種前科の存在にもかかわらず本件に及んだことが強

い非難に値し、短期間の犯罪の反復累行性に現れた被告人の人格の反社会性が顕著であること、被告人が真に反省しているとは評価できず、更生可能性に乏しいことのほか、④事件の被害者遺族や、その他の事件の被害者らの処罰感情が極めて厳しいこと」との量刑理由と「殺害された被害者の数が一人であること、④事件の被害者の殺害に計画性がない」との責任減少可能理由をも勘案した上で死刑を言渡した。

⑧【熊本地裁平成23年10月25日判決】<sup>(24)</sup>

事実の概要は、被告人が開業医宅に押し入りその妻 A（当時49歳）をスパナで多数回殴打殺害後金品を奪取し住居侵入及び強盗殺人罪に問われた事案（第1事件）及び7年後に惹起した会社役員宅に侵入し妻 B（当時65歳）をバタフライナイフで多数回突き刺し殺害し金品を奪取し、更に、金品の物色中に帰宅した夫 C（当時72歳）を殺害しようとしてバタフライナイフで多数回突き刺し瀕死の重傷を負わせ住居侵入、強盗殺人及び強盗殺人未遂罪に問われた事案（第2事件）である。裁判所は、「本件各犯行の経緯及び動機に酌むべきところは全くなく、その態様はいずれも非常に執拗で、残虐さが際立っており、犯行の結果は深刻、重大で、被害感情も非常に厳しく、犯行が社会に与えた衝撃は大きい。（中略）これらの事情を総合すると、被告人の罪責は誠に重大であって、特に酌量すべき事情のない限り、死刑の選択をするほかないものといわざるを得ない。」と判示し死刑を言渡した。

⑨【大阪地裁平成23年10月31日判決】<sup>(25)</sup>

事実の概要は、自己の日常生活に発生する不都合を惹起させている超能力者とその集団の存在を世間が手助けしているとの妄想から彼等に対する復讐として大量無差別殺人を実行しようとして決意し、営業中のパチンコ店にガソリンをまいて火を放ち、店を全焼させ、店内の客及び店員のうち5名を焼死等により死亡させ、10名に両側下腿熱傷等の傷害を負わせた現住建造物等放火、殺人及び殺人未遂罪に問われた事案である。本件の争点は、犯行当時の被告人の責任能力の程度と絞首刑の憲法適合性である。裁判所は、責任能力について3名の精神医学者の鑑定結果を詳細に検討し、被告人には妄想があつて

も犯行当時それに影響されることなく主体的に判断し行動できていたとして精神疾患の影響は間接的なものであるとして完全責任能力を肯定した。また、絞首刑の憲法適合性については裁判員の意見をも聞いた上で憲法36条及び31条に違反しないと判示した。

裁判所は、量刑について「犯行態様、罪質、動機、結果、被害感情、社会的影響及び犯行後の情状等を総合考慮すると、被告人が不特定多数の人々を殺すために悲惨な殺害方法を計画し、これを実行して罪のない多数の者の生命を絶った責任はあまりにも重大である。動機形成に一部妄想が影響していることなどの、被告人のために有利と考えられる事情を最大限考慮しても、その生命をもってその罪を償わせるしかないとの結論に至った。」と判示し死刑を言渡した。

⑩【さいたま地裁平成24年2月24日判決】<sup>(26)</sup>

事案の概要は、被告人が互いの母親が姉妹関係にある従兄弟同士である共犯者Aと共謀の上、Aが出会い系サイトで知り合い養子となったB（当時46歳）を殺害してその死亡保険金を詐取しようと企て、Aが殺意を持ってBに睡眠薬を服用させ睡眠状態に陥らせた後、浴室の水を張った浴槽内にBを沈めて溺死させ虚偽の事故報告を行い保険金の支払いを請求し3600万円を振り込み送金させ殺人及び詐欺罪に問われた事案と、Aと共謀の上、2人の叔父であるC（当時64歳）との金銭トラブルからCを殺害しようと企て、AがCの左胸を刃体約21cmの柳刃包丁で突き刺し死亡させ殺人罪及び銃砲刀剣類所持取締法に問われた事案である。裁判所は、被告人が主導的立場から被告人に逆らうのことの出来ない共犯者Aを意のままに動かし実行行為を担わせていたこと、結果の重大性、犯行の計画性や冷酷さ及び動機に酌量の余地がないこと、遺族らの被告人に対する処罰感情が峻厳であることを量刑判断の基礎として死刑を言渡した。なお、共犯者Aには無期懲役が言渡され確定し受刑中である。

## II - ii. 無期懲役判決

裁判員裁判で死刑求刑に対し裁判所が無期懲役に処した強盗殺人事案を検討する。

東京地裁平成22年11月1日判決は、死刑求刑第1号事件として注目を集めた事案である。本事案は、被告人が耳搔き店従業員A宅に侵入し、A及びその祖母Bを殺害し死刑を求刑された。裁判所は、評議の状況の一端を暗示する様な表現で「同判決（永山事件、最高裁昭和58年7月8日第2小法廷判決、刑集37巻6号609頁＝筆者註）の列挙する量刑因子を本件につき具体的かつ総合的に検討した上で、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合に当たるかどうかを議論した。」と判示した後、一つ一つの量刑因子を検討する。① 犯行に至る経緯及び動機について、裁判所は、被告人の被害者に対する一方的な強い愛情が怒りや憎しみに変化してしまったことから殺害を決意するに至ったと認められるとし、検察官の「相手が自分の意に沿わなくなったから、その相手を殺害した」とする見解を否定し、「被告人が本件犯行に至った経緯やA殺害に関する動機は、極刑に値するほど悪質なものとまではいえない。」と判示した。② 裁判所は、祖母B殺害の計画性について計画性のない被告人にとっても想定外の出来事であったとし、計画に伴う必然的な結果であるとする検察官の主張を排斥した。③ 裁判所は、反省の態度について「被告人は罪を認めるとともに、事件直後から事件を起こしてしまったことを後悔し、被告人なりに反省の態度を示している」と判示した。④ 裁判所は、前科等について、被害者の「無念さや遺族の思いを真剣に受けとめ、人生の最後の瞬間まで、なぜ事件を起こしてしまったのか、自分の考え方や行動のどこに問題があったのかについて常に強くそれを意識し続け、苦しみながら考え抜いて、内省を深めていくことを期待すべきではないかとの結論に至った。」と判示し無期懲役に言渡した<sup>(27)</sup>。

## II - iii. 無罪判決

鹿兒島地裁平成22年12月20日判決は、死刑の求刑された裁判員裁判事案で

無罪を言渡した最初の事案である<sup>(28)</sup>。

事案の概要は、金品強取の目的で被害者方に侵入し、殺意をもって金属製スコップでA（当時91歳）及びB（当時87歳）の頭部や顔面等を殴打し殺害し住居侵入及び強盗殺人罪に問われた事案である。本事案は、情況証拠のみで犯人性が争点となったケースである。裁判所は、情況証拠によって認定できる間接事実を被告人と犯人とを結びつける事実と犯人性を否定する事情の双方から検討し、「情況証拠によって認められる間接事実の中に、被告人が犯人でなければ合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていないというほかない（なお、被告人には、被害者方への住居侵入、窃盗未遂罪が成立する可能性があるが、当該犯行が公訴事実の日時に行われたものであると認めるに足りる根拠がない以上、本件訴因によって、この点についてのみ被告人を有罪とすることもできない。）。（中略）本件程度の情況証拠をもって被告人を犯人と認定することは、刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益に」という原則に照らして許されないというべきであって、結局、犯罪の証明がないことに帰する。」と判示し無罪を言渡した。本判決は、後掲の最高裁判所第三小法廷平成22年4月27日判決（刑集64巻3号233頁）に沿ったものである。

### Ⅲ. 鳥取地裁平成24年12月4日判決

#### Ⅲ-i. 本判決考察の前提

本事案は、公訴提起された詐欺、窃盗及び住居侵入罪については基本的に争いはなく、2名の強盗殺人罪については否認し犯人性を争点とする強盗殺人行為と被告人を結ぶ直接証拠の存在しない状況証拠のみに基づき被告人の罪責を問うケースである。

最高裁判所は、裁判員裁判をも視野に入れ状況証拠に基づく事実認定について一連の判断を示している。

#### ① 最高裁判所第一小法廷平成19年10月16日決定<sup>(29)</sup>

本事案は、離婚訴訟中であった被告人が妻の実母らを殺害する目的で、ト

リアセトントリパーオキサイドに起爆装置を接続した爆発物を製造した上、定形外郵便封筒に収納して義母宛に投函し、義母方で爆発させ、義母を含む3名の者に重軽傷を負わせ爆発物取締罰則違反及び殺人未遂罪に問われたケースである。最高裁は、状況証拠に基づく事実認定について、「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である。ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。そして、このことは、直接証拠によって事実認定をすべき場合と、状況証拠によって事実認定をすべき場合とで、何ら異なるところはないというべきである。」と判示する。

② 最高裁判所第三小法廷平成22年4月27日判決<sup>(30)</sup>

本事案は、被告人が義理の息子であったAの妻B及び同人らの長男C（当時1歳）を殺害し同人らが居住していたマンションの一室に放火したケースである。最高裁は、上記①決定を引用し、「状況証拠によって事実認定をすべき場合であっても、直接証拠によって事実認定をする場合と比べて立証の程度に差があるわけではないが（最高裁平成19年（あ）第398号同年10月16日第一小法廷決定・刑集61巻7号677頁参照）、直接証拠がないのであるから、状況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要するものというべきである。」と判示し、第1審判決及び原判決を破棄し、大阪地方裁判所に差し戻した<sup>(31)</sup>。なお、本判決には、堀籠幸男裁判官の反対意見、藤田宙靖裁判官、田原睦夫裁判官及び近藤崇晴裁判官の各補足意見、那須弘平裁判官の意見がある。

### III - ii. 本判決審理の経緯

1. 本件は、元同居の男性Aとの詐欺7件（被害額 798万7000円）と住居侵



入及び窃盗（現金35万円等財中の財布2個）の共犯事案と1件の詐欺（被害額126万円）と2件の強盗殺人（270万円の債務の弁済を免れるため殺害した北栄町事件と電化製品購入代金123万5800円の支払を免れるため殺害した摩尼川事件）の単独犯事案である。

被告人は、共犯事案と単独の1件の詐欺事案については基本的に認めているが、2件の強盗殺人については否認している。被告人が強盗殺人罪で逮捕された経緯は、詐欺容疑で拘留中に摩尼川事件で強盗殺人罪の捜査が行われ、容疑が固まり強盗殺人罪で逮捕され<sup>(32)</sup>、その後、北栄町事件で強盗殺人容疑が固まり強盗殺人罪で再逮捕された<sup>(33)</sup>。

公判前整理手続きは、2010年1月18日開始され2012年9月19日まで2年8ヶ月間に42回開催され、強盗殺人行為と被告人を結ぶ直接証拠の存在しない状況証拠のみの強盗殺人罪の犯人性が争点となった。審理日程は、第1回公判が同年9月25日開廷され同年12月4日第25回公判で判決宣告という75日間のスケジュールとなった<sup>(34)</sup>。裁判員選任手続は、裁判員候補者1500人から700人が選任され、事前辞退者は592人で選出手続の実施された同年9月21日出頭を求めた者79人のうち55人が出頭しそのうち17人が辞退し、38人の中から裁判員6人（男性3人・女性3人）及び補充裁判員4人（男性1人・女性3人）が選出された。開廷日は、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の週4日の過密なスケジュールである。

筆者は、BSS山陰放送のコメンテーターとして20回の公判のうち11回の公判を傍聴し、本件裁判員裁判の展開を注視しながら裁判員裁判に内在する問題点を考察してきた。

公判の概要は、以下の通りである（公判前整理手続き段階では、予備日を含め25回の公判が予定されていた。）。

第1回公判（9月25日）冒頭手続き、起訴状朗読、総括冒頭陳述及び財産犯冒頭陳述

第2回公判（9月27日）及び第3回公判（9月28日）主に財産犯証書調べ

第4回公判（10月1日）北栄町事件個別冒頭陳述



- 第5回公判（10月2日）北栄町事件証書調べ
- 第6回公判（10月4日）摩尼川事件個別冒頭陳述
- 第7回公判（10月5日）摩尼川事件証書調べ
- 第8回公判（10月11日）から第15回公判（10月25日）証人尋問
- 第16回公判（10月30日）検察官・被告人質問、裁判官・被告人質問
- 第17回公判（11月1日）被害者遺族意見陳述
- 第18回公判（11月5日）論告求刑
- 第19回公判（11月6日）弁論、被告人最終陳述
- 第20回公判（12月4日）判決宣告

第15回公判閉廷直前、裁判長より次回の審理について確認がなされた際に、弁護人は当初10月29日の公判期日に予定されていた弁護人による被告人質問を被告人の黙秘権を理由にキャンセルした。第19回公判以降判決公判までに11回の評議が開催された。

2. 第1回公判の概要について検討する。被告人は罪状認否において、「2件の強盗殺人については、私はやっていません。」と供述し、犯人性を否定した。公判前整理手続では、2件の強盗殺人事案では被告人の犯人性を争点とし、検察官は睡眠導入剤や事件当日の出来事及び事件後の被告人の行動等について状況証拠から立証するとした。また、各詐欺事件については、犯行事実には争いはなく、共謀の点で被告人と共犯者Aの何れが主導的立場にあったかという情状面を争点とする。

検察官は、総括冒頭陳述において事件全体の構図として被告人が共犯関係にある7件の詐欺について大学卒業後鳥取市内の自動車販売店で営業を担当し、2007年12月スナックで働いていた際に知り合い、2008年7月から被告人の逮捕当日まで同居していた元同居の男性Aを自己の意のままにコントロールし詐欺の実行行為と強盗殺人事件の事情を知らないAを犯行現場に車で迎えに来させたとし、被告人とAとの関係性の原型を被告単独の最初の詐欺事件に見られる被告人の被害者をコントロールする関係性にあるとする。また、2件の強盗殺人については、犯行の手口として睡眠薬等を事前に入手し、朝、

被害者を電話で呼び出し殺害し、その後 A を電話で呼び出し迎えに来させて現場を離れ、その後被害者が死体で発見されるという同一の経緯を辿っているとす。検察官は、強盗殺人事案の立証ポイントとして北栄町事件及び摩尼川事件において被害者が死亡するまで被害者と一時的、直接的に関わり行動を共にしたのは被告人であり、A は殺害事実を知らないまま被告人の言いなりに行動させられていたとする。

弁護人は、被告人の犯人性を争点とし、生前の被害者に最後に接触した者、被害者に睡眠薬を飲ませた者及び被害者から購入代金等の支払を請求された者を被告人ではなく A であると特定する。

第 4 回公判では、北栄町事件個別冒頭陳述が行われた。検察官は、犯人性の立証構造として被害者は睡眠導入剤を飲まされ殺害されたとし、殺害の機会、殺害までの行動、殺害の方法及び被告人の殺害目的を立証する。殺害方法は、被害者に睡眠導入剤を飲ませた後に海中に誘導し溺死して殺害する方法である。犯行に使用した睡眠導入剤の入手経路については、被告人の隣のアパート住人 O の証言によるとする。また、殺害目的は、借金返済を免れるという目的である。検察官は、21 の間接事実を積上げ強盗殺人を立証するという。

第 6 回公判では、摩尼川事件個別冒頭陳述が行われた。検察官は、犯人性の立証構造は北栄町事件と同様とし 24 の間接事実を積上げ強盗殺人を立証するという。犯人性については、被告人のみが被害者殺害時間帯犯行現場にいた事実を A の証言及び A の行動確認をしていた警察官 K の証言で立証するという。

第 8 回公判から第 15 回公判では、12 名の証人に対して尋問が行われた。警察官 K は、2009 年 6 月以降被告人と A の行動観察をしており摩尼川事件犯行当日スーパー駐車場に A が自己の乗用車を駐車している事実及び駐車場から自己の乗用車を発進するのを目撃している。また、スーパー駐車場の防犯カメラには、A 車の駐車している映像が撮影され防犯ビデオに記録されている。詐欺罪の共犯者である元同居の A は、第 13 回公判から第 15 回公判において検

察側の重要証人として出廷する。当時、Aは、詐欺罪で懲役3年の実刑判決が確定し、2012年7月5日仮釈放されていた。

第11回公判では、被害者に服用させた睡眠導入剤を被告人に与えたり盗まれたとするOの証人尋問が行われた。Oは、23歳頃から40歳頃まで覚せい剤使用歴があり6回逮捕され服役歴がある。Oは、44歳頃から不眠症と覚せい剤使用の後遺症として幻聴と幻覚を発症し、精神科に通院し3、4種類の睡眠薬を処方され服用していた。Oの証言に対しては、3名の裁判員と1名の裁判官から補充尋問が行われた。

第12回公判では、証人Oの主治医である精神科医Sに対し2名の裁判員と2名の裁判官から補充尋問が行われ、薬物効果等について証言した法医学教授Kに対し2名の裁判員と3名の裁判官から補充尋問が行われた。

第15回公判では、証人Aに対して裁判員6名全員及び両陪席裁判官から補充尋問がなされた。特に、Aは、裁判官から2つの強盗殺人事件についての関与を捜査段階で疑われたことがないか尋問され、殺人幫助という名目で実際取り調べを受けたと答えた。検察官は、最終尋問において捜査段階の調書によれば強盗殺人幫助となっていることを指摘し、Aは捜査段階で強盗殺人幫助の嫌疑を受けたことを認めた。

第16回公判では、冒頭で検察官の被告人質問に先立ち、裁判長が黙秘権に十分配慮して質問を行うように付言した後、検察官から被告人に対して61項目の質問がなされた。裁判長は、検察官の被告人質問に対して質問内容が検察官の意見であるとしたり、事件との関連性の無い質問である等として5回不相当とした。被告人が黙秘権行使をしたため、検察官はその都度「黙秘ということで次にいきます。」と繰返し同じ文言で確認した。被害者参加人制度で被害者遺族に付添っていた弁護人から被告人質問の要請がなされた際、裁判長は検察官を通して質問をするように指示し、被害者への冥福を祈っているのかとの主旨の質問に対して被告人の犯人性を前提としているので不相当であるとの訴訟指揮をした。裁判長は、検察官の被告人質問終了後、裁判官の被告人質問として黙秘かの確認をしたのに対し、被告人は、「はい。」と答

えた。その後、検察官は、被告人質問の直前に黙秘権行使を理由に被告人質問を回避することは公判前整理手続の目的を侵害するものとして弁護人に釈明を求めた。弁護人は、証拠の信用性を弾劾した結果、訴訟の流れの中で黙秘権を権利として行使したと釈明した。裁判長は、検察官に対し求刑論告で黙秘権行使が不利益となるような論告は行わないよう喚起した。

第18回公判の論告求刑において、検察官は、Aを犯人だとする弁護側主張は被告人の証言によって成り立つものであり、被告人質問が行われなかった結果、前提を欠いているとして被告人の犯人性は合理的疑いを差し挟む余地がない程に立証されたとし、永山基準に従い被告人の量刑因子を具体的に検討し死刑を求刑した。

第19回公判の弁護人最終弁論において、弁護人は、被告人最終陳述冒頭で公判前整理手続で予定していた被告人質問を回避し弁護側方針を変更した理由について証人として出廷したA及び警察官Kが協力して虚偽の証言をしたことに因るとした後に両者の証言の虚偽性を指摘する。

第20回公判で裁判所は、求刑通り被告人に死刑を言渡した。鳥取地裁における死刑判決は、尊属殺人罪未遂及び2名の殺人罪に問われた昭和34年6月22日判決以来58年ぶりである<sup>(35)</sup>。

### Ⅲ-iii. 本判決の問題点

本件裁判員裁判の審理の経緯及び判決から顕在化した問題点は、裁判員裁判そのものに内在している問題点を照射しているものと解される。以下、本判決の問題点を分析検討する。

第1は、2010年1月18日から2012年9月19日まで2年8ヶ月42回の長期間に亘る公判前整理手続が実施された点である。本件は、公判前整理手続期間において5位以内の長期にわたる事案である（後掲133頁表9参照）。当初、上田被告は、詐欺容疑で拘留中に摩尼川事件の捜査が行われ、殺人罪容疑の固まった2010年1月28日殺人罪で逮捕され、更に北栄町事件の捜査が行われ、殺人容疑が固まった同年3月3日殺人罪で再逮捕された。公判前整理手続

の争点の中核は、2件の強盗殺人罪の犯人性であり、被告及び弁護人の否認事件である。検察官は上田被告の単独犯とのストーリーであり、弁護人は同居の男性の単独犯とのストーリーを展開し、真っ向から相反する犯罪構図を構築した。

第2は、本件裁判は強盗殺人行為と被告人を結ぶ直接証拠の存在しない状況証拠のみに基づき被告人の罪責を問う事案である。検察官は、被告人の犯罪事実を立証する義務を負い、弁護人は、検察官の主張の合理性に疑問を提起し被告人の犯人性を否定すれば足りる。本件裁判のポイントは、検察及び弁護双方が相反するストーリーを展開する中で双方の主張の何れが裁判員の納得を得るかにある。被告人は、第1回公判の罪状認否で「2件の強盗殺人については、私はやっていません。詳しいことは弁護士の先生が説明します。」と供述し、公判では弁護人がどのように犯人性を否定するかが注目された。弁護人は、被告人が犯人であるとの検察官の主張一つ一つに疑問を提起するとの弁護方針を取ることなく、犯人は同居の男性であると実名を挙げてストーリーを展開した。このような弁護方針からは、弁護人が同居の男性が犯人であるとの決定的証拠を掌握した上での主張であるものと推認され公判の進展が注目された。弁護人は、第15回公判終了間際、裁判官による次回公判の予定確認の中で被告人の黙秘権行使を理由に弁護人による被告人質問を行わないと述べ次回に予定されていた公判が中止された。被告人は、第16回公判で検察官及び裁判官による被告人質問にも黙秘し、最終陳述において「2件の強盗殺人についてはわたしはやっていません。」と供述するに留まった。

弁護人は、第19回公判の弁護側最終弁論において弁護側方針変更の理由について、法廷で証言した警察官と同居の男性が協力して嘘をつき、妻が待つ同居の男性を救うために被告人のみを強盗殺人の犯人に仕立てあげたと主張した。このような弁護人の被告人質問回避理由は、同居の男性が犯人であるとの弁護人のストーリーの根拠としては裁判員を説得するに十全であるかは疑問である。更に、弁護人の被告人質問回避は、成立を認めている7件の詐欺事案について被告人の情状に論及する機会のないまま弁護活動を終結させ

ている。

本件裁判での弁護人の訴訟活動について若干批判的に検討する。本件では同一事務所の3名の弁護士が国選され訴訟活動を法廷内外で行った。しかしながら、法廷での弁護活動を見る限り主任弁護人の弁護活動のみ突出し十分かつ相互批判的な弁護方針等の検討が弁護人間でなされているのか疑わしい場面に多々遭遇した。突然の被告人質問の回避や同居男性を犯人と名指しし、その根拠も十二分に示されなかった弁護活動に端的に顕在化している。本法廷での裁判員等は、検察官の主張には常に注意を集中しているが弁護人の弁論には明らかに異なった反応を示している。弁護人は、裁判員等を引き付け得心させる様な弁論活動を十全に果たしたとは言えない。その一因は、担当弁護人相互の批判的論議の欠如にあるものと考えられる。

第3は、裁判所が強盗殺人罪に問われた摩尼川事件の公訴事実に記載された支払を免れた電気製品購入代金の金額を検察官の主張する123万5800円ではなく53万1950円と認定した点である。強盗殺人罪の犯行動機としては、被告人の免れた債務金額が幾らであるかは重要である。裁判所は、被害者作成の受注日誌及び売掛帳を詳細に検討し、電化製品12点それぞれの債務者を特定し、被告人の単独犯とする検察官のストーリーに沿った購入代金金額を否定し、検察官のラフな主張を排斥した事実認定をしている。

第4は、裁判員裁判による死刑判決の是非である。死刑の究極性については、永山判決をはじめ判例の認めるところである<sup>(36)</sup>。原田國男教授は、究極的刑罰としての死刑との視点から「犯情により死刑を選択し、一般情状により死刑を回避する。」とし、犯情としては犯罪事実（犯行の手段・方法、結果の程度・態様、共犯関係等）と密接関連事項（犯行の誘因、直接的な動機、犯行準備の状況、被害者側の行為ないし事情、被告人の事後の行動ないし心情、犯罪の社会的影響等）に分け、一般情状としては被告人の属性とみられる因子（被告人の年齢、前科・前歴ないし生活史、健康状態、家庭環境、生活状況等）と被害者及び社会一般の側の状態を示す因子（被害弁償、謝罪の努力、示談の成否ないし被害者の処罰感情の強弱、社会事情の推移、関連法

規の変動等)に分け、「① 死刑を選択するに際しては、犯情のみによって死刑が選択できるか否かを判断すべきであり、一般情状を理由に死刑を選択すべきではなく、一般情状は、死刑を回避する方向のみで考慮すべきであること、② 死刑を最終的に適用するには、選択と回避との2段階の絞りをかけることの2点である。」と主張される<sup>(37)</sup>。更に、渡邊一弘准教授は、永山判決以降裁判員裁判施行前までの職業裁判官による死刑及び無期懲役の確定事件322例を数量化理論第Ⅱ分類における多変量解析により分析し数量化基準したものをベースに2011年5月末日までの死刑及び無期懲役の裁判員裁判13例について分析し、上記東京地裁平成22年11月1日判決(求刑死刑)及び鳥取地裁平成22年3月2日判決(求刑無期懲役)は、死刑相当事案にも関わらず無期懲役とされ、死刑判断への躊躇が背景にあると指摘する<sup>(38)</sup>。

裁判員裁判の対象事案は、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当る罪」(裁判員法第2条第1項第1号)であり、裁判員の関与する評決に際し刑の量定について意見の分かれるときは構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見により決せられる(裁判員法第67条第2項)。裁判員裁判制度は、合議体での一定の条件下での多数決による量刑を予定している。

裁判員裁判制度の下での量刑評議の在り方については、制度設計段階からも論議となり多くの論稿が寄せられている<sup>(39)</sup>。中川博之判事は、職業裁判官による評議及び評決の通例を紹介した後、裁判員が加わった量刑に関する評議及び評決における量刑判断の骨格として当事者追行主義の原則に基づいて「当事者の主張、とりわけ拳証責任を負う検察官が公判で主張する量刑事情を俎上に載せ、その可否を弁護人の主張を参照しつつ検証するという手法」が妥当であるとする。また、量刑理由の記載については、「判決書には、主文の刑を導くに至った具体的な理由を、裁判体としてどのような量刑事情を重視したかを明らかにしつつ示しておくのが相当」とし、「裁判員の意見が量刑にどのように反映されるに至ったのか、そのプロセスを明らかにする趣旨で、評議ではどのような点(量刑事情)を中心に議論し、どのような観点から意見が交わされ、どのような結論に至ったのかを、もちろん守秘義務に反しな



い限度で、明らかにしていく工夫も考えられる。」と主張する<sup>(40)</sup>。平良木登規男教授は、英米法系やヨーロッパ大陸法系が陪審裁判や参審裁判を導入したのは直接民主主義の実現を図るためであり、直接民主主義が裁判体の構成や評決に影響を与えていることを指摘する。裁判員裁判は、裁判員法第67条で評決について「構成裁判官及び裁判員双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」と規定し、「裁判官による裁判」の担保と法的安定性を志向する。裁判員法第2条第3項及び第4項の規定する裁判官1名裁判員4名から構成される裁判体では、重要な量刑事情に争いがあり、極めて厳しい量刑が想定される場合には裁判官の意見が突出すると指摘し、同法第2条第2項の裁判官3名裁判員6名から構成される裁判体での審理・審判とすべきであると主張される<sup>(41)</sup>。

裁判員裁判における評議・評決及び量刑判断については、多くの見解が示され検討されている。

平成24年3月14日開催第9回裁判員制度に関する検討会は、裁判員法附則第9条に基づき実施状況を鑑みながら裁判員制度検討の論点整理を開始し、(1) 審理・公判前整理手続等、(2) 評議等を対象とすることとした。これを受けて、平成24年12月4日開催第15回裁判員制度に関する検討会は、評議・評決についての論議を重ねている<sup>(42)</sup>。しかしながら、本件裁判のような状況証拠のみで事実認定しかつ被告人の黙秘権行使がなされた事案では、死刑求刑に対する評決での判断を裁判員に委ねることの是非が実施状況及び参加した裁判員の声に傾聴しながら改めて検討されねばならない<sup>(43)</sup>。本判決公判直後の記者会見では、裁判員等から死刑判決の可能性のある裁判員裁判での裁判員等の負担が語られ、制度の見直しについて論及する<sup>(44)</sup>。

酒巻匡教授は、裁判員制度が量刑判断に裁判員が参加する一体型の国民参加形態である前提として、「量刑過程の明晰な言語化」という作業課題が法律家の責務であると指摘する<sup>(45)</sup>。原田國男教授は、裁判員裁判の合議体における量刑判断における職業裁判官の役割に論及される<sup>(46)</sup>。小池信太郎准教授は、裁判官が評議に際し4カテゴリー（① 量刑に関する事実認定、② 量刑目的



ないし基準に関する判断、③ 量刑事情（およびその総合としての事案全体）の評価、④ 具体的刑量の決定）に区分された量刑判断過程を量刑のための判断事項として裁判官の判断を優先すべき要請の強く働く事項（専門的判断事項）と裁判官と裁判員が対等な立場で評議すべき事項（協働的判断事項）とに二分し、適宜使い分けることを提案する<sup>(47)</sup>。

第5は、被告人の犯人性立証のキープアスンである元同居男性Aの証言の信用性である。裁判所は、本件全体の構造として元同居男性Aの証言の重要性を認識しており信用性判断にあたり慎重な検討をしている。例えば、Aの証言は、摩尼川事件の犯人性を立証する被害者への睡眠薬等を服用させた場面や殺害現場等の目撃証言ではないが、「被告人の犯人性を極めて強く推認させる事実関係を証言しているから、安東証言は、被告人の犯人性を検討する上で重要な証拠であるということが出来る。しかも、安東は、同人の証言によっても、本件当日に被告人と共に犯行現場の近くに来た人物とされているのであって、同人が単独犯の真犯人であった場合はもちろんのこと、同人が被告人との共犯によるものであった場合など、同人が何らかの関与をしていた場合、同人が自己の刑事責任を免れるため、あるいは、これを少しでも軽減するため、自己の罪責を被告人に転嫁しようとして虚偽の供述をするおそれが高いという関係にあるといえる。」として、「同証言の信用性判断に当たっては、客観的事実と合致しているかとか、客観的事実と整合していて十分合理的であるかなどという観点から、慎重に検討する必要がある。」と判示する（後掲判決文67頁参照）。裁判所は、被害者車両マーチの現場での停車位置に関する安東証言について、「本件マーチの停車位置は、安東自身の重大犯罪の成否に大きく影響する重要な事実であり、だからこそ、安東はその罪責を免れようとして上記のような虚偽の証言をした可能性が高いと考えられる。」と判示する（後掲判決文71頁参照。）また、裁判所は、電化製品6点購入に伴う債務者を被告人とする安東証言について、「仮に将来、安東が殺人罪又は強盗殺人罪について刑事責任を問題とされるような場面が生じたときには、安東の被害者に対する債務の存否及びその存在の認識の有無によって、殺人罪又

は強盗殺人罪のどちらかが成立するかが決せられる可能性が高いと考えられる。安東は、第三者からこのような法的知識を得た上、強盗殺人罪が成立することを回避しようと考え、被害者に対する債務の存在及びその認識につながる事実を肯定しないよう慎重に配慮し、あえて虚偽の証言をしたものと考えられる。」と極めて異例な判示をする（後掲判決文81頁参照）。

検察官及び弁護人は公判で被告人の犯人性を争点とし、被告人ないし同居男性の単独犯と主張しているにも関わらず、裁判所は両者の共謀共同正犯の成否を検討し、判決文で論及する。判決は、「本件の証拠関係を前提とする限り、安東について被告人との共謀共同正犯が成立すると認めるのは困難である（なお、安東に幫助犯が成立するかどうかは別の問題であるが、被告人の刑責についての判断には必要がないので、ここでは触れないこととする。）」と判示する（傍点筆者、後掲判決文90頁参照）。判決文の文言からは、評議の中で被告人と同居男性の共犯関係について論議されたと推測される。共犯についての判決文での言及は、評議の過程を顕在化させるとの意図からとは考えられず、公判廷で争点として顕在化していない共犯関係についての判示は、言わずもがなである（但し、第15回公判で証人として出廷した同居男性に対し陪席判事から補充尋問で捜査段階での強盗殺人幫助の取調べの有無が尋ねられ、証人は強盗殺人幫助の取り調べの事実を肯定している。）。

第6は、本件裁判の主要な争点は被告人が2件の強盗殺人の犯人であるのか否かであり、その点の審理がなされた。しかしながら、7件の詐欺及び1件の住居侵入及び窃盗の共犯関係にある同居男性が、被告人の2件の強盗殺人について全く知らずに犯行現場まで呼出され迎えに行った点及び被告人の意のままにコントロールされた依存状況にあったとする点等、事件全体の構図は被告人の黙秘により未解明のまま審理は終結した。同居男性の被告人への依存性を強調する検察官の主張及び裁判所の判断は、被告人の男性を control する能力を強調することにより、同居男性の共依存性 (co-dependence) を惹起させるとの構図であり、車のセールスマンであった成人男性に何故このような共依存性が発症するのかの分析は十分ではなく、このような関係性の

構図にはなお疑問が残る。

また、直接証拠の存在しない状況証拠のみの本件審理では、被告人の最も近くに居る同居男性の証言及び被害者の溺死を容易にする睡眠導入剤の入手先である隣人の法廷証言は重要である。しかしながら、同居男性は証言時には共犯関係の詐欺事件の仮釈放中の身であり、睡眠導入剤服用者の隣人は不眠症と軽い幻聴に悩まされ麻薬及び向精神薬取締法違反での訴追も検討されている者であり、両者共に捜査官や検察官への迎合的証言がなされていないかたかの検証も必要である。

第7は、裁判員法第108条の裁判員等の守秘義務の問題である。裁判員法第108条第1項は、「裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定し、同条第5項は、「裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考えた事実若しくは量定すべきであると考えた刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定すべきであると考えた刑を述べたときも、第1項と同様とする。」と規定し、裁判員等による秘密漏示行為の罪責についての構成要件を規定する。

裁判員等に守秘義務を課す理由としては、「他人のプライバシーを保護し、裁判の公正とこれに対する国民の信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保障するためである」と解されている<sup>(48)</sup>。太田勝造教授は、性別と年齢による全国二段階層化ランダム抽出に基づく留置法調査結果の分析により裁判員等の記者会見や守秘義務について検討する<sup>(49)</sup>。他方、評議過程の透明性及び事後的検証可能性という視点からは、法改正の必要性が主張される。三島聡教授は、現行法の下での評議の問題点を指摘し、評議のブラックボックス化を回避し外部からの問題点指摘を可能とするため評議過程を外在化し検証可能とする法改正の必要性を指摘し、法改正としては裁判員の任務の終了した判決言渡し後の開示可能性を検討する<sup>(50)</sup>。

裁判員等の守秘義務の視点から裁判員等の記者会見及びその後放映された特集番組「裁判員裁判75日 鳥取不審死事件の法廷」について検討する<sup>(51)</sup>。

本判決公判直後に鳥取地方裁判所会議室で開催された鳥取司法記者クラブ対象の裁判員及び補充裁判員の会見は、裁判所の態勢もあって10名全員が出席し、1名の裁判員は氏名及び写真撮影も了解し、75日裁判の実相の一部を垣間見ることが出来た。会見では長期間の職務従事に伴う拘束と死刑判決について全員の裁判員等から負担であったとの感想が述べられる<sup>(52)</sup>と同時に評議に抵触するような「全員が納得するまで評議を重ねた」との発言もあり、仄聞するところでは、死刑制度に反対の裁判員の存在、評議において共犯の存在について検討されたこと及び処断刑が死刑か無期懲役かの評議では投票がなされた様である。裁判員等は、死刑の選択という苦渋の判断を下したにも関わらず最終弁論終了後11回の評議を重ね結論を得た達成感に由来するのかわかりやすい表情で会見に臨み質問に答えている光景には若干の違和感を覚える。死刑判決言渡しは、従来の裁判においても職業裁判官にとり非常に重圧のかかるものであり襟を正して法廷に臨むという。元裁判官の原田國男教授は、裁判官として死刑事件に縦断的かつ横断的に関与する中で死刑か無期懲役かの選択を迫られることが「頭と心を悩ます」と述懐される<sup>(53)</sup>。裁判員及び補充裁判員は、Team Ten との一体感のもと死刑判決の重圧から回避されているようであり、裁判官も裁判員等との協働により結果として死刑判決の重圧を軽減化しているものと思慮する<sup>(54)</sup>。

第8は、裁判報道の在り方である。本件裁判員裁判は、全国的にも注目を集めた裁判であり傍聴券を求めて多くの市民が裁判所に集り、傍聴希望者は第1回公判で1115名、第20回判決公判では1206名に達した。鳥取地裁第2号法廷は、傍聴席48席の小さな法廷であり報道関係者に19席、遺族関係者に7席が優先され市民には22ないし23席が割り当てられ48.5倍ないし54.8倍の競争率となる。更に、これら一般22席の70%は、報道関係機関により動員されたシルバーセンター等のアルバイトに交付された傍聴券を報道関係機関に譲渡され事実上報道席として利用されている実態がある。このような状況は、熱心な

記者による取材で正確な報道がなされる反面、市民自身が自らの目で裁判員裁判を傍聴し問題点を広く共有することも重要であり、その妨げとなっている側面もある。

#### IV. 今後の課題

最後に、鳥取地裁平成24年12月4日判決は、既決4772件の中の1つではあるが、死刑判決15件の1件であり裁判員裁判に内包する問題点を表出する判決である。本件裁判員裁判を通して顕在化した裁判員裁判の今後の課題について若干検討する。

第1は、被告人に充実した弁護権保障のため Second Opinion の機会を与えることを提案する。

裁判員裁判が実施された以降、裁判員等経験者によるアンケート調査が最高裁判所により継続的になされ、法廷での説明等の分かりやすさの項目で検察官の説明と弁護士の説明には常に大きな開きがあり30ポイント余の差があることが報告されている<sup>(55)</sup>。その一因は、検察庁の指揮のもと制度設計以降十二分になされた検察官の法廷活動の研修及び技術の研鑽に対して弁護士の法廷技術の研鑽の不十分さにあるといえる<sup>(56)</sup>。特に、本件裁判では、弁護人は裁判員裁判における黙秘権行使が裁判員の心証形成に与える影響を等閑視したと言わざるを得ない。黙秘権は、被告人に保障された重要な憲法上の権利であり、弁護人の適切な弁護方針と相俟って有効性が担保される。被告人にとり公判廷で黙秘権行使を貫徹するか否かの判断は極めて困難であり、黙秘権行使のメリット・デメリットについての担当弁護士の説明だけでは十全ではなく、他の弁護士の Second Opinion を受ける機会の保障が必要である。更に、死刑求刑の予測される事案では、被告人相互で弁護方針等について徹底的な実質的論議がなされ被告人にとり充実した弁護権の保障が最優先されるべきである。同一事務所の弁護士から構成される弁護団構成のあり方を含め真摯な検証が求められ、鳥取県弁護士会も単位弁護士会として問題点の相互検討が望まれる。

第2は、被害者参加制度で被害者遺族に付添い検察官席の後ろに在廷する弁護士の意見陳述である。本件裁判では2人の弁護士が検察官の論告求刑の後、意見陳述を行い、検察官の立証活動を賞賛し2件の強盗殺人について被告人は100%黒であると断言する陳述をした。被害者家族をサポートする職責とはいえ弁護士の陳述としては、違和感を禁じえない陳述である。

第3は、裁判員及び補充裁判員に対しては、職務従事以降の継続的な充実したメンタルケアの保障の必要性を提案する。裁判員及び補充裁判員は、評議を十二分に尽くした直後の死刑判決については揺るぎない自信をもっているものと思慮する。しかしながら、時日の経過の中、裁判員及び補充裁判員は、死刑執行の報道等に接する度に担当した被告の執行ではないかと考え、更に、現実に担当した被告に死刑執行がなされれば心理的負担が負荷されるであろう。とりわけ、死刑制度に反対する見解の裁判員及び補充裁判員においては顕著であろう。

第4は、裁判員及び補充裁判員へのインタビューがメディアでなされ、裁判員裁判制度検証のための重要な素材提供がなされている。裁判員裁判制度は、直接参加した裁判員及び補充裁判員の忌憚りの無い率直な意見を参考により良い在り方の検討を深化していかなければならない。その際に、これらの意見は、議論の貴重な資料として活用されねばならない<sup>(57)</sup>。

---

(1) 東京地裁平成21年8月6日判決は、殺人罪で懲役15年（求刑懲役16年）に処せられた事案である。判例タイムズ1325号68頁参照。本事案を担当した伊達俊二弁護士及び町田鉄男検事が、第1号事件担当の感想を述べている。2009年12月27日産経新聞参照。東京高裁平成21年12月17日判決は、被告人の控訴を棄却した。判例タイムズ1325号60頁参照。

(2) 裁判員裁判の最新の実施状況（平成24年12月末現在）について最高裁判所HP参照（[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05-10\\_jissi\\_jyoukyou/h\\_24\\_12\\_sokuhou.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10_jissi_jyoukyou/h_24_12_sokuhou.pdf)）。

(3) LEX/DB【文献番号】25463427。本判決について、拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題—島根県裁判員裁判第1号事件を素材に—」島大法学第53巻第4号



- (2010年) 1頁以下特に38頁註(35)及び井木博子「過酷な状況下での犯行について強盗目的の不在を争った事案(強盗殺人等被告事件)」季刊刑事弁護63号(2010年)123頁以下参照。井木論文は、国選弁護人の一人として自己の担当した本件裁判について弁護活動を自省的に検証し弁護活動と裁判員制度の問題点を指摘する。
- (4) LEX/DB【文献番号】25470396。山本剛「耳目を驚かし、死刑判決が予想された事件で無期懲役となった事例(殺人被告事件/耳かき事件)」季刊刑事弁護66号(2011年)84頁参照。
- (5) LEX/DB【文献番号】25470446。
- (6) LEX/DB【文献番号】25481416。
- (7) この間の経緯と問題点については、前掲註(3)拙稿3頁以下参照。なお、最高裁判所事務総局は、裁判員法附則第9条の趣旨に基づき施行3年経過時点での実施状況を検証し、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(平成24年12月)を作成し、平成24年12月7日開催第21回裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会で資料として配布する。なお、本稿との関係で参考となるデータを末尾【資料編Ⅱ.】に掲載する([http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms\\_lf/80822003.pdf](http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/80822003.pdf)、[http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms\\_lf/80822004.pdf](http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/80822004.pdf)、[http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms\\_lf/80822005.pdf](http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/80822005.pdf))。
- (8) 「法曹の養成に関するフォーラム」の構成員は、以下の通りである(平成23年5月25日開催第1回会議構成名簿、<http://www.moj.go.jp/content/000074880.pdf>)。【関係政務等】瀧野欣彌・内閣官房副長官、鈴木克昌・総務副大臣、小川敏夫・法務副大臣、櫻井充・財務副大臣、鈴木寛・文部科学副大臣、中山義浩・経済産業副大臣【有識者】座長：佐々木毅・学習院大学法学部教授、伊藤鉄男・弁護士(元次長検事)、井上正仁・東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授、岡田ヒロミ・消費生活専門相談員、翁百合・株式会社日本総合研究所理事、鎌田薫・早稲田大学総長・法学学術院教授、久保潔・元読売新聞東京本社論説副委員長、田中康郎・明治大学法科大学院法務研究科教授(元札幌高等裁判所長官)、南雲弘行・日本労働組合総連合会事務局長、荻原敏孝・株式会社小松製作所相談役・特別顧問、丸島俊介・弁護士、宮脇淳・北海道大学公共政策大学院長、山口義行・立教大学経済学部教授【関係機関】葛野雅之・最高裁判所事務総局審判官【オブザーバー】加藤公一・元法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム座長、伊丹俊彦・最高検察庁総務部長、川上明彦・日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員。本会議は、平成24年5月10日開催第14回会議において論点整理(案)及び丸島委員の意見書に基づき論議がされ、若干の修正がなされ終了している。
- (9) 総務省「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価<評価の結果及び勧告>」は、総務省HPに公表されている([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/000056940.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000056940.html))。同評価には詳細なデータが【資料】として添付されている([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000156430.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000156430.pdf))。
- (10) 提言については、文部科学省HPに公表されている(参照<http://www.mext.go.jp>)

/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo 4/houkoku/1323708.html)。

- (11) 法曹養成制度閣僚会議の構成員と業務については、官邸のHPに掲載されている (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso/>)。同会議の構成員は、議長：内閣官房長官、副議長：法務大臣、文部科学大臣、議員：総務大臣、財務大臣、経済産業大臣である。関係閣僚会議は、法曹養成制度検討会議に対し法務省に設置された「法曹の養成に関するフォーラム」が平成24年5月10日に作成した「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」を踏まえての検討を委嘱し、平成25年8月2日までに意見の取りまとめを求める。
- (12) 法曹養成制度検討会議の構成員は、「法曹の養成に関するフォーラム」の構成員が任命され若干の追加がなされた（平成24年8月28日開催第1回会議構成名簿）。【関係政務等】竹歳誠・内閣官房副長官、大島敦・総務副大臣、松野信夫・法務大臣政務官、藤田幸久・財務副大臣、高井美穂・文部科学副大臣、中根康浩・経済産業大臣政務官 【有識者】座長：佐々木毅・学習院大学法学部教授、伊藤鉄男・弁護士（元次長検事）、井上正仁・東京大学大学院法学政治学研究所・法学部教授、岡田ヒロミ・消費生活専門相談員、翁百合・株式会社日本総合研究所理事、鎌田薫・早稲田大学総長・法文学術院教授、清原慶子・三鷹市長、久保潔・元読売新聞東京本社論説副委員長、国分正一・医師・東北大学名誉教授、田島良昭・社会福祉法人南高愛隣会理事長、田中康郎・明治大学法科大学院法務研究科教授（元札幌高等裁判所長官）、南雲弘行・日本労働組合総連合会事務局長、荻原敏孝・株式会社小松製作所特別顧問、丸島俊介・弁護士、宮脇淳・北海道大学公共政策大学院長、山口義行・立教大学経済学部教授、和田吉弘・弁護士 【関係機関】小林宏司・最高裁判所事務総局審議官 【オブザーバー】林真琴・最高検察庁総務部長、根本副孝・日本弁護士連合会法曹養成制度改革実現本部委員。平成25年3月27日開催第11回法曹養成制度検討会議は、資料として「中間的取りまとめ（案）」を配布し、2002年閣議決定の司法試験合格者数を「年間3000人程度に増やす」とした目標の撤回や法科大学院の統廃合促進等を提案する。法曹養成制度検討会議は、今後の展開として、「この中間的な取りまとめについて、パブリック・コメント手続に付した上で、同手続で出された意見を踏まえつつ、更に検討を重ね、本検討会議として最終的な取りまとめを行うことを予定している。」とし平成25年8月2日をタイムリミットとする (<http://www.moj.go.jp/content/000109442.pdf>)。
- (13) 司法試験受験者数の推移は、この間の事情を顕著に示す。旧司法試験は平成23年度で終了するが、新司法試験導入により事実上平成17年度以降半減の繰り返しであり、平成15年度は出願者数50166名受験者数45372名合格者数1170名（275名）で対受験者合格率2.58%である (<http://www.moj.go.jp/content/000057099.pdf>)。他方、新司法試験の受験者数の推移は、初年度平成18年度受験者数2091名合格者数1009名（228名）で対受験者合格率48.3%である。平成24年度受験者数8387名合格者数2102名（545名）で対受験者合格率25.1%である。新司法試験は、合格率で旧司法



- 試験と比較すると10倍であるが、制度施行当時の想定合格率は60～70%であり、合格率の低下は入学志願者数の激減（平成16年度72800名、平成23年度22927名）となり入学定員を充足できない法科大学院を輩出している（入学定員と入学者数の推移として、平成16年度定員5590名・入学者5767名、平成23年度定員4571名・入学者3620名）。合格率の低下は、合格率の高い都市部の法科大学院への一極集中化現象の一因となっている。総務省「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価【資料】」参照（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000156430.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000156430.pdf)）。
- (14) 刑集65巻8号1285頁参照。本判決に対する主要な評釈として、西野吾一「(1) 刑事裁判における国民の司法参加と憲法、(2) 裁判員制度と憲法31条、32条、37条1項、76条1項、80条1項、(3) 裁判員制度と憲法76条3項、(4) 裁判員制度と憲法76条2項、(5) 裁判員の職務等と憲法18条後段が禁ずる「苦役」」ジュリスト1442号83頁、平良木登規男「裁判員裁判の合憲性」刑事法ジャーナル32号134頁及び新屋達之「国民の司法参加・裁判員制度の合憲性」法律時報84巻10号126頁参照。
- (15) 刑集66巻1号1頁参照。本判決に対する主要な評釈として、西野吾一「裁判員制度による審理裁判を受けるか否かについての選択権と憲法32条、37条」ジュリスト1446号95頁参照。
- (16) 原田國男「裁判員裁判における死刑判決の検討」慶應法学22号（2012年）93頁以下参照。原田教授は、東京地判平成22年11月1日、横浜地判平成22年11月6日、仙台地判平成22年11月25日、宮崎地判平成22年12月7日、長野地判平成23年3月25日、東京地判平成23年3月15日の6判決について検討する。
- (17) LEX/DB【文献番号】25470446。
- (18) LEX/DB【文献番号】25443083。本判決に対する主要な評釈として、菅原由香「裁判員裁判初の年長少年に対する死刑判決」季刊教育法169号99頁及び武内謙治「少年に対する裁判員裁判：死刑事件を契機として」季刊刑事弁護69号（2012年）191頁参照。
- (19) LEX/DB【文献番号】25470198。なお、福岡高裁宮崎支部平成24年3月22日判決（【文献番号】25480829）は、控訴を棄却している。
- (20) LEX/DB【文献番号】25472437。
- (21) LEX/DB【文献番号】25480102。なお、共犯者は、長野地裁平成23年12月6日判決（LEX/DB【文献番号】25480103）及び長野地裁平成23年12月27日判決（LEX/DB【文献番号】25480169）においてそれぞれ死刑が言渡されている。
- (22) LEX/DB【文献番号】25480334。なお、東京高裁平成24年3月22日判決（【文献番号】25482668）は、控訴を棄却している。
- (23) LEX/DB【文献番号】25471822。村井宏彰「適正・公平な手続と訴訟指揮が実践されないまま死刑判決が下された事例（強盗殺人等被告事件（千葉大女子学生殺人放火事件）」季刊刑事弁護68号（2011年）92頁参照。

- (24) LEX/DB【文献番号】25481871。なお、福岡高裁平成24年4月11日判決は控訴棄却している（【文献番号】25481870）。
- (25) LEX/DB【文献番号】25472813。三宅裕一郎「絞首刑の合憲性」法学セミナー688号（2011年）130頁及び村井敏邦「絞首刑の合憲性」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）11号143頁参照。
- (26) LEX/DB【文献番号】25480579。
- (27) 前註(4)参照。
- (28) LEX/DB【文献番号】25443123。
- (29) 刑集61巻7号677頁参照。本決定に対する主要な評釈として、木谷明「有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」の意義」ジュリスト1354号211頁、中野目善則「(1) 有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」の意義、(2) 有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」の意義は、直接証拠によって事実認定をすべき場合と情況証拠によって事実認定をすべき場合とで異なるか」判例時報2048号174頁、松田俊哉「1 有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」の意義 2 有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」の意義は、直接証拠によって事実認定をすべき場合と情況証拠によって事実認定をすべき場合とで異なるか」最高裁判所判例解説刑事篇平成19年度415頁及び合田悦三「証明の程度」刑事訴訟法判例百選〔第9版〕134頁参照。
- (30) 刑集64巻3号233頁参照。本判決に対する主要な評釈として、原田國男「間接事実による犯人性推認のあり方」法学教室360号40頁、片山真人「間接事実を総合して被告人を有罪と認定した第一審判決及びその事実認定を是認した原判決について、有罪の認定に当たっては、「直接証拠がないのであるから、情況証拠によって認められる間接事実中に被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が困難である）事実関係が含まれていることを要する」と判示した上で、審理不尽等を理由として各判決をいずれも破棄し、事件を第一審に差し戻した事例」研修745号21頁、鈴木一義「殺人、現住建造物等放火の公訴事実について間接事実を総合して被告人を有罪とした第一審判決及びその事実認定を是認した原判決に、審理不尽の違法、事実誤認の疑いがあるとされた事例」法学新報117巻5=6号237頁、白取祐司「殺人、現住建造物等放火の公訴事実について間接事実を総合して被告人を有罪とした第一審判決及びその事実認定を是認した原判決に、審理不尽の違法、事実誤認の疑いがあるとされた事例」刑事法ジャーナル26号97頁、福島至「情況証拠による事実認定：大阪母子殺害放火事件」法律時報83巻9=10号118頁、柴田守「情況証拠による犯人性の推認とその注意則」首都大学東京法学会雑誌52巻1号257頁、中川孝博「間接事実の総合評価に関し、一定の外在的ルールを定めた事例」速報判例解説（法学セミナー

増刊) 8号209頁及び中川武隆「情況証拠による犯罪事実の認定」平成22年度重要判例解説239頁参照。

- (31) 差戻し審大阪地方裁判所平成24年3月15日判決は、無罪を言渡した。LEX/DB【文献番号】25481017。
- (32) 2010年1月28日朝日新聞鳥取版参照。
- (33) 2010年3月3日朝日新聞鳥取版参照。
- (34) 2012年10月9日開催第13回裁判員制度に関する検討会は、配布資料3として「審理が比較的長期に及んだ事例一覧表」を配布する。一覧表によると、さいたま地裁平成24年4月13日判決の事案は公判期日回数36回、職務従事期間100日であり、大阪地裁平成23年10月31日判決の事案は公判期日回数18回、職務従事期間60日である (<http://www.moj.go.jp/content/000102977.pdf>)。
- (35) 下刑集1巻6号1468頁参照。
- (36) 死刑の究極性について、村井宏彰「死刑事件審理のあり方」季刊刑事弁護72号(2012)49頁以下参照。本論文は、千葉地裁平成23年6月30日判決の担当弁護士として裁判長の量刑審理及び評議における不適切な措置を具体的に批判する。
- (37) 原田國男「裁判員制度と死刑適用基準」(『裁判員裁判と量刑法』、成文堂、2011年所収)135頁以下、特に、141頁参照。主要な量刑要素の立証上の諸問題についての詳細な検討として、杉田宗久『裁判員裁判の理論と実践』、成文堂、2012年、363頁以下参照。
- (38) 渡邊一弘「裁判員制度の施行と死刑の適用基準—施行前の運用状況の数量化と初期の裁判員裁判における裁判例の分析—」(町野朔他編集『刑法・刑事政策と福祉—岩井宣子先生古稀祝賀論文集』、尚学社、2011年)473頁以下、特に487頁参照。
- (39) 龍岡資晃「裁判員裁判制度と刑事裁判についての若干の覚え書き」(龍岡資晃他編『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集 下巻』、判例タイムズ社、2006年所収)706頁以下、安井久治「裁判員裁判における評議について」(前掲『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集 下巻』)523頁以下参照。裁判員制度施行後の状況を踏まえた文献として、司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』、法曹会、2012年参照。
- (40) 中川博之「量刑に関する評議・評決」判例タイムズ1304号(2009年)79頁以下、特に、86頁及び89頁参照。
- (41) 平良木登規男「裁判員裁判の評決について」法学研究84巻9号(2011年)237頁、特に246頁参照。
- (42) 第15回裁判員制度に関する検討会では、合議体での評議の実情の一端が合田悦三委員から紹介されている。被告人に有罪方向での判断をする評決要件を特別多数決とする提案及び死刑判決が想定される評議での全員一致評決との日弁連の提案については、改正に特段の理由はないとして否定された (<http://www.moj.go.jp/content/000106075.pdf>)。なお、小早川義則教授は、裁判員法第18条に基づく裁判員

選任手続での死刑絶対的肯定論者ないし絶対的反対論者の排除の問題を指摘する。小早川義則『裁判員裁判と死刑判決 [増補版]』、成文堂、2012年参照。

- (43) 若園敦雄「長期の審理期間を要する争点が複雑困難な事件の取扱い」論究ジュリスト2号（2012年）70頁以下参照。裁判員等経験者の指摘として、日本裁判官ネットワーク・シンポジウム「裁判員裁判の量刑」判例時報2135号（2011年）9頁参照。本シンポジウムは、裁判員裁判実施2年2ヶ月後における裁判官主催のシンポジウムであり、裁判員経験者及び実務家から量刑をめぐる問題点が指摘されている。特に、裁判員経験者として自己の経験した評議での量刑の検討の状況についての田口真義氏の発言、裁判員裁判を担当した神山啓史弁護士のカリキュラーに理解される弁護方法についての発言は自己の経験をチェックした上での発言であり、元裁判官の原田國男教授の量刑判断の方法についての発言同様示唆的である。
- (44) 鳥取地裁平成24年12月4日判決後の裁判員等の記者会見について、毎日新聞2012年12月4日参照。読売新聞社説は、最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』の公表を受けて制度見直しについて論評する中で本件裁判員裁判に論及する（読売新聞2013年1月6日社説参照）。
- (45) 酒巻匡「裁判員制度における量刑の意義」（井上正仁、酒巻匡編『三井誠先生古稀祝賀論文集』、有斐閣、2012年）867頁以下、特に873頁参照。裁判員裁判の量刑についての論稿として、原田國男「裁判員制度における量刑判断」（『量刑判断の実務 [増補版]』、現代法律社、2004年所収）345頁以下、特に355頁以下、神山啓史・岡慎一「裁判員裁判における量刑判断」（日本弁護士連合会編『裁判員裁判における弁護士活動—その思想と戦略—、2009年所収）、青木孝之「裁判員制度における量刑の理由と動向（上）」判例時報2073号（2010年）3頁、岡上雅美「裁判員制度の下における量刑をめぐる諸問題—学問としての量刑法の展望と課題」刑法雑誌51巻1号（2011年）41頁、井田良「裁判員裁判と量刑」論究ジュリスト2号（2012年）59頁以下参照。なお、岡上雅美教授は、裁判員制度の下での量刑について量刑傾向の変化を裁判員の感覚的・直感的に決定するのではなく、量刑理由の理論的分析を踏まえ多数の事例の蓄積により暫時進めてゆくことを主張する。岡上雅美「刑種および刑量についての諸基準」（ヴォルフガング・フリッシュ、浅田和茂、岡上雅美編『量刑法の基本問題—量刑理論と量刑実務との対話—』、成文堂、2011年）193頁以下参照。本論文集は、日本とドイツの研究者及び実務家によるシンポジウムの協働成果であり有益な諸論稿が掲載されている。
- (46) 原田國男「裁判員制度における量刑判断」（前掲『量刑判断の実務 [増補版]』）345頁以下、特に355頁以下参照。
- (47) 小池信太郎「裁判員裁判における量刑評議について—法律専門家としての裁判官の役割—」法学研究82巻1号（2009年）599頁参照。
- (48) 池田修『解説 裁判員法 立法の経緯と課題 [第2版]』、弘文堂、2009年、164頁

参照。

- (49) 太田勝造「裁判員制度への人々の態度：裁判員等の記者会見と守秘義務について」東京大学法科大学院ローレビュー6号（2011年）163頁参照。
- (50) 三島聡「評議の適正の確保と評議の秘密」法律時報84巻9号（2012年）42頁参照。
- (51) BSS 山陰放送は、鳥取地裁平成24年12月4日判決の審理経緯を開廷日に合わせニュース番組「レポート山陰」で詳細に報道した。同局は、2012年12月28日それらの取材に基づき3名の裁判員等にインタビューし、裁判員裁判の問題点について特集番組「裁判員裁判75日 鳥取不審死事件の法廷」を放映した。裁判員裁判における重要な構成員である裁判員及び補充裁判員の経験を通しての問題点の指摘は、制度の在り方を検証する貴重な情報提供である。
- (52) 平成25年2月1日開催第15回裁判員制度に関する検討会では、論点についての議論として「裁判員等の義務負担に関わる措置等について」及び「審理が極めて長期間に及ぶ事案について」論議され、山根委員からもレポートが提出され裁判員裁判から除外することも提案されている（[http://www.moj.go.jp/keiji\\_1/keiji\\_08\\_00025.html](http://www.moj.go.jp/keiji_1/keiji_08_00025.html)）。平成25年3月15日開催第17回裁判員制度に関する検討会では、配布資料4としてこれまでの論議を「取りまとめ報告書（案）」として配布した。特に、評議・評決については、死刑を言い渡す場合の評決要件の論議などの紹介がなされ、「現行法の評決要件を変更すべきでないとの意見が多数を占めた。なお、裁判員裁判における死刑判決の問題について、現時点で法改正の必要がないとしても、将来的には、議論自体は進めていくべきとの意見もあった。」として纏められている（<http://www.moj.go.jp/content/000109144.pdf>）。
- (53) 原田國男「裁判員制度と死刑適用基準」（前掲『裁判員裁判と量刑法』）135頁以下参照。
- (54) 本件裁判員裁判の裁判長である野口卓志判事は、大阪高等裁判所平成23年7月26日第1刑事部判決で陪席判事として被告弁護人の控訴を棄却し原審の死刑判決を維持している（LEX/DB【文献番号】25473535）。
- (55) 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果は、裁判員裁判実施以降毎年度最高裁判所HPで公表されている。それらをまとめ検証した報告書として前掲註（7）最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」参照。なお、実施状況等のデータは、「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」で最新のものが資料として配布され最高裁判所HPで公表されている。
- (56) 検察官の裁判員裁判への取り組みについて、法務省HPに掲載された「検事を志す皆さんへ」（[http://www.moj.go.jp/keiji\\_1/kanbou\\_kenji\\_index.html](http://www.moj.go.jp/keiji_1/kanbou_kenji_index.html)）参照。
- (57) 全国各地の裁判所では、裁判員等経験者の意見交換会が実施されており、各裁判所のHPで議事録の公開がなされている。平成24年4月には多くの裁判所で裁判官、検察官及び弁護士も参加して意見交換会が開催された。特に、受理件数の多

い東京地裁、千葉地裁及び大阪地裁ではほぼ毎月意見交換会が開催されている。平成25年3月には各地の裁判所が一括して検索できるバーが、最高裁判所HP裁判員裁判のコーナーに開設された（<http://www.courts.go.jp/ikenkoukan/index.html>）。鳥取地裁では、平成24年5月25日裁判員等経験者の意見交換会が実施されており、議事録が公開されている（[http://www.courts.go.jp/tottori/vcms\\_1f/gijiyoushi.pdf](http://www.courts.go.jp/tottori/vcms_1f/gijiyoushi.pdf)）。

## 〔資料編〕

判決文が公開されるまでは通常6ヶ月程の時日を要するので、検討素材として判決文原文を掲記する。

## I. 鳥取地裁平成24年12月4日判決

平成21年（わ）第156号，第171号，第184号，平成22年（わ）第5号，第10号，第24号，第39号，第47号

被告人上田美由紀に対する強盗殺人，詐欺，窃盗，住居侵入被告事件について，次のとおり判決する。

## 主 文

被告人を死刑に処する。

## 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は，

第1（平成21年11月20日付け起訴状記載の公訴事実）

奥田康人及びその実母奥田一恵から，前記奥田康人の債務の弁済金名目で金銭を詐取しようと考え，あらかじめ同人に奥野春菜を名乗って電話をかけるなどして同人が実在するように装った上，平成18年11月15日昼前頃，鳥取市福部町湯山56番地9居村第三アパート3号において，真実は，同人は架空人であり，同人が前記奥田康人の債務を立替払いした事実などないのに，同人に対し，「春菜が借金をして康人の債務を立替払いした。春菜への返済のため，母親に嘘を言っても金を出してもらう必要がある。」旨嘘を言い，同人をしてその旨誤信させ，さらに，その頃，同市福部町海士18番地13所在の喫茶ソワレ店内において，真実は，同人が債務を負っている事実などなく，その債務の弁済に充てる意思もないのに，前記奥田一恵に対し，「康人君が，遊び仲間の山本から借りた146万円を返せと言われている。私が20万円出すから，残り126万円を出してほしい。」旨嘘を言い，前記のとおり誤信している前記奥田康人をしてこれに同調させ，前記奥田一恵に前記奥田康人の債務の弁



済金が必要である旨誤信させ、よって、同日午後2時頃、同市立川町5丁目45番地1所在の駐車場において、前記奥田一惠及同奥田康人から現金126万円の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させ、

第2（平成22年3月24日付け起訴状記載の公訴事実）

知人の矢部和実（当時47歳）から、合計270万円の債務の弁済を請求されていたが、同人を殺害してこれを免れようと考え、平成21年4月4日午前7時30分頃から同日午前10時40分頃までの間に、鳥取市内、鳥取県東伯郡湯梨浜町内、同郡北栄町内又はその周辺において、同人に対し、睡眠作用のあるトリアゾラム等を含有する睡眠薬等を服用させて同人を意識もうろう状態に陥らせた上、同日午前8時50分頃から同日午前10時40分頃までの間に、同県東伯郡北栄町東園548番地所在の船小屋付近の砂浜において、殺意をもって、同人を海中に誘導し、入水させて溺れさせ、よって、その頃、同所において、同人を溺水吸引による窒息により死亡させて殺害し、前記債務の弁済を免れ、

第3（平成22年1月28日付け起訴状記載の公訴事実第1ないし第3）

安東儀導と共謀の上、

- 1 平成21年4月23日、鳥取県八頭郡八頭町奥谷191番地1 ヤンマー農機販売株式会社中四国カンパニー東中国支社鳥取統括部八頭支店において、真実は購入したトラクターを直ちに売却する意図であり、クレジットシステム所定の方法により代金を支払う意思も能力もないのにその情を秘し、トラクターを直ちに売却する意図はなく、クレジットシステム所定の方法により代金を支払う意思や能力があるかのように装って、同支店支店長山根正司に対し、「従業員を4人くらい使って農業をやろうと思っている。その従業員にトラクターを使わせないけん。」「代金はヤンマークレジットを利用して支払う。」旨虚構の事実を申し向けてトラクター1台の購入を申し込み、前記山根をしてその旨誤信させ、よって、同日、鳥取市福部町湯山56番地9居村アパート駐車場において、同人からトラクター1台（販売価格220万円）の交付を受け、
- 2 同月27日午前11時頃、同支店において、真実は購入した田植機を直ちに売却する意図であり、クレジットシステム所定の方法により代金を支払う意思も能力もな



いのにその情を秘し、田植機を直ちに売却する意図はなく、クレジットシステム所定の方法により代金を支払う意思や能力があるかのように装って、前記山根に対し、「田植えの時期も近いから田植機がいる。」「ヤンマークレジットを使って支払をする。」旨の虚構の事実を申し向けて田植機1台の購入を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同日午後1時頃、前記駐車場において、同人から田植機1台（販売価格82万円）の交付を受け、

- 同日午後2時頃、同支店において、真実は購入したトラクターを直ちに売却する意図であり、クレジットシステム所定の方法により代金を支払う意思も能力もないのにその情を秘し、トラクターを直ちに売却する意図はなく、クレジットシステム所定の方法により代金を支払う意思や能力があるかのように装って、前記山根に対し、「もう1台従業員に使わせるトラクターがほしい。」「支払はヤンマークレジットを使って口座振替をする。」旨の虚構の事実を申し向けてトラクター1台の購入を申し込み、前記山根をしてその旨誤信させ、よって、同日午後4時頃、前記駐車場において、同人からトラクター1台（販売価格180万円）の交付を受け、

もって、人を欺いて財物を交付させ、

#### 第4（訴因変更後の平成22年1月28日付け起訴状記載の公訴事実第4）

安東儀導と共謀の上、金品を窃取する目的で、平成21年6月24日午前10時10分頃から同日午前10時20分頃までの間に、鳥取市立川町5丁目70番地12の居村静香方1階の無施錠の掃き出し窓から同人方に侵入し、その頃、同所において、同人所有又は管理に係る現金約35万円及び商品券3枚ほか12点在中の財布2個（時価合計約2万6000円相当）を窃取し、

#### 第5（平成22年1月13日付け起訴状記載の公訴事実）

商品購入名下に機械製品を詐取しようとして企て、安東儀導と共謀の上、

- 平成21年8月26日、鳥取県八頭郡八頭町郡家39番地14所在の竹村金物店において、同店従業員中安郁子（当時45歳）に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、9月末に支払う。」旨申し向けるなどして草刈り機1台ほか2点の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よっ

て、同人から、同日、同所において、前記草刈り機1台ほか2点（販売価格合計14万円相当）の交付を受け、

- 2 同年9月7日、前記竹村金物店において、前記中安に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、9月末に支払う。」旨申し向けるなどして草刈り機2台ほか2点の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同人から、同日、同所において、前記草刈り機2台ほか2点（販売価格合計26万4000円相当）の交付を受け、  
もって、人を欺いて財物を交付させ、

#### 第6（平成22年4月30日付け起訴状記載の公訴事実第1）

商品購入名下に軽自動車を詐取しようと企て、安東儀導と共謀の上、平成21年8月31日、鳥取市里仁314番地所在の有限会社エビス自動車において、同社代表取締役山本清志（当時60歳）に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、9月26日に支払う。」旨申し向けるなどして軽自動車4台の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同人から、同日、同所において、前記軽自動車4台（販売価格合計113万円相当）の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させ、

#### 第7（平成22年4月30日付け起訴状記載の公訴事実第2及び第3）

商品購入名下に機械製品を詐取しようと企て、安東儀導と共謀の上、

- 1 平成21年9月17日、鳥取市松並町1丁目144番地所在の有限会社安木農機商会において、同社代表取締役安木孝明（当時43歳）に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、10月末に支払う。」旨申し向けるなどして草刈り機1台ほか3点の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同人から同月18日、同市福部町湯山56番地9所在の居村第三アパート敷地内において、前記草刈り機1台ほか3点（販売価格合計56万円相当）の交付を受け、
- 2 同月20日、前記有限会社安木農機商会において、前記安木に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、10月末に支払う。」旨申し向けるなどして草刈り機1台ほか3点の購入方を申し込み、同人を

してその旨誤信させ、よって、別表1記載のとおり、同人から同日及び同月22日、同所において、前記草刈り機1台ほか3点（販売価格合計27万3000円相当）の交付を受け、

もって、人を欺いて財物を交付させ、

第8（平成22年2月18日付け起訴状記載の公訴事実）

電化製品販売業を営む圓山秀樹（当時57歳）から代金後払いの約束で洗濯機等の電化製品6点（販売価格合計53万1950円）の交付を受け、代金支払を請求されていたが、同人を殺害して支払を免れようと考え、平成21年10月6日午前8時30分頃から同日午前9時30分頃までの間に、鳥取市内において、同人に対し、睡眠作用のあるトリアゾラム等を含有する睡眠薬等を服用させて同人を意識もうろう状態に陥らせた上、同日午前10時20分頃から同日午前10時50分頃までの間に、同市覚寺字弘法庵732番2所在の明権堂の北西約40メートル先の摩尼川付近において、殺意をもって、同人を河川内に誘導し、入水させて溺れさせ、よって、その頃、同所において、同人を溺水吸引による窒息により死亡させて殺害し、前記代金の支払を免れ、

第9（平成21年12月10日付け記訴状記載の公訴事実）

商品購入名下に電化製品を詐取しようと企て、安東儀導と共謀の上、別表2記載のとおり、平成21年10月8日から同月13日までの間、3回にわたり、鳥取市行徳1丁目316番地1所在の巨島電器店において、同店経営者巨島美智子（当時84歳）に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、月末に満期になる保険の金で支払う。」旨申し向けるなどし、プラズマテレビ1台ほか8点の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同人から、同月9日から同月15日までの間、同所において、前記プラズマテレビ1台ほか8点（販売価格合計123万5800円）の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させ、

第10（訴因変更後の平成21年12月25日付け起訴状記載の公訴事実）

商品購入名下に機械製品を詐取しようと企て、安東儀導と共謀の上、

- 1 平成21年10月29日、鳥取市国府町新通り3丁目350番地1所在の山本機械におい

て、同店経営者山本強（当時67歳）に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、11月15日に支払う。」旨申し向けるなどして除雪機1台ほか1点の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同人から、同日、同所において、前記除雪機1台ほか1点（販売価格合計51万円）の交付を受け、

- 2 同年11月1日、前記山本機械において、前記山本に対し、真実は、代金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装い、「代金は、11月15日に併せて支払う。」旨申し向けるなどして除雪機1台の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、よって、同人から、同日、同所において、前記除雪機1台（販売価格29万円）の交付を受け、

もって、人を欺いて財物を交付させた。

（争点に対する判断）

#### 第1 本件の争点

弁護人は、判示第1の詐欺（以下「奥田事件」という。）について、詐欺罪の成立については争わないものの、公訴事実中、被告人が、「あらかじめ奥野春菜を名乗って電話をかけるなどして同人が実在するように装った上」とある点を否認している。

また、弁護人は、判示第2及び同第8の各強盗殺人（以下、判示第2の強盗殺人を「北栄町事件」と、同第8の強盗殺人を「摩尼川事件」とそれぞれいう。）について、いずれも、犯人は被告人ではなく、被告人と当時同居していた安東儀導（以下「安東」という。）であるから、被告人は無罪であると主張する。

さらに、弁護人は、判示第3の1ないし3、同第5の1及び2、同第6、同第7の1及び2、同第9及び同第10の1及び2各詐欺（以下、判示第3の1ないし3の詐欺を「ヤンマー事件」と、同第5の1及び2の詐欺を「竹村事件」と、同第6の詐欺を「エビス事件」と、同第7の1及び2の詐欺を「安木事件」と、同第9の詐欺を「巨島事件」と、同第10の1及び2の詐欺を「山本事件」とそれぞれいい、これらを併せて「奥田事件を除く本件詐欺事件」という。）並びに判示第4の住居侵入、窃盗（以下「居村事件」といい、これと奥田事件を除く本件詐欺事件とを併せて、

「奥田事件を除く本件財産犯事件」という。)について、いずれも公訴事実を争わないものの、被告人と共犯者である安東のどちらが主導的立場にあったかといった情状面を争っている。

そこで、①奥田事件について、被告人自身が、奥野春菜を名乗って被害者に電話をかけるなどして同人が実在するように装ったか、②奥田事件を除く本件財産犯事件について、被告人と安東のどちらが主導的立場にあったか、③北栄町事件について、被告人が犯人であるか、④摩尼川事件について、被告人が犯人であるかについて検討する。

なお、判断の順序については、時間的順序とは異なるが、便宜上、争点①、②、④、③の順で検討する。

以下、平成21年の日付については、原則として年の記載を省略することとする。

## 第2 奥田事件（争点①）

奥田事件について、弁護人は、被告人が奥野春菜という架空の人物の存在を前提に欺罔行為を行ったことは認め、したがって、詐欺罪の成立については争わないものの、奥野春菜を名乗って被害者らに電話をかけたのは被告人ではなく被告人の知人であるなどと主張しているから、以下、検討する。

証拠（検4ないし8）によれば、①奥田康人は、小柴郁江と交際中である平成16年6月頃、その義理の母と称する被告人と知り合ったこと、②奥田康人は、被告人から働き掛けを受けて小柴郁江と別れた後、平成17年6月頃、被告人から女の子を紹介するなどと言われ、これに承諾したこと、③その二、三日後、被告人から紹介されたとして奥野春菜を名乗る人物（以下「奥野」という。）から電話を受け、以降は毎日のように電話する関係になって、奥野に好意を抱くようになったが、一度も同人と会えずにいたこと、④平成17年8月頃、被告人から、小柴郁江が奥田康人に慰謝料を請求しており、その支払のうち60万円を被告人が立て替えているので、その残を支払ってほしいなどと言われて40万円を渡したこと、⑤平成18年1月頃以降は、被告人から、実は奥野がヤミ金から借金をして上記立替えをしてくれていたと聞かされ、奥野からの電話でも同趣旨の話を聞かされてこれを信じ、奥田康人の母である奥田一恵をだまして数百万円の金銭を用意し、これを被告人に渡したこと、

⑥その後も、被告人から、奥野の借金を清算しないと同人と会わせられないなどと言われて、数回に分けて、合計数百万円を被告人に渡したことが、⑦この頃になると奥野からの電話は少なくなっていたが、電話の際には、「全部借金のお話が終わったら会おうね。」とか、「ごめんね、迷惑を掛けて。」などと被告人の話に合わせる話をされており、また、奥田一恵にも奥野から何度か電話がかけられていたことが、⑧奥田康人は、同年11月、同様にして同人の債務を奥野が立替払いしたと信じ、同人に渡す金銭を用意するため、被告人の話に乗って奥田一恵をだまして126万円を入手し、これを被告人に渡したことが（判示第1）、⑨奥田康人及び奥田一恵は、以上の経過を通じて、奥野と一度も会ったことがないことが、それぞれ認められる。

そこで検討すると、以上のとおり、奥野は奥田康人に好意があると言いながら1年半以上も一度も会わない一方で、種々の名目で奥田康人に金銭を被告人に渡させていたことなどの経過に照らすと、奥野という人物が奥田康人から金銭をだまし取るために被告人によって作り上げられた架空の人物であることは明らかである。そして、仮に奥野が被告人以外の第三者であれば、被告人と入念に電話の内容や犯行計画等を打ち合わせなければならないが、証拠から認められる両者の連携状況が絶妙である上、当初は毎日のように奥田康人に電話をするなど頻度も高かったことなどに照らすと、被告人と十分打ち合わせをしながら奥田康人に電話するような第三者が存在するとはおよそ考え難い。加えて、弁護人が、奥野を名乗ったという被告人の知人が誰であるかを明らかにしていないことも考慮すると、奥野春菜を名乗って被害者らに電話をかけた人物は被告人であって、被告人が声色を変えて装うことにより作り上げた人物であると認められる。

よって、弁護人の主張は採用できず、奥田事件について、公訴事実どおりの事実が認められる。

### 第3 奥田事件を除く本件財産犯事件（争点②）

これらの事件について、情状として、被告人と共犯者である安東のどちらが主導的立場にあったかが争われているので、この点を検討する。

#### 1 被告人と安東の関係

被告人と安東のどちらが主導的立場にあったかの判断の前提として、被告人と安

東の関係について検討する。なお、この点は、後に検討する北栄町事件及び摩尼川事件における種々の判断の前提ともなっている。

### (1) 安東証言の概要

安東は、被告人と知り合ってから逮捕されるまでの経緯等について、大筋でいうと、次のとおり証言している（証言の詳細は必要に応じて後に触れる。）。

安東は、自動車販売店で販売の仕事を担当していたが、平成19年12月末頃、被告人がホステスとして勤務していたスナックに客として訪れたことから被告人と知り合った。安東は被告人に女性としての魅力を感じ、平成20年1月には肉体関係を持つようになった。

安東は、同年2月頃、被告人を介して、被告人の妹と称するアケミという女性と電話をするようになり（なお、アケミとは一度も会わなかった。）、同年3月上旬頃、アケミから電話で、被告人が妊娠したようだと言われた。安東は、妻子があるため被告人に子供を墮ろしてもらいたいと思ったが、双子だと聞くと、墮ろしてくれと言えなくなった。

その後、安東は、アケミから、被告人の妊娠が被告人の家族にばれて反対されており、被告人の本心は安東と一緒にいるなどが聞かれた。さらに、被告人からおなかの子は三つ子であると聞かれたり、同年3月頃にはアケミから被告人が出産を家族から反対されたために2回自殺を図ったと聞かれたりした。

一方、被告人が安東の勤務先から自動車を購入するに当たり、安東は、被告人が代金を支払わないままこれを使用できるよう便宜を図っていたが、これが勤務先に発覚して、会社を辞めるか被告人と別れるかの選択を迫られた。妻からも、被告人と別れるよう言われた。

安東は、同月末頃、被告人に対し、被告人と別れて養育費を支払う方法で解決したいと言ったが、被告人から、養育費ならば3000万円を支払うよう言われ、そもそもこういう状況になったのはあなたのせいだから死んでやるなどと言われた。安東は、被告人が自殺するのは防ぎたいなどと思って被告人と一緒にいることを決意し、同年4月頃、勤務先を退職し、家を出た。



その後、安東は、同年7月頃に鳥取市福部町湯山に所在する被告人の居住するアパート（以下「被告人方」という。）で生活するようになるまでは、被告人と共にホテルを泊まり歩く生活をした。その間、被告人は、安東に就職口を紹介すると言いながら口実を付けて紹介しないなど、安東が就職できないようにした。

その一方で、安東は、被告人から、さまざまな口実により金銭を要求され、金融機関や実家から借入れをしたり、保険を解約したりして、合計1000万円以上を被告人に渡した。

安東は失業手当を同年11月から受給できると思っていたが、実際には同年12月からしか受給できなかったことから、被告人から、生活費はどうするんだ、今すぐお金を作ってほしいと言われた。アルバイトをしようと思っても被告人から難癖を付けられて就職できないでいた一方で、経済力のなさをなじられ、子供にふびんな思いをさせるなら子供を道連れにして自殺するなどと言われたり、暴力を受けたりした。

そして、同年11月、被告人から、「どこかで車でも買ってお金に換えんか。」と言われたことから、安東が知っていた中古車販売業者から代金後払いで自動車を購入し、これを転売してお金に換える、という詐欺を2回行った。

一方、被告人の話によると出産予定日は同年10月ということだったが、安東は、同年12月27日、被告人から、数日前に薬によって子供を小さくして墮ろしたと聞いたが、医学の進歩によりそのようなことが可能だという説明を信じるとともに、子供が生まれないことを寂しく感じた。平成21年2月になって、被告人が再び妊娠したと聞き、うれしく感じた。

その後、被告人とともに奥田事件を除く本件財産犯事件を行った。

同年11月2日に詐欺の容疑で逮捕された後になって、アケミが実際には実在しない人物であることや、被告人が2回とも妊娠していなかったことを警察から聞かされて知ったが、それまではこれらの事実を信じていた。

## (2) 上記安東証言の信用性の検討

上記証言のうち、安東が会社を辞めるまでの経緯に関する証言部分について見ると、まず、その証言内容は、妻子を捨て、会社を辞めてまで被告人との生活を

選ぶほどの強い理由として納得できるものである。これらの経緯については捜査機関が会社関係者や妻子にも事情聴取していると思われるが、上記証言部分に反する証拠はない。しかも、被告人が一人二役で架空の人物を装ったりもしながら嘘をつき通し、相手の弱みを握って精神的に従属させた上、多額の金銭を捻出させるなどという手口は、奥田事件の手口と共通する面がある。よって、上記部分は十分信用できる。

次に、その後の経緯に関する証言部分について見ると、被告人の妊娠を信じ続けただけでなく、出産予定日を大きく過ぎてから子供を小さくして墮ろしたという非科学的な話を信じたなどというのは、一見するとあり得ないことであるように思える。しかし、余りに話の内容が突飛であるため、安東がこのような虚構の話を作り上げて捜査官に話したとは思えない。もし安東が被告人の妊娠を疑っていたのであれば、被告人に怒るとか別れを告げるなどするはずと思われるが、そのようなことをした形跡はない。当時、安東が全てを捨てて被告人との生活を選んでいるため戻るところがないという立場にあったことや、経済力の乏しさという弱みを突かれていたこと、さらに、被告人の嘘が巧みであったことなどのために、正常な思考が困難な状態に陥り、被告人の嘘に疑問を抱かなくなかったというのは十分あり得ることといえる。

この点、小田楠雄及び堀江良子の各証言によると、被告人は、妊娠中であると安東に話している時期に貝採りなどのために海に入ったことがあったと認められ、そうすると、この様子を見た安東としては妊娠に疑問を抱くのが通常であるようにも思える。しかし、先に述べたような事情に照らすと、被告人が大丈夫だと言えばそれ以上疑問を抱かないという心理状態になっていたとしても不思議ではない。

加えて、安東が、保険の解約あるいは実家からの借入れ等によって多額の金銭を得、これを被告人に交付していたことについては、安東及びその父名義の預貯金口座の出金状況や同人らの借入れ状況（検3）によって、裏付けられている。

そうすると、安東証言のう、安東が会社を辞めた後の経緯についての部分も信用することができる。

よって、前記(1)の証言は、その限度では信用することができる。なお、摩尼川事件及び北栄町事件に関する判断で述べるとおり安東証言のその他の部分には一部信用できないところもあるが、そうであっても、前記(1)の安東証言が信用できるという判断は揺るがない。

### (3) 被告人と安東の関係に関するその他の証拠

被告人及び安東の居住する被告人方の隣のアパートに居住して同人らと交友のあった小田楠雄（以下「小田」という。）の証言によれば、両者の関係について、被告人は行動力のある勝ち気な女性であるのに対し、安東は物静かで口数の少ない人であったことや、車を運転中に被告人が安東の後頭部をパチンとたたくなど、力関係で被告人の方が上であるように見えたことが認められる。

北栄町事件後に被告人及び安東に対し任意で事情聴取した中田昌弘警察官（以下「中田警察官」という。）の証言によれば、安東は、事情聴取の際、被告人がいないところではよく話すのに、被告人が横にいるところでは自分の意見を言わず、被告人が話すことにはただ肯定するだけであって、普段から被告人に逆らえないと感じられるような様子であったことが認められる。

被告人自身、ヤンマー事件に関する警察官調書抄本（検19）において、「安東は独断ですのような性格ではないのは分かっていたので、私が言わなければしなかったかもしれません。」と述べている。

### (4) 小括

以上を総合すると、安東は、被告人を妊娠させたことの責任を果たそうと思い、妻子や会社との関係を断って被告人との生活を始めたが、多額の金銭を被告人に渡してもなお被告人から経済力のなさをなじられ、そのうち生活費に事欠くようになって奥田事件を除く本件財産犯事件を繰り返すようになった事実が認められ、また、被告人と安東の日常的な力関係としては被告人の方が安東より上であり、安東が被告人の指示なく独断で行動することはほとんどなかったものと認められる。

## 2 奥田事件を除く本件詐欺事件の意思決定及び実行状況等

関係証拠によれば、奥田事件を除く本件詐欺事件の意思決定及び実行状況等につ

いて、総じて、以下の事実が認められる。すなわち、被告人が、安東に対し、「生活費がない。どうするだ。」などと言ったり、「農機具知らんか。」などと言って取先の業種を指示したりして、詐欺行為をするよう仕向け、これを受けて安東が具体的なだまし先を探すなどしたこと、当時頻繁に詐欺行為を行っていたため、基本的に具体的なだまし先等を相談し合う必要はなかったが、中には、安東が、被告人に対し、代金後払いを依頼する口実や再度購入する口実等について、相手に何と云えばよいか相談したこともあったこと、被害者との直接の折衝は主に安東が行い、購入の主体も安東であること、だまし取った商品をリサイクルショップ等に持ち込んで、換金するのはほとんどが被告人であったこと、こうして手に入れた金銭は被告人が管理し、被告人が、安東を含めた家族の生活費等として使っていたこと、各被害者から代金を請求されると、両名で様々な口実を述べて支払期日を延期してもらおうとしたこと、などである。

### 3 居村事件の意思決定及び実行状況等

安東は、居村事件の意思決定状況について、「被害者である居村静香は、大家であり被告人の勤務先であるスナックの経営者であるところ、被告人から、『被害者が店の売上金を自宅に持って帰っているから盗みに入ろう。』と言われた上、盗みに入る時間や役割分担を告げられた。自分は、大家からお金を盗むことについて心苦しく思ったが、被告人からは、『そう思うんなら自分でお金を作れ。』と言われた。」などと証言しているところ、前記のような被告人と安東の関係等に照らして十分自然なものであるから、この証言は信用できる。

また、証拠（検22ないし24）によれば、犯行の実行は、安東が被害者方の玄関先で、庭石を持ってきたなどと被害者と会話をしている間に、被告人がリビングの掃き出し窓から被害者方に侵入して財布を盗むという形で行ったことが認められる。

### 4 検討

以上のとおり、奥田事件を除く本件詐欺事件については、詐欺の実行行為を主にやっているのは安東であり、この点で、安東の果たした役割は小さくない上、安東も生活費等という形で犯行による利益を被告人等と共に受け取っている。しかし、犯行の経緯全体を見ると、被告人が、前記のような力関係を背景にして安東に詐欺

行為をするよう仕向けているほか、商品の転売交渉も主に担当し、手に入れた現金も家族の生活費等として管理しているのであって、被告人が主導的立場であったというべきである。また、居村事件では、被告人が、犯行計画の提案等を行った上、安東の協力の下、窃盗行為の実行に及んでいる。

よって、奥田事件を除く本件財産犯事件については、被告人が主導的立場にあり、その刑責は安東の刑責より重いと評価することができる。

#### 第4 摩尼川事件（争点④）

##### 1 判断の枠組み

摩尼川事件について、当裁判所は、事件性、すなわち圓山秀樹（以下、この項（第4）において、「被害者」という。）が何者かに殺害されたことを認定した上で、その殺害の犯人と被告人の同一性を検討し、被告人が犯人であると認定した。

犯人と被告人の同一性について、検察官は、以下の3点を主な柱とする間接事実から、被告人が被害者に睡眠薬等を飲ませた上、同人を殺害現場付近で溺れさせて殺害したことが推認できるとして、摩尼川事件における犯人は被告人であると主張している。その第1点は、被害者の体内から検出された睡眠薬等は、被告人が事前に入手していたものであるというものである。第2点は、平成21年10月6日（以下、この項（第4）において、「本件当日」という。）、被害者に睡眠薬等を飲ませる機会及び同人を殺害する機会をそれぞれ有していたのは被告人のみであり、また、安東がその直後に殺害現場付近に到着した際、被告人が下半身ずぶ濡れの状態である一方、被害者が行方不明になっていた、などというものである。第3点は、被告人には被害者に対する電化製品代金の支払を免れようという目的があった、というものである。

これに対し、弁護人は、主要な間接事実そのものを否認するとともに、間接事実からの推認過程も争い、被告人が犯人であることを争っている。

そこで、以下、事件性を検討した上で、上記3点を主な柱として、犯人と被告人の同一性等を検討することとする。

## 2 事件性

### (1) 前提事実

証拠（検84ないし87、弁6）によれば、以下の事実が認められる。

#### ア 被害者の死体等の発見

被害者は、平成21年10月6日午前8時頃に出かけたまま、行方不明になっていた。

同月7日午後2時36分頃、鳥取市覚寺字弘法庵732番2所在の明権堂の北西約40メートル先の摩尼川えん堤付近の河川内（以下「本件現場」という。）において、被害者の死体がうつ伏せの状態で見つかる。発見された。

その際、本件現場より約16メートル下流に架かっている橋の入口付近に、被害者使用車両である日産マーチ（以下「本件マーチ」という。）がとめられたままとっていた（詳しい場所等については後に検討する。）。

#### イ 本件現場の概況

本件現場付近の摩尼川は、幅約5.7メートル、水深約30ないし80センチメートルであり、両岸がコンクリート製ブロックによるのり面となっている。左岸（左右の表現は下流側に向かってのもの）は高低差が約4.32メートルであり、左岸の上には岸に沿って県道一本松覚寺線が通っている。右岸は2段階の段差となっていて、上段は高差約0.8メートル、下段は高差約0.44メートルであり、右岸の上には岸に沿って幅約1メートル前後の通路が通っている。

#### ウ 死体解剖の結果

鳥取大学医学部社会医学講座法医学分野教授である入澤淑人（以下「入澤教授」という。）による死体解剖の結果、被害者の死因は、溺水吸引による窒息であり、死亡推定時刻は平成21年10月6日頃であると判断された。また、被害者の死体には、右鎖骨付近、左胸付近、右肩付近、左右の足に変色部分があり、これらについては生前に軽い打撲等によって生じたものと認められるが、筋肉内の出血や骨折等はなく、死亡との関係を考慮しなければならないような損傷とは認められないとされた。

また、被害者の血液、尿、胃内容物を鑑定した結果、睡眠薬及び抗精神病薬（以下、この項（第4）において、「本件睡眠薬等」という。）の成分が検出された（詳しくは後に検討する。）。体内からアルコールは検出されず、疾病も確認されなかった。

## (2) 検討

以上の認定事実を始めとして関係証拠上認められる死体の状況及び本件現場付近の状況や、入澤教授の供述内容を併せ考慮して検討すると、次のとおり判断される。

まず、被害者の頭部等に損傷がほとんどみられないことからすると、上記県道から転落、落下したものではないといえる。

また、本件現場の水深が30ないし80センチメートル程度であるのに死因が溺水吸引による窒息であることや、被害者の死体の手のひら等に傷がなく、溺水時に危険回避行動をとっていなかったと考えられること、さらに、被害者の死体解剖の結果、アルコールが検出されず、疾病も確認されなかった一方で、本件睡眠薬等の成分が検出されたこと等に照らすと、被害者は本件睡眠薬等の影響により意識もうろう状態になっていたと推認される。

そして、本件現場の状況等に照らすと、上記の状態にある被害者が本件マーチから自力で歩行して本件現場に至ったとは考え難いから、事故及び自殺の可能性は否定される。

そうすると、被害者が溺水し、死に至ったのは、本件睡眠薬等の影響により意識もうろう状態となった状況で、犯人によって本件現場に誘導され、入水させられて溺れ、窒息したためであると推認される。

## 3 被告人が本件睡眠薬を入手していたか（検察官が主張する間接事実の1つ目の柱）

### (1) 争点

検察官は、本件睡眠薬等は、小田が当時就寝前に服用していた処方薬（以下、この項（第4）において「小田処方薬」という。）であり、被告人が摩尼川事件の直前に小田から譲り受けて入手したものである旨主張する。そこで、①本件睡眠薬等が小田処方薬であるかどうか、②被告人が摩尼川事件の直前に小田からこれ



を譲り受けたかどうかについて、以下、検討する。

(2) 本件睡眠薬等が小田処方薬であるか

ア 前提事実

証拠（検90、証人塩崎）によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 小田は、平成21年9月8日及び同月25日に、主治医である上田病院精神科医師塩崎かおる（以下「塩崎医師」という）から、就寝前の薬として、睡眠薬であるハルシオン（成分：トリアゾラム）1錠、ハルラック（成分：トリアゾラム）1錠、スローハイム（成分：ゾピクロン）1錠、フルニトラゼパム（成分：フルニトラゼパム）2錠を、抗精神病薬として、ルナプロン（成分：ブロムペリドール）細粒0.7グラム、ソフミン（成分：レボメプロマジン）細粒0.1グラムを、その他乳糖細粒0.5グラムを1包に混ぜた状態で、処方された（これらが小田処方薬である。）。なお、これらの睡眠薬及び抗精神病薬はいずれも入手するのに医師の処方箋が必要である。

(イ) 小田処方薬は、小田の主治医である塩崎医師が、小田の著しい不眠症状やこれまでの処方歴などを考慮して処方したものである。小田処方薬の組み合わせは、3種類の睡眠薬及び2種類の抗精神病薬という多くの薬を組み合わせたものである上、一般的には七、八年前から余り使用されなくなった旧型の抗精神病薬成分（ブロムペリドール）を含むという点で珍しい組み合わせであり、同医師が上田病院で1000人以上診察した患者の中で他に同じ組み合わせで処方した患者はいなかった。

(ウ) 一方、被害者の血液、尿及び胃内容物を鑑定した結果、トリアゾラムが胃内容物から、トリアゾラムの代謝物である $\alpha$ -ヒドロキシトリアゾラムが尿から、ゾピクロンが尿及び胃内容物から、フルニトラゼパムが胃内容物から、フルニトラゼパムの代謝物である7-アミノフルニトラゼパムが血液及び尿から、ブロムペリドールが胃内容物から、レボメプロマジンが血液、尿、胃内容物からそれぞれ検出された（これらが本件睡眠薬等の成分である。）。

イ 検討

以上のとおり、本件睡眠薬等の成分が小田処方薬の5種類の成分といずれも

一致することや、小田処方薬の組み合わせ自体非常に珍しいものであることだけでなくからしても、本件睡眠薬等が小田処方薬である蓋然性がかなり高いといえる。加えて、後記のとおり、北栄町事件当時、小田は、上記5種類のうちレボメプロマジンの代わりにハロキサゾラムの処方を受けていたところ、これら5種類の睡眠薬等成分と北栄町事件の被害者の体内から検出された睡眠薬等成分とが一致していたのであり、このように、北栄町事件から摩尼川事件にかけての小田処方薬の成分の変化と、各被害者の体内から検出された睡眠薬等の成分の変化とが対応していることが指摘できる。以上を総合して考慮すると、摩尼川事件において、被害者の体内から検出された睡眠薬等の成分は、その当時小田が処方されていた睡眠薬等に由来するものと推認することができる（なお、後記のとおり、北栄町事件においても、同事件の被害者の体内から検出された睡眠薬等の成分は、その当時小田が処方されていた睡眠薬等に由来するものと推認される。）。

よって、被害者の体内から検出された本件睡眠薬等の成分は、小田処方薬に由来するものであると認められる。

- (3) 被告人が北栄町事件、摩尼川事件のそれぞれ直前に小田に処方されていた睡眠薬等を入手したか

小田は、北栄町事件の前に就寝前用の睡眠薬等1包を紛失し、摩尼川事件の前に被告人に小田処方薬3包を譲渡した旨証言している。この小田証言の信用性を判断するに当たっては、小田証言を全体として検討する必要があるから、ここでは、北栄町事件と摩尼川事件の両方に関するものとして、小田証言全体の信用性を検討する。

#### ア 小田証言の要旨

小田証言の要旨は、以下のとおりである。

##### (ア) 被告人との関係等

被告人と小田は、同じ敷地内の別棟のアパートに居住しており、被告人は、週に1回から3回程度、小田方を訪れて世間話等をしていた（なお、安東も、合計3回程度は、被告人とともに小田方に来ることがあった。）。

小田は、平成20年秋頃、小田方を訪れた被告人に言われて、寝室のプラスチック棚の上に置いていた睡眠薬等を見せたことがあった。その後、被告人から、上田病院で余分にハルシオンをもらってくるよう頼まれて断ったところ、被告人は、小田の妻に頼んで、同妻が上田病院で処方されたハルラックを譲り受けるようになった。その後も被告人から約3回は睡眠薬を病院でもらってくるよう頼まれることがあったが、いずれも断っていた。

(イ) 北栄町事件の前頃の処方薬の紛失

小田は、その妻からの指摘により、平成21年3月下旬頃、処方薬を1包紛失していることに気付いた。それまでの被告人の言動等から被告人が持っていたのではないかと考えたものの、その証拠がなかったことから、被告人に直接確認することはしなかった。

紛失に気づいた時期は、このとき残っていた睡眠薬等の数量からすると、通院日の5日前ないし7日前である。そして、それまで通院は水曜日にしてきたのに、紛失に気付いた直後の通院は同月31日（火曜日）にしているところ、小田処方薬の紛失以外に通院日を早める理由がないから、小田処方薬を紛失したのは、同日の5日前ないし7日前頃だと思う。

(ウ) 被告人から暴力団であるケンセイカイの話聞いたこと

被告人は、平成20年5月頃、小田と一緒に車に乗って移動している際、バス停に座っている男を指さして、被告人の知り合いであるケンセイカイの組員であると説明した。

小田は、平成21年3月又は4月頃、被告人から、ケンセイカイの人から覚せい剤を安く手に入れられることになったので購入しないかと勧められ、友人のために購入する旨回答したが、その後これを断った。

同年6月、被告人から、ケンセイカイの組長が、小田が購入する予定であった覚せい剤を所持していたために逮捕されたから、その保釈金を用意するように言われ、10万円を準備して被告人に渡した。

(エ) 摩尼川事件の前頃の処方薬の譲渡

9月21日、被告人から、「ケンセイカイの組長の女が覚せい剤をやめたい

のに、夜眠れない。」旨言われて、小田処方薬を被告人に譲渡するよう頼まれた。当初、自分の飲む分がなくなるため譲渡を断ったが、被告人からいつもと違った様子で懇願されたことから、被告人を信用するとともに、自分が覚せい剤をやめるときに感じた苦痛を思い出し、1包では足りないだろうなどと考え、当時、手元に残っていた小田処方薬4包のうち2包を渡した。

上田病院への通院日の前日である同月24日に、被告人から、「ケンセイカイの若い者が鳥取駅まで薬を取りに来ておるから、もう一つちょうだい。」とせっぱ詰まった感じで言われた。通院前夜に自分の飲む分がなくなると困るから断ろうと思って、残り1包となった薬を示したところ、被告人から、これを奪うように取られた。

#### (オ) 警察における事情聴取の状況等

小田は、12月2日の警察における事情聴取において、他人に睡眠薬等を譲渡したことが分かったとこれを処方してもらえなくなるかもしれないなどと考えたことや、被告人に譲渡した旨を警察に話すと麻薬及び向精神薬取締法違反で捕まるのではないかなどと考えたことから、被告人に小田処方薬を譲渡したことはないと述べた。

しかし、その夜、妻と2人で話し合った結果、本当のことを話そうということになり、次の日の朝に警察官に電話し、本当は被告人に譲渡したと話した。

#### イ 上記小田証言の信用性の検討

まず、深刻な不眠の症状を抱える小田にとって、睡眠薬等の紛失や譲渡は印象的な出来事であったと考えられる。また、小田の当時の症状からすれば、上記証言が幻覚、幻聴の影響によるものとは考え難い。被告人に悪意を抱いている様子はいかがかわれず、証言態度に不審な点もない。

被告人からハルシオンの譲渡を頼まれて断ったが、小田の妻がハルラックの譲渡には応じたなどという点（ア）は、被告人方やその母方等から大量のハルラックが発見されたという客観的事実（検61）と整合しており、自然なものでもある。

小田処方薬を紛失したという点（イ）については、カルテ上、4月14日の

通院の際に通常より1包多く処方されていることから裏付けられる。また、紛失に気付いた時期が3月下旬頃である理由として証言するところは、通院日(曜日)変更の経緯等を根拠としており、合理的である。

9月下旬に被告人に譲渡したという点((エ))については、暴力団組長の女が覚せい剤をやめるために必要だから譲渡してほしいと依頼されたという具体的かつ突飛な内容であるところ、これが小田又は警察が作り上げた虚構のものとは考え難い反面、被告人が譲渡を頼む口実として実際にこのように言うことは十分あり得るといえる。自己が覚せい剤をやめたときに辛い思いをしたことから2包渡すことにしたというのも、自然なものである。仮に虚偽の事実を作り上げるのであれば、1度に3包譲渡したと供述すれば足りるのであり、わざわざ2回に分けて譲渡したというような話を作り上げる必要はない。さらに、警察での1回目の事情聴取の翌日に、本当のことを話そうと思って、譲渡を認める旨を警察官に申告したという点((オ))も納得できるものである。

これに対して、弁護人は、小田は警察から麻薬及び向精神薬取締法違反を疑われており、警察の考えるストーリーを押し付けられると断れない立場にあったと主張している。

確かに、捜査官が、小田に対し、同法違反では逮捕や起訴をしないという約束をした上で、その他の何かしらの弱みにつけ入るなどしてストーリーを押し付けるといった一般的な可能性はあり得る。しかしながら、(ア)のとおり、被告人が小田の睡眠薬に関心を抱いていたことは被告人の自宅及び被告人の母方等から合わせて大量のハルラックが発見されたことから明らかであるし、(イ)の点も客観的証拠から動かし難く、そうであれば、(エ)のとおり摩尼川事件の前に被告人から小田処方薬の譲渡を依頼されることも十分自然なものといえる。さらに、(エ)のような被告人に譲渡した際のやり取りの内容自体、警察がわざわざ作り上げるようなものとはいえない。

以上によれば、上記小田証言は信用できる。

#### ウ 小括

よって、小田が北栄町事件(4月4日)の前である3月下旬頃、処方を受け

ていた睡眠薬等を紛失した事実と、被告人が摩尼川事件（10月6日）の前である9月21日頃及び同月24日頃、小田から小田処方薬の譲渡を受けて入手した事実を認めることができる。

#### 4 被告人、被害者及び安東の10月6日（本件当日）の行動等（検察官が主張する間接事実の2つ目の柱）

上記3名の本件当日の行動等について、安東が当公判廷で詳しく証言しているが、弁護人から同証言の信用性が厳しく争われているので、この項（4）では、まず、同証言以外の証拠から認定できる事実を検討し、その後同証言の信用性を検討することとする。なお、以下、時刻のみの表示は10月6日のものを指すこととする。

##### (1) 前提事実

安東証言を除く証拠、特に証拠（検83ないし85、96ないし104、職権5、証人丸山、証人内田、証人高力）によれば、上記3名の本件当日の行動等として、以下の事実が合理的に推認される。

ア 被告人は、自宅から知人の田口和美（以下「田口」という。）が運転するスバルプレオに乗車して、午前8時19分、鳥取市丸山町所在のファミリーマート鳥取丸山店に到着し、午前8時22分、レジで麦茶等4点を購入した後、午前8時24分再びスバルプレオの助手席に乗って出発した。

イ 一方、被害者は、午前8時8分頃、被告人からの電話を受け、内妻の丸山幸子（以下「丸山」という。）が準備した朝食を取ることなく、風邪薬だけ服用し、丸山に対して、「集金に行く。」などと述べて、本件マーチを運転して自宅を出発するなどし、鳥取市浜坂所在のタイヘイ電機（被害者が営む電化製品販売業の屋号）の事務所に向かった。

ウ 被告人は、スバルプレオから降りて田口と別れた後、午前8時30分頃、タイヘイ電機の事務所付近で被害者と合流し、本件マーチに乗車した。

本件マーチは、その後、国道9号線を通るなどして鳥取市福部町所在の岩戸港に到着し、さらに、岩戸港から県道319号、県道湯山鳥取線、県道一本松覚寺線を走行して、本件現場近くにある橋の付近の路上（以下「本件現場付近道路」という。）に到着した（本件マーチのカーナビゲーションシステムに、被

害者の自宅から本件現場付近道路までの走行軌跡が記録されていた。)。タイハイ電機事務所から岩戸港までの通常の移動時間は約12分30秒であり、岩戸港から摩尼川えん堤付近道路までの通常の移動時間は約12分である。

なお、被害者は、タイハイ電機事務所から本件現場付近道路までの経路上のどこかの地点で食事を取った。

エ 前記のとおり、10月7日、本件現場あるいはその付近道路において、被害者の死体と本件マーチが発見された。

(2) サンマート北園店（以下「サンマート」という。）駐車場に安東運転のトヨタカローラフィールダー（以下、この項（(2)）において、「安東車」という。）がとまったか

ところで、検察官は、公訴事実記載の犯行時間帯に、安東運転の安東車がサンマート駐車場にとまっていたことが認められるから、安東が犯人ではあり得ないと主張している。

これに対し、弁護人は、検察官が主張している自動車は安東車ではないと主張して、検察官の上記主張を争っている。

そこで、本件当日の関係者の行動の判断の前提として、サンマート駐車場に安東運転の安東車がとまった事実があるかどうかを検討する。

ア 防犯カメラ映像の内容

証拠（検105）によれば、サンマートの防犯カメラ映像に、次のようなものが写っていると認められる（ただし、時刻は映像上の表示時刻である。）。

銀色ないし灰色のワゴン型の自動車（以下「当該自動車」という。）が、県道覚寺伏野線（以下、この項（(2)）において、単に「県道」という。）を、北西から走ってきて右折し、午前10時20分24秒頃、同店駐車場（以下、この項（(2)）において、単に「駐車場」ということがある。）に入り、その後駐車場内でしばらく停車した。午前10時22分48秒頃に同車右側から1名の人物が降りて駐車場内の宝くじ売場に行き、10時24分20秒頃に同車に乗り込んだ。同車が午前10時48分57秒頃に動き始め、午前10時49分07秒頃に駐車場から左折して県道に出て北西に向かった。同車が駐車場に入ってから出るまでの間、駐車場に



は、画像が不鮮明ながらも金色の自動車がずっととまっていた。

#### イ 上記映像と安東車の写真との対照

上記映像、特に検105号証添付のCD-Rに保存されたデータの画像を精査した上、同映像に写った当該自動車の色や形状等と、証拠（検104）により認められる安東車の色や形状等とを対照すると、左後部フェンダー部分のへこみの存在並びにそのおおよその位置及び大きさという特徴的な点で非常に類似しているほか、色、形状、ルーフレール、ルーフエンドスポイラーの点でも類似しており、逆に、類似しない点は見当たらない。このように、上記へこみをはじめとする多くの点で特徴が類似する自動車が同一地域に2台以上存在するということは通常考え難いから、上記映像と安東車の写真とを比較しただけでも、当該自動車が安東車と同一である可能性がかなり高いといえることができる。ただし、ナンバー等の決定的な特徴までは分からないから、映像の比較のみから直ちに完全な同一性を肯定するにはややちゅうちょされる。

これに対し、弁護人は、上記映像のうち例えば午前10時20分31秒（映像上の表示時刻）などでは当該自動車の左側面に横に長く走る光の筋が見えるのであって、この点で安東車と整合しないと主張する。しかし、車体側面の丸みの角度の具合や、自動車が移動することに伴う光り具合の加減等により、安東車であっても上記のような光の筋が観察され得ると考えられるから、上記光の筋は両車の同一性を否定するようなものとは考えられない。

#### ウ 高力証言

##### （ア）高力証言の要旨

ところで、本件当日当時倉吉警察署の警察官であった高力祐輔（以下「高力」という。）は、「本件当日、鳥取市山城町所在のサンマート駐車場に金色のトヨタRAV4（以下「RAV4」という。）をとめ、その車内から右方すなわち駐車場横の県道を、南西から北東に向けて走る自動車等を観察することにより、被告人及び安東に対するいわゆる定点での行動確認を行っていた。すると、RAV4の左前側から右に目の前を横切ろうとするようにして自動車が進んでくる音がしたので何気なく左前を見ると、その車両の正面と右側面

が見えてそのエンブレムが目に入り、銀色のトヨタカローラフィールダーであると気が付いた。さらに同車が進んで自分の左前にある時、その運転席に安東が乗っているのが見えるとともに、助手席には誰も乗っていないことに気が付いた。さらに、同車が目の前を横切って進んだ後、後方のナンバーを見ると鳥取ナンバーの5514であると分かった。同車は駐車場から左折して県道に出た。同車が見えなくなった後、時刻を確認すると、午前10時50分であった。」と証言している。なお、安東車のナンバーは「鳥取500ぬ5514」であり(検104)、高力証言により目撃されたとされる自動車のナンバーと符合している。

(イ) 上記高力証言の信用性の検討

以下、高力証言の信用性について検討するが、同証言は、公訴事実の犯行時刻に安東が犯行場所以外の場所にいる事実、すなわち、被告人が犯人であることと裏表をなす可能性のある事実を、捜査官がリアルタイムで目撃したという特殊なものである上、上記証言内容自体は実際に体験しなくても上記映像に合わせて作り上げることが可能なものであるから、その信用性については慎重に判断する必要がある。

しかるところ、高力は、さらに、「本件当日、行動確認を記録するためのエクセルの表形式の一覧表に『安東車を目撃した。時刻は午前10時50分。場所はサンマート駐車場。走行の方向が福部町湯山の被告人方の方向。駐車場内を走行した。』という目撃状況を記入した。」と証言している。この証言どおり高力が本当に本件当日にこの一覧表に上記の記載をしたか否かについて検討すると、①この一覧表の存在自体を弁護人が争っていないことに加え、②高力証言によると、高力が本件当日の数日後に他の捜査官から「5514の車をサンマートで見たか。」と電話で聞かれて初めて事件の詳細を知ったと認められ(その時点まで倉吉警察署所属の高力が、被害者の死亡が被管人及び安東と関連すると思わなかったとしても不思議でなく、筋が通っているから、この証言は信用することができる。)、そうすると、高力以外の者は、上記電話より前に、上記エクセルの一覧表を見て、高力が本件当日安東車をサンマー

ト駐車場で目撃したことを知ったと推認されることの2点に照らすと、高力が本件当日に上記一覧表に上記の記載を行ったと認めることができる。そうすると、高力は、上記映像が捜査機関に判明した後に目撃の事実を供述し始めたわけではないと考えられる。

加えて、たとえ高力が右を向いたままであったとしても、その目の前（RAV4の右斜め前）を安東車とよく似た当該自動車通過することになるのであるから、遅くともその通過時点までには、高力が当該自動車の存在に気付くと考えられる。また、そもそも同人が駐車場で行動確認していたことは、上記一覧表の記載のほか、映像に映った金色の自動車と証拠（検103）により認められる高力乗車のRAV4とが色や形状や後部のタイヤカバーの形状等の点で類似していることから裏付けられるといえる。

そうすると、高力の上記(ア)の証言は、高力が、本件当日午前10時50分頃、サンマート駐車場においてRAV4の中から行動確認中、安東車が駐車場内を走行した後、北東の方向に走行していくのを目撃したという限度で信用することができる。

他方で、高力の上記証言のうち、当該自動車がRAV4の左前にある時点で当該自動車に気付き、続いて、その運転手が安東であって助手席に誰も乗っていないことにも気が付いたという部分は、①上記エクセルの一覧表に直接の記載がないことや、②高力が当該自動車のエンブレムや運転手の顔や助手席の人の存否が分かるためには、当該自動車がRAV4の正面よりもかなり左に位置している時点で、運転席窓から右方を見ていた高力が当該自動車の存在に気付いてすぐに大きく振り返り、自車フロントガラス左部分あるいは助手席窓から左前方を見なければならぬが、そのようなことがあり得ないとはいえないもののいささか不自然であることなどに照らすと、直ちに信用することはできない。

結局、高力が当該自動車の存在に気付いたのは、①同車がRAV4の左前ではなく正面を通り過ぎる時以降、あるいは、②当該自動車が駐車場に入ってきて駐車し、さらに、出発してRAV4の前を通り過ぎようとするまでの約30

分間の間のどこかの時点、のどちらかであると認められるが、そのいずれかということは特定できない（上記①の時点であれば当該自動車に気付くことは可能であるし、上記②の間に当該自動車の存在に気付くことも十分あり得る。なお、高力は、上記②の間には同車の存在に気付かなかったと証言するが、高力が観察する県道を捜査対象車と同種、同色の当該自動車を通して駐車場内に入り、その後約30分の間、RAV 4からおよそ六、七台分離れて左にとまっており、しかも、その間に両車の間に他の自動車が1台もとまっていないという状態もそれなりにあったのに、高力が一度もそちらを見ないまま同車に気付かないというのもいささか不自然であり、何らかの理由からこの点で高力が虚偽を述べている可能性がある。）。

(ウ) 弁護人の主張についての検討

これに対し、弁護人は、①安東車が駐車場に入ってくる場面を高力が目撃していないのは不自然であって、そもそも高力が安東車を目撃したという証言自体が虚偽である、②10月8日時点では警察側は本件当日の被告人と安東の行動が捜査上重要であると認識していたのに、警察官の1人が高力に上記電話をかけた程度で、詳しい目撃状況を確認しようとしていない、③高力による報告があれば警察側は宝くじ売場の指紋付き当たり券を捜査するはずであるのに、そのような捜査をした形跡はない、などとして、そもそも高力が当該自動車を目撃したという状況はなかったと主張している。

しかしながら、①については、確かに、上記のとおり、当該自動車がRAV 4の前を通り過ぎようとするまで高力が当該自動車に気付かなかったという点では高力が虚偽を述べている可能性があるが、そのことから直ちに高力が安東車を目撃したという証言自体の信用性が揺らぐわけではない。②については、高力は、上記電話の後に他の警察官から目撃状況を詳しく聞かれていないなどは証言しておらず、逆に、電話の後、事件のことを詳細に聞いたと証言しており、その際に目撃状況を詳しく事情を聞かれたと考えられるから、弁護人の主張はその前提を欠く。③については、捜査したものの有意義な情報が得られなかったために記録化していないという可能性もあるから、このこ

とは安東車を目撃したという高力証言の信用性を否定する事情とはならない。

(エ) 小括

以上のとおり、高力証言のうち信用できる部分によって、当該自動車安東車であると認めることができるが、同証言のうち同車の運転手が安東であって助手席に誰も乗っていないかつたという部分は直ちに信用できず、高力証言によってこの事実を認めることはできない。

エ 映像時刻の補正

ここで、上記映像上の時刻を補正し、正確な時刻を明らかにしておく。

この点、警察官山根慎平は、公判において、「10月17日、サンマートの事務室を訪れて同月6日の防犯カメラの映像を回収したが、その際、その時点の防犯カメラの時刻のずれをカメラ画像を見ながら計測したところ、同時刻が実際の時刻より1分8秒遅いことが分かった。そして、同月6日の映像も同月17日の映像と一連のものとして保存されているものであるので、同月6日の映像上の時刻も、同月17日と同様、実際の時刻より1分8秒遅いと考え。」と証言している。

上記証言内容は、客観的なことがらについての捜査経過を述べるものとして特段不合理な点はないことに加え、その場で防犯カメラの画面を見ながら時刻の確認をすることも捜査官として当然の行動と考えられることからすれば、その後の捜査経過に係る弁護人主張に鑑みても、基本的に信用することができる。

ただし、防犯カメラの時計の時刻と正確な時刻とのずれが次第に変動することもあり得るから、上記証言のうち、10月6日の映像上の時刻のずれと同月17日の映像上の時刻のずれが秒単位まで完全に同じであるという点だけは信用することができず、10月6日から同月17日までの間に防犯カメラの時計の時刻がずれることによる若干の誤差を考慮に入れるべきである。

そうすると、当該自動車が駐車場に入った時刻は午前10時21分頃であり、同車が動き始めた時刻は午前10時50分05秒頃であり、同車が駐車場から左折して県道に出た時刻は午前10時50分15秒頃である（ただし、いずれの時刻も、10月6日から同月17日までの間に防犯カメラの時計の時刻がずれることによる若干

の誤差がある。)と認められる。

オ 小括

よって、午前10時21分頃から午前10時50分頃までの間、安東車がサンマート駐車場にいたという事実を認めることができる。

(3) 安東証言の概要及び信用性判断の方針

上記(1)及び(2)の各事実だけからでは、被害者と共に本件現場付近道路にきたのが誰なのかなどという点について明らかでないため、(3)以下では、安東証言の信用性を検討しながら、関係者の行動等を検討していく。

ア 安東証言の概要

安東証言の概要は、以下のとおりである(証言の詳細は必要に応じて後に触れる。)

- (ア) 本件当日午前9時34分、被告人から電話を受けて、「岩戸港まで迎えに来てほしい。被害者は風邪薬を飲んだため眠そうにしている。」旨言われ、トヨタカローラフィールダー(以下「本件フィールダー」という。)で被告人方を出発した。午前9時47分に電話をかけて被告人のいる場所の正確な位置を確認した上、午前9時50分頃に岩戸港に到着して被告人と合流した。
- (イ) その際、被害者は眠そうな状態であったが、被告人から、被害者を涼ませる必要があるなどと言われたため、安東が助手席に被害者を乗せて本件マーチを運転し、被告人運転の本件フィールダーがその後を付いていく形で岩戸港を出発した。岩戸港には約10分間いた。
- (ウ) その後、温水プールがある辺りで前後を交代し、本件マーチは被告人運転の本件フィールダーの後を付いていった。その間、被害者は、眠い等と言うだけであった。その後、本件現場付近道路に到着し、本件マーチをとめた(本件マーチをとめた地点については後に詳しく検討する。)
- (エ) 同所で、被告人から、サンマート駐車場で待つよう言われたため、本件フィールダーに乗り換えて同店駐車場に移動し、そこで待機した。
- (オ) その後、被告人から電話で迎えに来るよう言われて再度本件現場付近道路方面に向かい、本件マーチ停車地点から20メートルないし30メートル下流のと

ころで、歩いてきた被告人と合流した。被告人は、下半身が濡れた状態であり、被害者と話していたら突然殴られ、同人がいなくなったなどと言った。被告人と共に本件マーチの方向に歩いて行ったが、そこに被害者の姿はなかった。

(カ) その後、被告人と共に本件フィールドで被告人方に帰った。

#### イ 安東証言の信用性判断の方針

以上のとおり、安東は、被告人が被害者に睡眠薬等を服用させた場面、あるいは、被害者を摩尼川に誘導して殺害した場面を目撃したと証言しているわけではないものの、被告人の犯人性を極めて強く推認させる事実関係を証言しているから、安東証言は、被告人の犯人性を検討する上で重要な証拠であるといえることができる。

しかも、安東は、同人の証言によっても、本件当日に被告人と共に犯行現場の近くに来た人物とされているのであって、同人が単独犯の真犯人であった場合はもちろんのこと、同人が被告人との共犯によるものであった場合など、同人が何らかの関与をしていた場合、同人が自己の刑事責任を免れるため、あるいは、これを少しでも軽減するため、自己の罪責を被告人に転嫁しようとして虚偽の供述をするおそれが高いという関係にあるといえる。

なお、当公判廷における安東の証言態度をみると、一般的によどみなく証言し、反対尋問等にもほとんど揺らぐことはなかったと評価できるものの、同人の逮捕後尋問時までの長期間に入念に証言内容を準備することができたのであるから、上記供述態度を重視することはできない。

そこで、同証言の信用性の判断に当たっては、客観的事実と合致しているかどうか、客観的事実と整合していて十分合理的であるかなどという観点から、慎重に検討する必要がある。

以下は主に本件当日の時間的順序に従って、順次、安東証言の信用性を検討しながら、被告人、被害者及び安東の行動等について判断する。

(4) 安東が被告人から呼び出されて岩戸港で被告人及び被害者と合流し、本件マーチを運転して本件現場付近道路に到着したという点及びその際の被害者の状態等



ア この点の安東証言の内容は、上記（3）ア（ア）から（ウ）までであり、この信用性を検討する。

イ 上記（1）イのとおり、被害者は本件当日朝に自宅を出発する際は集金をするつもりであったところ、本件現場付近道路は被害者方、タイヘイ電機事務所や被告人方と明らかに異なる方向であり、赴く必然性が全くない場所であるから、被害者が自らの意思で本件現場付近道路に向かうとは考え難い。そうすると、被害者は、本件現場付近道路に到着するより前の時点で、本件睡眠薬等の薬理効果のため自ら本件マーチを運転することが困難な状態になっており、以後は被害者以外の人物が運転を交代して同車を運転したと推認される。そして、被告人に免許取得歴がないこと（職権8）等からすると、被告人はマニュアル車である本件マーチを運転する技術を有していなかったと推認されるから、上記人物は被告人ではない。そうすると、本件マーチを運転するために被告人から呼び出されたという安東証言は以上の推論と非常によく整合する。

加えて、午前9時34分に被告人が安東に対して電話をかけ、午前9時47分に安東が被告人に対して電話をかけていることや（検96）、被告人方から岩戸港まで自動車で10分もかからないと考えられること（検102参照）、本件マーチが岩戸港で50秒間以上停止していること（カーナビゲーションシステムの履歴により認められる。検102）の事実が認められ、これらは、被告人からの電話で岩戸港に来よう言われて被告人方を出発し、岩戸港の近くで電話をかけて場所を確認したという安東証言と非常によく整合している。

また、安東証言のうち、被告人が岩戸港から本件現場付近道路まで本件フィールダーを運転したという点は、安東が岩戸港まで本件フィールダーを運転して赴いたことと、その後、後記のとおり、本件現場付近道路到着後安東が本件フィールダーを運転してサンマートに赴いていることからの推認により十分裏付けられているといえる。

ウ 他方で、安東証言のうち、砂丘温泉ふれあい会館付近で先導車を交代し、以後は被告人運転の本件フィールダーが先導することになったという点は、被告人との共謀の成否と関わる重要な事実であるが、客観的証拠により確実に支え

られているとまではいえないから、直ちに信用性を認めることまではできない（カーナビゲーションシステムの走行軌跡上、本件マーチが上記会館付近で50秒以上停止した事実は認められるが、何のために停止したかという点までは明らかではないからである。なお、後記7（4）のとおり、最終的には、被告人と安東の共謀が成立したとは認められないと判断されるのであり、そのような判断がなされてから翻って考えると、安東証言のうち先導車が交代したという点も信用できるといえることになる。）。

エ そうすると、上記（3）アの安東証言のうち（ア）及び（イ）並びに（ウ）のうち被害者が眠い等と言っていた点及び本件現場付近道路に到着した点は、客観的事実又はそれから推認される事実とよく整合し、十分合理的であるから、信用することができる。

(5) 本件現場付近道路にとめた本件マーチの停止位置

ア この点に関して、安東は、「自分が本件マーチを運転して、被告人が運転する本件フィールドーに続いて走行し、本件現場付近道路まで差し掛かったところ、本件フィールドーが別紙図面（第15回公判調書中の安東証人尋問調書末尾添付図面②に、当裁判所が、検84添付資料②写真1, 2から推測される同車の停止位置を㊦として記入したもの）の赤色①の地点で停車したことから、本件マーチを、その後ろである青色①の地点、すなわち、後記橋の入口よりわずかに上流寄りの車道内に左側のガードレールぎりぎりにとめた（以下、この停止位置を「a地点」という。）。その後本件フィールドーを運転してサンマート駐車場に行った後再び本件現場付近道路に戻った時も本件マーチは同じ位置にとまっていた。」と証言している。

イ そこで、上記安東証言の信用性について検討する。

認拠（検84, 弁6）によると、10月7日に発見された時点における客観的な本件マーチの停止位置は、おおそ別紙図面の㊦のとおり、県道一本松覚寺線の路側帯より外側であって、摩尼川に架かる橋（幅約2.43メートル）の入口でやや幅が広がっている部分であったと認められる（以下、この停止位置を「b地点」という。）。

ところで、本件マーチが発見された際、同車のエンジンキーが車内や周辺等になかったこと（職権5）などに照らすと、安東及び被告人が本件現場付近道路を立ち去った後は本件マーチは他の者により動かされていないと考えられるから、安東証言を前提とした場合、警察に発見される際の本件マーチの停止位置はa地点でなければならない。しかし、実際に警察により発見された際の本件マーチの停止位置はb地点であるから、安東証言は客観的な停止位置と明らかに食い違っている。

しかも、安東証言を前提とすると、本件マーチが左側のガードレールぎりぎりにとめられているために助手席ドアを十分に開けることは不可能であるから、助手席に座って意識もうろう状態となった被害者を車外に運び出すことは非常に困難なことになり、実際に被害者が摩尼川内で発見されたことを説明することが非常に困難である（むしろ、b地点であれば、助手席にいた被害者を外に出して橋を渡ることは容易なのであって、上記の説明は容易である。）。

結局、本件マーチの停止地点についての上記安東証言は、本件マーチの停止位置及び被害者の死体が摩尼川内から発見されているという客観的事実と全く整合しないから、これを信用することができない。

ウ 次に、この点について安東があえて虚偽の証言をしたかどうかについて検討する。

まず、上記安東証言は、陪席裁判官が補充尋問において写真まで示しながら慎重に行った質問に対してのものであるから、安東の勘違いとか記憶違いであるとは考えられない。

また、本件マーチをb地点からa地点に移動しようとするれば、ギヤをバックに入れる等して後退させた後、これを前進させて車体を路側帯に並行にし、しかも前方の橋の入口のガードレールにぶつからないように気を付けながら、目測二、三十センチメートルという適切な距離を保ってとめなければならないが、マニュアル車を運転する技術を有しない被告人がこのようなことをできるとは考えられない。そうすると、安東が本件マーチをa地点にとめた後、安東が再び本件現場付近道路に戻るまでの間に被告人がこれをb地点まで動かした（安

東がその位置を見間違えたことになる。) という可能性も否定される。

したがって、安東は、あえて虚偽の証言をした可能性が高いと考えられる。

エ 次に、安東が本件マーチの停止位置について虚偽の証言をあえて行ったとした場合、なぜそのようなことを行ったかという理由について検討する。

安東が最初に本件現場付近道路に到着した時点において本件マーチをb地点にとめた理由を考えてみる。b地点にとめるということは、わざわざ本件マーチを路側帯から外側に出して橋の入口にとめたということであるが、行き先が分からないまま被告人運転の本件フィールダーについて行って停止したというような単純な一時的停止でとめるようなとめ方ではない。むしろ、その停止状況は、意識もろうとした被害者を同車からおろして川に連れて行くという行為に正に適合するとめ方であるから、その行為を容易にするためという目的でとめたものと考えられる。

このように、本件マーチをb地点にとめたという事実は、安東が本件マーチをとめた時点で、意識もろうとした被害者を同車から降ろして川に連れて行くことを容易にする意図を有していたこと、ひいては殺害行為に先立って殺人についての共謀又は幫助の故意があったことなどを推認させる事実となり得るものである。これに対し、安東証言のようにa地点にとめたという事実は、安東が行き先が分からないまま被告人運転の本件フィールダーについていき、本件フィールダーがとまったので何となくとまったということと整合するものであって、上記共謀又は故意等を推認させる事実とはならない。

このように、本件マーチの停止位置は、安東自身の重大犯罪の成否に大きく影響する重要な事実であり、だからこそ、安東はその罪責を免れようとして上記のような虚偽の証言をした可能性が高いと考えられる。

オ 本件マーチの運転席シートの位置

また、安東は、本件マーチをとめた後その運転席シートを動かしていないと証言している。

しかしながら、証拠(検84資料③写真1)の写真をみると、正確な計測はないものの、本件マーチの発見時の運転席のシート位置は助手席に比べてかなり

前であり、ハンドルやペダルとの位置もかなり近く、安東が運転したままのシート位置とは考えられない位置になっている。上記安東証言は、このような客観的なシート位置と矛盾しており、その理由を説明できていない。

現在の証拠関係でその理由を完全に解明することは困難であるが、先に述べたように安東が自己の罪責を免れようとして本件マーチの停止位置について虚偽の事実を述べた可能性があることなどにも照らすと、安東が本件マーチをとめた際に、自分が運転してきたことを隠し、被告人が運転してきたように装うため、わざとシート位置を前に動かしたのではないかという疑念も浮かび上がり、これを消し去ることができない。

(6) 岩戸港から本件現場付近道路までの安東の心境等

安東は、岩戸港で合流してから本件現場付近道路に着くまでの被害者の状況及びこれを見た際の心境等について、「岩戸港で合流した際、被告人から、事務所以外のところで涼ませて被害者と話したいなどと言われ、電化製品の代金の支払の話をする必要があるのだろうと思った。自分は、眠そうな被害者の様子を見て、被告人から聞いたとおり、被害者は風邪薬を飲んだから眠くなったのであり、しばらく涼ませて休ませれば話ができるだろうと思っていた。」などと証言している。

しかしながら、本件睡眠薬等は催眠作用が非常に強力であって（塩崎証言、木下証言による。）、それを飲んだ後の被害者の様子は風邪薬を飲んで眠いような様子とは異なっていたと考えられるから、安東が岩戸港に到着した時点において疑問を抱くのが通常であると思われる。しかも、その後、事務所以外で涼ませないといけなかったとして岩戸港を出発し、結局本件現場付近道路まで連れて行ったというのであるが、風邪を引いて眠そうにし、しかも更に意識が遠のきつつある者を、涼ませて話をするためとして人里離れた場所に連れて行くことはおよそ不合理である。

したがって、上記安東証言は信用できない（安東自身の共謀又は幣助の故意の存否と密接に関わる事実であるために、虚偽の証言をした疑いがある。）。

(7) 本件フィールダーを運転してサンマート駐車場に行った人物が被告人と安東の

どちらか

この点に関して、安東は、「本件現場付近道路に着いた後、本件フィールダーを運転してサンマート駐車場に行き、被告人から連絡があるまで同車内で待っていた。なお、その間、駐車場にある宝くじ売場に行った。午前10時38分に被告人からかかってきた電話では、『もうちょっと待って。』と言われ、午前10時49分に被告人からかかってきた電話では、本件現場付近道路に『迎えに来て。』と言われた。そこで、本件フィールダーを動かして駐車場を出て、本件現場付近道路の方に向かった。」と証言している。そこで、同証言の信用性について検討する。

まず、安東の上記証言のうち、安東が本件フィールダーを運転してサンマート駐車場に行き、そこでしばらく同車を駐車させ、その間宝くじ売場に行った後、同車を発進させ、駐車場を左折して県道覚寺伏野線に出たことは、高力証言のうち信用できる部分と同店の防犯カメラの映像とを総合した結果と内容的に一致しているから、十分信用することができる（映像上、宝くじ売場に行って戻る人物は被告人と体型等が異なっているから、被告人であることは否定できる。）。

また、証拠（検96）によれば、本件当日の被告人と安東の間の携帯電話による通話は、安東からの午前9時47分になされたものの後は、午前10時38分52秒から8秒間の通話と午前10時49分33秒から11秒間の通話がなされていることが客観的に認められるところ、安東の上記証言のうち、午前10時49分の電話によって迎えに来るよう言われたという点については、それまで約30分間駐車場で本件フィールダーをとめて待機していた安東が、その通話を受けて、およそ午前10時50分05秒前後頃に同車を発進させたこととよく符合するものであって、上記時刻に若干の誤差があることを考慮してもなお、通話内容を合理的に説明しているといえる。

また、そうであるとする、安東が本件フィールダーを駐車にとめていた理由が被告人からの連絡を待ったためであったこと、午前10時38分の通話内容が安東の証言するようなものであることなども合理的といえる。

したがって、上記安東証言は十分信用ことができ、結局、本件フィールダーを運転してサンマート駐車場に行ったのは安東であると認められる。

## (8) 安東がサンマート駐車場に行った理由

安東は、「本件現場付近道路に到着した後、被告人から、『どっかで待っとって』と言われ、『じゃあ、アパートに帰ってようか。』と言うと、『いや、サンマートの駐車場で待っておいてほしい。』と言われた。サンマートで警察が待機していることが多いことは知っていたが、この日の朝、被告人と、警察はいないようだと話していたので、被告人からこのように言われても不思議に思わなかった。」旨証言している。

ア まず、被告人が安東に対し、その場を離れて近くで待機するよう指示したか否かについて検討する。

思うに、もし安東が被告人の了解なくその場を離れたのであれば、被告人は安東にその場に戻るよう求める電話を直ちに行い、これを戻ってくるまで続けるはずであると思われるのに、実際には直ちに電話していない。また、前記のとおり、その約30分後に被告人からの電話を受けて直ちに安東が同車を発進させて駐車場から出たものであることからすれば、駐車場にとめていた理由が被告人からの連絡を待つためであったと推認される。以上によれば、安東が本件現場付近道路を離れて近くで待機したことは被告人の指示によると認められる。

イ 次に、待機場所として被告人がサンマート駐車場を指定したかどうかについて検討する。

この点、弁護人は、安東に警察を引き付ければ、その後尾行されて犯行現場まで警察を引き寄せることになりかねないが、これから人を殺害する人物がそのような危険をあえて冒すとは考えられないと主張している。

しかしながら、被告人が安東に対し、本件現場付近道路を離れるよう指示する場合、その場に近く、かつ待機するのに適した場所として、まずサンマート駐車場を思い付くというのは自然な発想であると思われる。また、被告人が、安東から、当日は警察車両がないと聞いていたとすると、その存在を意識せずにサンマート駐車場を指定することも不自然なことではない。

よって、被告人が待機場所についてサンマート駐車場と指示したことを含め、上記安東証言を信用することができる（なお、仮に安東証言のうち待機場所を



サンマート駐車場と指定したという点について信用できないとしても、上記アの事実が認められる以上、後記判断は影響を受けない。)

(9) 安東がサンマート駐車場に行っている間、被告人がいた場所

以上のとおり、被告人が、安東と共に本件現場付近道路に来たこと、安東にサンマート駐車場で待つよう指示したこと、その後安東に電話して本件現場付近道路の近くまで戻ってきてもらって合流したことが認められる。そうすると、安東がサンマート駐車場に行ってから同人が戻ってくるまでの間（午前10時20分頃から午前10時50分頃までの間）は、被告人が本件現場付近道路周辺に残っており、被害者と2人きりになっていたと認められる。

(10) 安東が本件現場付近道路の手前で被告人と再び合流した際の両者の言動及び安東の受けとめ方

ア 安東証言の要旨は、「本件現場付近道路から20ないし30メートル程度下流側で被告人と合流し、その場で本件フィールドをとめた。被告人から、『圓山さんと話をしていたら突然殴られた。圓山さんがおらんようになった。』などと言われた。自分は、被告人がよっぽど被害者を怒らせるようなことを言ったのだと思った。その後、被告人と共に、本件マーチの方向に歩いていき、上流側や道筋などをざっと見たが被害者の姿は見つからなかった。被告人を見ると、被告人の下半身が濡れていた。自分は、このような状況を見て、北栄町事件当時の状況を思い出し、北栄町事件の被害者が自殺か事故により亡くなったのではないかと考えていたことから、被害者も死体で見つかるというようなことがあるのではないかなどと考え、嫌な気持ちになった。そのため、被告人に対し、『どうしたのか。』などと聞いたが、被告人からは、『全然自分は知らん。』などと言われた。このような被告人の対応を見て、とにかく信じたいという気持ちで信じることしかできず、また、詳しく聞けば、被告人から責められたりするのではないかとあって、それ以上聞くことはしなかった。」というものである。

イ そこでその信用性について検討する。

まず、被告人が下半身が濡れている状態である一方でその場に被害者がいな

かったという点や被告人との会話内容という客観面については、それ自体不自然な点はないものの、他の証拠による裏付けが全くないため、安東が被告人に自己の刑責を負わせるために虚偽の事実を述べたという見方をした場合にこれを否定する材料がない。したがって、直ちに信用性を認めること、すなわち、犯人性を裏付ける事実として認定に用いることはできない（ただし、最終的に被告人が犯人であると認定された場合には、これと結果的に整合することになり、結局は虚偽の証言でなかったことになる。）。

次に、この際の安東の内心面に関する証言（被告人が被害者を殺害したことが全く念頭になかったという趣旨のもの）について検討する。上記客観面に關する安東証言を前提とすると、安東がサンマート駐車場に行く前には、被告人が、人気の少ない川沿いで、かなり眠そうにしている被害者と2人きりになっていたところ、安東が約30分間同店に行き戻ってきた時には、その被害者の姿がなくなっている一方、その理由についての被告人の説明が要領を得ず、しかも被告人のズボン等が濡れていたというのであるから、特に後述の北栄町事件の際に似たような状況を経験したことがある安東としては、被告人が被害者を殺害したかもしれないという考えを含め、ただならぬ事態が起きているという考えを抱くはずである。したがって、安東の内心面に関する上記証言は、非常に不自然、不合理であって、信用することができない（安東自身の共謀又は幫助の故意の存否と密接に関わる事実であるために虚偽の証言をした疑いがある。）。

#### (11) 被告人方に帰った後の行動

この点、安東は、「被告人方に帰り、被告人が濡れた服を着替えた後、2人で本件フィールドーに乗って被告人方を出発した。タイハイ電機事務所の前を通った後、丸山町交差点を左折し、本件現場付近道路まで行った。被告人は、安東に車内で待つように言い、1人で本件マーチのところまで行き、その周りや室内を見た上、1分程度で戻ってきて、『変わったこともないし、まだ圓山さんはいない。』などと話した。午後零時頃、アパートに帰り、小田夫婦を誘って、本件フィールドーで、イオン鳥取北店がある方向に行った。」旨証言している。

ア 上記証言のうち、客観的な行動経路及びその時刻については、高力が、サンマート駐車場において、午前11時24分頃と午後零時頃に本件フィールダーを目撃した状況（高力証言による。）とよく整合していて、信用できる。

これに対し、弁護人は、安東は、捜査段階においては、被告人方から本件現場に戻るまでの経路について記憶がないと述べていたにもかかわらず、公判廷において、上記のようにその経路について図示もしながら証言しているのであって、このように供述が変遷していることや証言内容自体最短距離ではなく不合理であることに照らすと、その証言自体信用できない上、安東と捜査官が話をすり合わせた疑いが濃いとして安東証言全体の信用性にも疑問が生じるなどと主張している。

しかしながら、弁護人が主張する最短距離の経路をとらずに丸山町交差点を左折する経路をとったとしても、移動距離や現場の状況等に照らすと必ずしも不合理な経路とはいえない。

また、確かに、安東が、捜査段階の当初は、経路のうち特に丸山町交差点を通るという点について記憶を有しておらず、捜査官から上記のような高力の目撃内容を教えられて、記憶を喚起したとして供述を変遷させた疑いはある。しかしながら、丸山町交差点を通ったかどうかというような細部にわたる事項について記憶がない場合に、捜査官から情報を提供されてこれに合わせて供述したとしても、その供述自体や安東証言全体の信用性に疑問を抱かせることにはならないと考えられる。

よって、弁護人の上記主張は採用できない。

イ 一方、上記証言のうち、被告人の言動等については、上記（10）で客観面について述べたのと同様の理由から、直ちに信用することはできない。

## (12) 小括

以上述べたように、本件当日の行動についての安東証言には、安東自身の共謀又は幫助の故意に関わる事実、すなわち、被告人の行動に対する安東の認識といった内心のほか、これと密接に関わる本件マーチの停止位置や同車のシート位置について、意図的に虚偽を述べた可能性がある部分がある。

しかし、安東証言のうち、被告人から呼び出されて本件フィールダーで岩戸港に行くこと、被害者が眠そうにしていたこと、安東が助手席に被害者を乗せて本件マーチを運転し、被告人が本件フィールダーを運転して、いずれも本件現場付近道路に到着したこと、同所で安東が被告人からサンマートで待機するよう言われ、午前10時21分頃から午前10時50分頃までの間同駐車場で待機したこと、被告人から電話で呼び戻されて本件現場付近道路周辺で被告人と合流し、その後被告人方に帰ったことなどという客観的な行動経過に関する安東証言の核心部分は、上記の約30分間本件フィールダーがサンマート駐車場にいたという動かし難い事実と合致し、あるいは、同事実を含むその他の客観的証拠から推認されるところとよく整合していて十分合理的であるといえるから、虚偽供述の疑いがなく、十分信用することができる。

#### 5 本件当日より後の被告人の言動等

安東は、「10月8日、被害者が死亡したというニュースを知り、被告人に、何か知らないかと尋ねたところ、被告人は、何もなかったなどと言った後、10月6日より前に被害者と会ったのが同人と会った最後ということにしよう、と口裏合わせを依頼され、これを受け入れた。」とか、「その後日、網代に向かう途中の自動車内で、被告人が、『圓山さんと喫茶店に行ったことが分かるかな。』と独り言を言っていた。」などと証言している。

これらの証言内容自体に特段不自然、不合理な点はないものの、これらの裏付けとなるような的確な証拠はない上、前記のとおり他の安東証言には信用できない部分もあることなどに照らすと、上記証言を直ちに信用することはできない。

#### 6 犯行の目的等（検察官が主張する間接事実の3つ目の柱）

検察官は、犯行の目的の点でも被告人の犯人性が推認されると主張し、弁護はこれを争っているので検討する。

##### (1) 前提事実

証拠（検44、92、93、弁4）によれば、以下の事実が認められる。

被告人は、以前、小柴和亮と同棲していた頃、同人を通じて、その知り合いであった被害者と面識ができていたところ、平成21年8月頃にドラッグストアで被

害者とはったり出会ったことをきっかけに以下の取引が始まった（いずれも代金後払いの約束。代金合計123万1250円）。

- ① 8月18日販売 洗濯機1台，テレビ1台，ブルーレイディスクレコーダー1台 販売価格合計27万1950円
- ② 8月21日販売 テレビ1台，ブルーレイディスクレコーダー2台 販売価格合計26万円
- ③ 8月21日販売 テレビ1台，ブルーレイディスクレコーダー1台 販売価格合計22万7850円
- ④ 8月29日販売 洗濯機1台，冷蔵庫1台，ブルーレイディスクレコーダー1台 販売価格合計32万5500円
- ⑤ 9月2日販売 テレビ1台 販売価格14万5950円

なお、被害者作成に係る受註日誌では、①の取引の相手方欄に「小柴（上田）」、②の同欄に「上田（妹）分」、③の同欄に「（安東）分 小柴（上田）」、④の同欄に「安東（小柴）上田」、⑤の同欄に「安東」と記載されている。

また、被害者作成に係る売掛帳では、頭文字として「こ」のインデックスが貼られたページに、上部の「殿」とある欄に「小柴 上田 奥さん」と記載された上、その下に①及び②の取引内容の概要が記載されるとともに、②の取引の記載の横に（妹）と記載されている。また、そのページに、「（小柴）（上田）」、「（妹）」、「（親）」、「（安東）」などと書かれた付せんが貼ってある。そして、その左側のページ（頭文字として「け」のインデックスが貼られたページの裏ページ）に、上部の「殿」とある欄に「安東」と記載された上、その下に③から⑤までの取引内容の概要が記載されている。

## (2) 上記債務の債務者が誰であるか

検察官は、摩尼川事件の公訴事実において、被告人が①から⑤までの取引の主体であるとして、被告人が被害者から代金後払いの約束で電化製品12点（販売価格合計123万1250円）の交付を受け、代金支払を請求されていたとしている。そこで、これら代金債務の債務者が誰であるかを検討する。

まず、①の取引は被告人名義での購入であることや、被告人と被害者が知り合

いであったために取引が始まったことに照らすと、この取引は被告人が行ったものの、すなわちその債務者は被告人であると考えられる。②の取引は架空人である被告人の妹名義での購入であるが、この取引も被告人が行ったもの、すなわちその債務者は被告人であると考えられる。

一方、③から⑤までの取引は、前記のように売掛帳には、妹や親は被告人と同じページに記載されているのに対し、安東は被告人と関連があるとしつつも、別の主体として取り扱われている。取引の債務者が誰であるかを判断するに当たっては、商業帳簿あるいはそれに準じるものである売掛帳の記載が最も重要であり、この記載に従うと、特段の事情がない限り、③から⑤までの取引の債務者は安東であると認めることになる。

そこで、特段の事情について検討する。安東は、公判において、③及び④の取引は被告人が発注したものであって、商品を取りに行った時まで注文がなされたとは知らなかった、⑤の取引は、安東が、携帯電話により、被告人の紹介だと言って代金後払いで注文したところ、被害者から、会ったことがないから、一見（いちげん）だからとして断られたが、このことを被告人に伝え、被告人が被害者と話をし、安東名義でこの取引を成立させた旨証言している。

しかしながら、被害者は、既に③及び④の取引により安東という名前を十分認識していたはずであるのに、安東による電話注文に対して一見であるとして取引を断るといふのはいかにも不自然である。また、被告人の親族以外の者（つまり被告人とは別の財産を有している者）が自ら注文するからこそ、被害者が③以降という更なる代金後払いの売買に応じたとみるのが自然であり、③及び④の取引について、安東名義で行われながら安東自身が注文していないというのは不自然である。むしろ、売掛帳で、安東が、「妹」や「親」とは異なり、被告人と並ぶ取引主体として扱われているのは、安東自身が注文したためであると考えるのが自然である。さらに、安東は、①の取引について、商品が届くまで被告人が注文していたことを知らず、これらが届いた時、自分たちのアパートで使うのだろうと思ったと証言しているが、当時これらの高額の商品を購入できるような経済状態ではなかったことや、以前に自動車や農機具をだまし取っていたことに照らす

と、商品を見て単純に自宅で使うと信じるというのは不自然である。

また、安東には、次のとおり、被害者に対する詐欺については、他の詐欺事件（奥田事件を除く本件詐欺事件）とは異なり、虚偽の証言をする動機があると考えられる。すなわち、仮に将来、安東が殺人罪又は強盗殺人罪について刑事責任を問題とされるような場が生じたときには、安東の被害者に対する債務の存否及びその存在の認識の有無によって、殺人罪又は強盗殺人罪のどちらが成立するかが決せられる可能性が高いと考えられる。安東は、第三者からこのような法的知識を得た上、強盗殺人罪が成立することを回避しようと考え、被害者に対する債務の存在及びその認識につながる事実を肯定しないよう慎重に配慮し、あえて虚偽の証言をしたものと考えられる。

したがって、安東証言は信用することができない。よって、上記特段の事情があるとはいえないから、③から⑤までの取引の債務者は安東であると認められる。

そうすると、結局、被告人が被害者との間で行った取引は、①及び②の取引すなわち電化製品6点（販売価格合計53万1950円）の取引であると認めるべきである。

### (3) 誰がいくらの支払を請求されていたか

#### ア 被害者が被告人に強く支払を迫っていたか

被告人方から、被害者が実印を押印した自動車検査登録申請（普通自動車用）のための委任状と、9月15日付けの被害者の印鑑登録証明書が発見されている（検94）。また、タイヘイ電機事務所から、10月5日付けで「車と一切支払いについては関係ありません2台分として」と書いた被害者宛て被告人名義の書面が発見されている（検95）（ここでいう車とは、安東使用の本件フィールダー（普通車）と被告人使用のスパルプレオ（軽自動車）であると考えられる。）。さらに、被害者が使用していた本件マーチのカーナビゲーションシステムには、本件当日の走行軌跡の1つ前の走行軌跡として、被告人方から被害者の自宅に帰る軌跡が記録されていること（検102）からすると、被害者が10月5日に被告人方を訪れて上記書面を作成させたと推測される。加えて、高価な電化製品を代金後払いで次々と売却しながら支払期日になっても代金が支払ってもらえないという事態になれば、売主としては買主に強く支払を請求するのはごく自



然なことであるといえるし、実際、携帯電話の通話記録上、少なくとも被告人と被害者の間で頻繁に電話がかけられている。

そうすると、他方で、被害者と被告人とが知り合いであったことを考慮しても、上記の諸点を総合すると、被告人は、遅くとも9月15日時点には、上記取引の代金支払に代えて本件フィールドを被害者に譲渡するという話がなされており、そのような話がなされるほど被害者から強く支払を請求されていたと推認される。また、10月5日時点では、自動車2台を譲渡しなければならないのはもちろん、この譲渡をしても代金支払の代わりとは扱わない（譲渡は迷惑料に相当するという趣旨と解される。）という書面を作成せざるを得ないほど更に支払を強く請求され、差し迫った事態となっていたと推認される。

#### イ 被害者が請求していた金額とその相手方

上記書面の作成者が被告人であることや、紹介者にも事実上支払を求めることもあり得ることに照らすと、被害者は、支払請求に当たっては、法的な債務者が誰かということにかかわりなく、少なくとも被告人に対して①から⑤までの代金全額の支払を請求していたと推認される。

一方で、被害者が安東に対して請求していたか否かは証拠上不明である（安東は、被害者から請求されたことはなかったと証言しているが、前記のとおり被害者との取引経緯に関する安東証言には不自然な点が多いから、この点についても直ちに信用することはできない）。もっとも、もともと被告人が被害者の知り合いであったためにこの取引が始まったことや、被害者との売買交渉や代金支払交渉は主に被告人が行っていたと考えられることに照らすと、被告人に対する支払請求が基本であると考えられるから、仮に被害者が安東に対する支払請求を行っていたとしても、この請求よりも被告人に対する請求の方が強かったと推測される。

#### (4) 殺害の動機があるといえるか

上記のとおり、被告人は、10月5日時点で被害者から強く支払を請求され、自動車2台の譲渡まで要求される事態となっていた。一般にはこの程度の事情は殺害を決意させるようなものではないが、請求行為の強さに照らすと、その

事態を切り抜ける方法として被害者殺害を決意したとしても不自然ではない。なお、被害者が死亡した場合には、被害者ないしその遺族がその債務を回収することが不可能ないし著しく困難になるものといえるから、実質的には被告人がその債務の支払を免れることができる。

以上によれば、被害者が死亡すれば、被告人は同人に対する電化製品代金債務の支払を免れるという関係にあり、被告人に被害者殺害の動機があったとみることができる。

一方で、既に述べたことに照らすと、安東も被害者から支払の請求を受けていた可能性もあるから、安東に被害者殺害の動機がなかったと断定することはできない。もっとも、その強さは被告人よりも弱いといえる。

#### 7 犯人と被告人の同一性等についての総合判断

以上を踏まえて、犯人と被告人の同一性等について検討する。

- (1) 被告人が本件睡眠薬等を入手していたか（検察官が主張する間接事実の1つ目の柱）

前記3で述べたとおり、被害者の体内から検出された本件睡眠薬等の成分は、小田処方薬に由来するものであること、被告人が9月21日頃及び同月24日頃、小田から本件睡眠薬等の譲渡を受けて入手したことが認められる。

これらの事実は、被告人が被害者に本件睡眠薬等を服用させたことを相当程度推認させ、ひいては被告人が被害者を本件砂浜付近の海中に誘導し、入水させて溺れさせたことを相当程度推認させるものである。

- (2) 被告人、被害者及び安東の本件当日の行動等（検察官が主張する間接事実の2つ目の柱）

ア 前記4で述べたところをまとめると、被告人、被害者及び安東の行動等について、以下の事実が認められる。

被害者は、午前8時8分過ぎ頃、内妻に、集金に行くなどと言って自宅を出発した。被告人と被害者は、本件当日午前8時30分頃にタイヘイ電機事務所付近で合流し、被害者運転の本件マーチで、岩戸港に到着した。安東が被告人から岩戸港に来よう言われ、本件フィールダーを運転して午前9時50分頃同所

に到着し、被告人及び被害者と合流した。その際、被害者は眠そうな様子であった。安東が助手席に被害者を乗せて本件マーチを運転し、被告人が本件フィールダーを運転して、午前10時過ぎ頃、本件現場付近道路に到着した。安東は、被告人からサンマートで待っているように指示されたため、被告人と眠そうな様子の被害者とをその場に残し、本件フィールダーを運転して午前10時21分頃に同店駐車場に入り、同駐車場に同車をとめて待っていた。安東は、被告人から迎えに来よう電話を受け、午前10時50分頃、同駐車場を出発し、本件現場付近道路周辺で被告人と合流した。その後、被告人と安東は被告人方に戻り、被告人が着替えをした後、本件フィールダーで再び出発し、タイヘイ電機事務所前を通過して午前11時24分頃にサンマート前を通過した。その後、本件現場付近道路に行った後、被告人方に戻り、小田夫妻と共にイオン鳥取北店に向かったが、その際、午後零時頃、サンマート付近を通過した。本件当日夜に被害者は帰宅しなかった。

イ 以上の事実から被告人の犯人性がどの程度推認されるかについては、後記(4)で述べる。

(3) 犯行の目的等（検察官が主張する間接事実の3つ目の柱）

前記6で述べたとおり、被告人は被害者から、同人に対する53万円余りの電化製品代金債務を負い、これと安東購入分と併せて123万円余りの弁済を強く求められていた。一般にはこの程度の事情は殺害を決意させるようなものではないから、犯人が被告人であることを積極的に推認させるほどのものではないが、請求行為の強さに照らすと、被告人が殺害を決意したとしても不思議ではないから、犯人が被告人であることに沿うものといえることができる。

(4) 以上を総合しての判断

ア 本件睡眠薬等を被害者に服用させた者及びその時間帯

(ア) 本件睡眠薬等を被害者に服用させた者

前記のとおり、被害者が、殺害される当時、本件睡眠薬等を服用してその影響下にあったものと認められること、被害者が午前8時30分頃に被告人と合流してから朝食を取ったと推認されること、安東が岩戸港に到着した時に

は既に被害者は眠そうにしていたこと、被害者が当日風邪をひいており、胃内容物から複数の種類の風邪薬が検出されているが、その中には被告人が被告人方に置いていた風邪薬も含まれていたこと（検87）、などを総合すると、被告人が、岩戸港到着までの間に、本件睡眠薬等を、風邪薬等と称して服用させる、あるいは、朝食などの飲食物に混入させて飲食させるなどの方法によって、本件睡眠薬等を服用させたものと推認される。なお、この行為は被告人にとって不可能なことではないと考えられる。

（イ）本件睡眠薬等を被害者に服用させた時間帯

被告人が安東に対し、「岩戸港まで迎えに来てほしい。被害者は風邪薬を飲んだため眠そうにしている。」旨電話をしたのが午前9時34分であることや、安東が午前9時50分頃に岩戸港に到着して被告人と合流した際には既に被害者は眠そうにしていたこと、さらに、本件睡眠薬等の薬理効果が現れるのは服用後約10分ないし30分であること（検68）に照らすと、遅くとも午前9時30分頃までには本件睡眠薬等を服用させたものと認められる。

イ 被害者を摩尼川河川内に誘導し、入水させ、溺れさせる行為（以下、この項（第4）において、「誘導行為等」という。）をした者

（ア）誘導行為等が行われた時間帯

まず、被告人、被害者及び安東が早くとも午前10時過ぎに本件現場付近道路に行った後、被害者が、摩尼川に入水させられて死亡したことが認められるから、誘導行為等が行われた時間帯は、少なくとも午前10時過ぎ以降であることは明らかである。以下、その後のいつであるかを検討する。

a 午前10時過ぎから午前10時20分頃までの間

この間は、安東と被告人が共に本件現場付近道路にいたと考えられるところ、この間の犯行可能性について検討する（安東が午前10時21分頃にサンマート駐車場に到着していることや本件現場付近道路とサンマートの距離関係等に照らすと、安東が本件現場付近道路を午前10時18分頃に出発していると推認されるが、概数として午前10時20分頃として考える。）。

この点、殺害のために要する行動としては、具体的には、意識もうろう

状態の被害者に刺激を与えて若干覚醒させて本件マーチから降ろし、同人を支えて歩かせながら、橋を渡ったり、何らかの経路を通ったり、右岸のり面を降りたりして、橋から約16メートル上流である本件現場に連れて行き、そこで最低数分間顔を水に漬けさせるなどして窒息死させ、さらに、しばらくの間本場に同人が死亡したかどうかを確認した後、橋付近まで戻る、という行動であると考えられる。本件現場付近道路から本件現場に至る経路やその地形の状況、さらに、意識もうろう状態の被害者を支えて歩かせるという作業にはかなりの労力を要すると考えられることなどを考慮すると、仮に被告人と安東の2人が協力し合ったとしても、午前10時過ぎから午前10時20分頃までの間に上記行動を全て行って被害者を殺害することは、不可能とまではいえないまでも、かなり困難であると考えられる。

また、この時間帯に殺害したのならば、被害者殺害について安東の関与が推認される場所であるが、このように安東1人又は被告人と2人で短時間で集中して殺害を完遂した直後に、安東が、被告人を本件現場ないしその周辺に残して本件現場を離れ、サンマート駐車場で約30分間もの間ただ待機していた理由を説明するのは非常に困難である。

そうすると、午前10時過ぎから午前10時20分頃の間が誘導行為等の時間帯であるとは考えられない。

b 午前10時20分頃から午前10時50分頃までの間

この間は、被告人だけが被害者と共にその場にいたのであるから、この間の犯行であれば被告人による単独犯行ということになるが、30分間あれば、前記aで述べたような殺害のための行為を行うことは十分可能であり、また、ちょうどその程度の時間がかかると考えられる。したがって、被告人は、この間に1人で誘導行為等に及ぶという機会を十分有していたといえる。

しかも、そうだとすると、その間安東をサンマート駐車場で待機させたのは、被告人が誘導行為等を行うのを安東に見られないようにするという強い意志を持って実際そのように実行したためであると考えられる。

よって、午前10時20分頃から午前10時50分頃までの間に誘導行為等を行うことは可能であり、かつ、蓋然性も高い。

c 午前10時50分頃から午前11時24分頃までの間

前記のとおり、安東が午前10時50分頃にサンマート駐車場を出発し、その数分後に本件現場付近道路周辺で被告人と合流した後、本件現場付近道路を立ち去って被告人方に帰り、被告人が着替えを済ませ、タイハイ電機の事務所前を通過して丸山町交差点を左折し、午前11時24分頃にサンマートの前を通ったものである。

これらの移動に要する時間や着替え等のための時間を差し引くと、上記のように被告人と安東が本件現場付近道路周辺にいた時間は長くない（少なくとも、前記aの18分間よりも短い）と考えられ、2人で協力し合うにしても、この間に殺害のための行動を全て行うことはかなり困難である。

しかも、安東をいったんサンマート駐車場で約30分間もの間待機させた後、同人が戻った時点で非常に短時間でこのような行為をするというのは、なぜ安東を待機させたのかという理由を説明することができず、不合理である。

よって、午前10時50分頃から午前11時24分頃の間が誘導行為等の時間帯であるとは考えられない。

d 午前11時24分頃以降

前記のとおり、安東及び被告人は、本件フィールドに乗って、午前11時24分頃にサンマート前を通り、本件現場付近道路に戻った後、被告人方に帰り、小田夫妻と共にイオン鳥取北店に向かう途中で午後零時頃にサンマート付近の交差点を通過したものである。

これらの移動に要する時間や小田夫妻を誘うための時間を差し引くと、被告人と安東が本件現場付近道路にいた時間は長くないと考えられ、2人で協力し合うにしても、この間に殺害のための行動を全て行って被害者を殺害することはかなり困難である。

のみならず、仮に午前11時24分頃以降に誘導行為等を行ったとすると、

午前10時過ぎから午前11時前後まで被告人が1人であるいは安東と共に本件現場付近道路周辺にいた理由や、安東を約30分間サンマート駐車場で待機させた理由を合理的に説明することが困難である。

よって、午前11時24分頃以降が誘導行為等の時間帯であるとは考えられない。

e 小括

以上によれば、午前10時20分頃から午前10時50分頃までの時間帯以外には誘導行為等が行われたとは考えられない。

(イ) 被告人が誘導行為等を行うことが可能であったか

弁護人は、本件マーチの停止位置から死体発見現場まで被害者を運ぶためには、約1.9メートルの段差を降りるか、高さ約1.4メートルの橋の下をくぐるか、橋を構成するコンクリートと山の斜面に挟まれた狭い場所を通る必要があるが、被害者が睡眠薬等の影響を受けていることや、被告人、被害者及び安東の身長や体格等、さらに、人に見られ通報されるおそれがあるため早く運ぶ必要があることなどに照らすと、被告人が死体発見現場まで被害者を運ぶことは物理的、心理的に不可能であると主張する。

しかしながら、香川大学医学部法医学講座教授で中毒学を専門としている木下博之（以下「木下教授」という。）の証言及び塩崎証言によると、本件睡眠薬等を服用すると、眠気が強くなっていった眠りに落ちること、同薬は多種類かつ多量の処方であって、催眠作用が強力であると考えられること、しかし、同薬は麻酔薬とは異なるので、その者が強い刺激を与えられると覚醒し、他の者から肩を貸されるなどして行動を規定されるとそれに従って歩くことも不可能でないことなどが認められる。そうであれば、被告人が、意識もろうろう状態となった被害者を覚醒させた上、肩を貸すなどして歩かせ、しゃがみながら橋の下をくぐるなどの経路を通して死体発見現場に運ぶことは可能であると考えられる。

(ウ) 検討

以上述べたとおり、誘導行為等が行われた時間帯である午前10時20分頃か



ら午前10時50分頃までの間、被害者と一緒において殺害の機会を有しているのは被告人だけである上、被告人が1人で、被害者を運んで誘導行為等に及ぶことが可能であるから、このことだけからでも、誘導行為等を行った人物は被告人であることが推認される（そうすると、安東証言のうち、本件現場付近道路周辺で被害者を運んだり川に入水させたりしていないという趣旨の点も信用することができる。）。

そして、この判断は、前記（1）及び（3）の各事情によっても補強されているといえる。

#### ウ 小括

以上によれば、被告人が、被害者に本件睡眠薬等を服用させて意識もうろう状態に陥らせた上、本件現場である河川内に誘導し、入水させて溺れさせ、溺水吸引による窒息により死亡させたものと認められる。

これに対し、被告人は、罪状認否及び最終陳述において、それぞれ、摩尼川事件について、「私はやっていません。」と述べて、犯人性を否認する供述をしているが、これらはおおよそ具体性を欠いているから証拠価値が乏しいといわざるを得ず、したがって上記認定は揺るがない。

#### エ 共謀の成否

次に、安東について被告人との共謀共同正犯が成立する可能性について検討しておく。

思うに、本件現場である川の中まで被害者を運ぼうとするのは大変な作業であるから、仮に被告人が殺害について安東と共謀していたのであれば、誘導行為等を、安東と一緒に رفتり安東に行わせたりするはずである。現に奥田事件を除く本件財産犯事件においては、被告人は安東に詐欺行為をするよう仕向けていた。ところが、摩尼川事件においては、前記のとおり、被告人は安東に対しわざわざその場を離れて近くの場所で待機してもらおうよう指示し、1人で殺害行為に及んでいるのであり、これは、被告人が、何らかの理由により、殺害行為の場面を安東に見られないようにして、被告人による殺害行為を安東に直接知られないよう強く意図していたからであると考えられる。なお、そう考

えると、岩戸港に迎えに来てもらったのは被告人が本件マーチを運転できなかったためにすぎず、サンマート駐車場から安東を呼び戻したのは被告人方に送ってもらうためであると考えられるのであって、一貫した合理的な行動であるといえる。その他、被告人と安東との間で被害者殺害についての共謀の成立を認めるに足りる証拠はないから、本件の証拠関係を前提とする限り、安東について被告人との共謀共同正犯が成立すると認めるのは困難である（なお、安東に幫助犯が成立するかどうかは別の問題であるが、被告人の刑責についての判断には必要ないので、ここでは触れないこととする。）。

オ 代金支払を免れる目的があること及び財産上不法の利益を得たこと

先に述べたとおり、被害者が死亡すれば、被告人は同人に対する電化製品代金債務の支払を免れるという関係にあるから、被告人には、殺害行為当時、前記6（1）①及び②の取引（代金合計53万1950円）による債務の支払を免れるという目的があったと認めることができる。

なお、公訴事実においては、支払を免れた債務について、「電化製品12点（代金合計123万1250円）」の代金債務とされているが、以上述べたところによれば、「電化製品6点（代金合計53万1950円）」の代金債務の限度で認定すべきである。

そして、被告人は、被害者の殺害により上記代金債務の支払を免れたのであるから、財産上不法の利益を得たと解される。

8 結論

以上によれば、被告人が、被害者に対する53万1950円の代金の支払を免れようと考え、本件当日午前8時30分頃から午前9時30分頃までの間、被害者に本件睡眠薬等を服用させた上、午前10時20分頃から午前10時50分頃までの間、意識もうろう状態となった被害者を本件現場の河川内に誘導し、入水させて溺れさせ、溺水吸引により死亡させ、その支払を免れたことについて、合理的疑いを差し挟まない程度に証明されたと判断される。

よって、被告人には、判示第8のとおり、被害者に対する強盗殺人罪が成立する。

## 第5 北栄町事件（争点③）

### 1 判断の枠組み

北栄町事件について、当裁判所は、事件性、すなわち、矢部和実（以下、この項（第5）において、「被害者」という。）が何者かに殺害されたことを認定した上で、その殺害の犯人と被告人の同一性を検討し、被告人が犯人であると認定した。

犯人と被告人の同一性の判断について、検察官は、以下の3点を主な柱とする間接事実から、被告人が被害者に睡眠薬等を飲ませた上、同人を砂浜付近で溺れさせて殺害したことが推認できるとして、北栄町事件における犯人は被告人であると主張している。その第1点は、被害者の体内から検出された睡眠薬等は、被告人が事前に入手していたものであるというものである。第2点は、平成21年4月4日（以下、この項（第5）において、「本件当日」という。）、被害者に睡眠薬等を飲ませる機会及び同人を現場で殺害する機会をそれぞれ有していたのは被告人のみであり、また、安東が殺害現場付近に到着した際、被告人が全身ずぶ濡れの状態である一方、被害者が行方不明になっていた、などというものである。第3点は、被告人には被害者に対する借金の弁済を免れようという目的があった、というものである。

これに対し、弁護人は、主要な間接事実そのものを否認するとともに、間接事実からの推認過程も争い、被告人が犯人であることを争っている。

そこで、以下、事件性を検討した上で、上記3点を主な柱として、犯人と被告人の同一性等を検討することとする。

### 2 事件性

#### (1) 前提事実

証拠（検57, 58, 64ないし68, 職権2, 3）によれば、以下の事実が認められる。

#### ア 被害者使用自動車の発見

平成21年4月6日、鳥取県東伯郡北栄町東園548番地所在の船小屋付近の砂浜（以下「本件砂浜」という。）において、一般市民からの通報を受けた警察官により、被害者の使用していたダイハツミラ（以下「本件ミラ」という。）が確認された。なお、上記通報をした一般市民は、同月4日（本件当日）午後

2時30分頃、本件砂浜に駐車された本件ミラを目撃し、間月5日及び同月6日にも、同所に同車が同じ状態で駐車されていたことから、通報に至ったものであった。

#### イ 被害者の死体の発見

同月11日午前6時45分頃、鳥取県東伯郡北栄町田井沖合の海中で、わかめ漁をしていた漁師により、被害者の死体が全裸の状態で発見された。なお、被害者の死体発見場所は本件砂浜から東に約3.5キロメートル離れた海中であり、当時の潮の流れは西から東であった。

#### ウ 本件砂浜の概況

本件砂浜付近は、日本海に面して左右に長く広がる砂浜であり、本件ミラが放置してあった地点は、日本海から約30メートルの地点である。

付近には海岸線とおよそ並行に国道9号線が通っており、この道路から垂直に上記船小屋近くまで約200メートル（検58号証資料⑤の図面に基づく推論）の細い道が通っている。

#### エ 死体解剖の結果

入澤教授により同月13日に実施された死体解剖の結果、被害者の死因は、溺水吸引による窒息と判断された。また、詳細な死亡時期を推定することは困難であるものの、持続的に死体が水中にあったとすると、同日時点で死後1週間前後（ただし、1週間の前後2日程度としても矛盾しないもの）と推定された。

被害者の喉頭部、気管内、気管支内及び食道内には多量の砂粒が認められた。

また、被害者の血液、胃内容物を鑑定した結果、睡眠薬及び抗精神病薬（以下、この項（第5）において、「本件睡眠薬等」という。）が検出された（詳しくは後に検討する。）。体内からアルコールは検出されず、疾病も確認されなかった。

なお、窒息以外に死亡との関連を考慮しなければならないような損傷や疾病は認められなかった。

#### (2) 検討

以上の認定事実を始めとして関係証拠上認められる死体の状況及び本件砂浜

付近の状況や、入澤教授の供述内容を併せ考慮して検討すると、次のとおり判断される。

被害者の喉頭部等に多量の砂粒が認められたことや、本件ミラが本件砂浜に放置されていたこと、本件砂浜と死体発見場所の位置関係、当時の潮の流れ等を総合すると、被害者は本件砂浜付近の波打ち際で砂を海水とともに多量に吸引し、窒息して死亡したものと推認される。

また、わざわざ本件砂浜に行って本件睡眠薬等を服用する理由が見いだせない上、本件睡眠薬等は強力な催眠作用を有しているから、被害者が本件砂浜でこれを服用した後に自ら波打ち際まで歩いて行って横たわったとは考えられないこと、また、自殺の動機や兆候もうかがわれないことなどに照らすと、事故及び自殺の可能性は否定される。

そして、被害者の死体に他者からの暴行等をうかがわせる痕跡が残っていないことや、死亡時には本件睡眠薬等により行動能力を減弱した状態又は失っていた状態となっていた可能性が十分考えられること（検66）に照らすと、被害者が水を飲んで死に至ったのは、意識がある状態で犯人から暴力を加えられて強引に顔を漬けられたのではなく、本件睡眠薬等の影響により行動能力が全くないか又は著しく減弱した状況で、犯人によって波打ち際まで誘導され、入水させられたためであると推認される。

### 3 被告人が本件睡眠薬等を入手していたか（検察官が主張する間接事実の1つ目の柱）

#### (1) 争点

検察官は、本件睡眠薬等は、小田が当時就寝前に服用していた処方薬（以下、この項（第5）において、「小田処方薬」という。）であり、被告人が北栄町事件の直前に小田方から無断で持ち出して入手したものである旨主張する。そこで、①本件睡眠薬等が小田処方薬であるかどうか、②被告人が北栄町事件の直前に小田方からこれを無断で持ち出したかどうかについて、以下、検討する。

#### (2) 本件睡眠薬等が小田処方薬であるか

##### ア 前提事実

証拠（検67, 68, 74, 証人塩崎）によれば、以下の事実が認められる。

- (ア) 小田は、平成21年3月18日及び同月31日、塩崎医師から、就寝前の薬として、睡眠薬であるハルシオン（成分：トリアゾラム）1錠、ハルラック（成分：トリアゾラム）1錠、スローハイム（成分：ゾピクロン）1錠、フルニトラゼパム（成分：フルニトラゼパム）2錠、ソメリン（成分：ハロキサゾラム）0.5グラムを、抗精神病薬として、ルナプロン（成分：プロムペリドール）細粒0.6グラムを、その他乳糖細粒0.4グラムを1包に混ぜた状態で、処方された（これらが小田処方薬である。）。なお、これらの睡眠薬及び抗精神病薬はいずれも入手するのに医師の処方箋が必要である。
- (イ) 前記第4（摩尼川事件）で述べたのと同様、小田処方薬は塩崎医師が処方したものであるが、その組み合わせは、4種類の睡眠薬及び1種類の抗精神病薬という多くの薬を組み合わせたものである上、旧型の抗精神病薬成分（プロムペリドール）を含むという点で珍しい組み合わせであり、同医師が上田病院で1000人以上診察した患者の中で他に同じ組み合わせで処方した患者はいなかった。
- (ウ) 一方、被害者の血液及び胃内容物を鑑定した結果、トリアゾラムが胃内容物から、ゾピクロンが血液及び胃内容物から、ハロキサゾラムが胃内容物から、フルニトラゼパム代謝物である7-アミノフルニトラゼパムが血液及び胃内容物から、プロムペリドールが胃内容物から、それぞれ検出された（これらが本件睡眠薬等の成分である。）。

#### イ 検討

- 以上のとおり、本件睡眠薬等の成分が小田処方薬の5種類の成分といずれも一致することや、小田処方薬の組み合わせ自体非常に珍しいものであることに加えて、前記第4で述べたとおり、北栄町事件から摩尼川事件にかけての小田処方薬の成分の変化と、各被害者の体内から検出された睡眠薬等の成分の変化とが対応していることを総合すると、被害者の体内から検出された本件睡眠薬等の成分は、小田処方薬に由来するものであると推認される。
- (3) 被告人が北栄町事件の直前に小田方から本件睡眠薬等を無断で持ち出したか前記第4で述べたとおり、信用できる小田証言によると、被告人が小田の睡

眠薬の保管場所を知っているのみならず、その薬に関心を抱いていたこと、小田が北栄町事件（4月4日）の前である3月下旬頃、小田処方薬を紛失したことが認められ、これによると被告人が小田処方薬を持ち出した可能性が高いと考えられる。

もっとも、安東も保管場所を知っていた可能性を否定することはできないから、以上の点のみを根拠に、被告人が小田処方薬を持ち出したと認定することまではできない。

#### 4 被告人、被害者及び安東の4月4日（本件当日）の行動等（検察官が主張する間接事実の2つ目の柱）

上記3名の本件当日の行動等について、安東が当公判廷で詳しく証言しているが、弁護人から同証言の信用性が厳しく争われているので、この項（4）では、まず、同証言以外の証拠から認定できる事実を検討し、その後同証言の信用性を検討することとする。なお、以下、時刻のみの表示は4月4日のものを指すこととする。

##### (1) 前提事実

安東証言を除く証拠、特に証拠（検79, 80, 82）によれば、上記3名の本件当日の行動等として、以下の事実が合理的に推認される。

ア 被告人は、午前7時33分頃、ファミリーマート鳥取丸山店において、おにぎり2個、お茶及び即席みそ汁を購入した。

イ これと前後して、被害者と連絡をとり、午前7時30分を過ぎた頃（遅くとも午前8時16分頃まで）に被害者と合流した。

その後、被害者は、上記おにぎりやみそ汁を食べた。

ウ 被告人は、被害者が運転する本件ミラの助手席に乗り、午前8時16分、国道9号線に面している鳥取市気高町浜村所在のファミリーマート鳥取浜村店に到着した。同店でフェイスナルペーパー、ハンディウェットティッシュ、紙コップ及び缶コーヒーを購入し、再び助手席に乗り込んで、午前8時22分、同人の運転で同店を出発して西に向かった。

エ 本件フォルダーは、鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉所在のホテルホワイトに、午前11時51分に入室し、午後零時43分に退室した。



オ 前記のとおり、遅くとも本件当日午後2時30分頃には、本件ミラが本件砂浜に放置されていた。

カ なお、午前8時22分以降、被告人及び安東以外の者が被害者と接触した形跡はうかがわれない。

(2) 被告人が本件ミラの運転を被害者と交代したか

検察官は、①本件ミラの運転席側シートベルトの止め金部分から、被告人のDNA型と一致するDNAが検出されたこと、②本件砂浜に放置されていた本件ミラの運転席座席位置は、被告人の身長(149センチメートル)に適合し、被害者の身長(173センチメートル)及び安東の身長(171センチメートル)に適合しないものであったこと、③事件後、被告人が、安東に「途中で矢部さんと運転代わったけども写とるだろうか。」と述べたこと、の3点を根拠にして、本件砂浜に到着するまでの間に、被告人が本件ミラの運転を被害者と交代した事実があると主張するとともに、この事実は被告人が被害者に本件睡眠薬等を飲ませて本件砂浜に来たことを強く推認させると主張している。

しかしながら、①については、被告人と被害者が、少なくとも被害者の認識としては交際関係にあり(安田証言)、被告人が本件当日とは別の機会に運転する機会があった可能性を否定できないこと、被告人が助手席に乗車しても何らかの機会に当該部分にDNAが付着する可能性を否定できないことからすれば、DNA付着の事実は、本件砂浜に到着した時点で被告人が本件ミラを運転していた事実を積極的に推認させるものとみることはできない(ただし、同事実に沿うものとみることはできる。)

また、②については、確かに、証拠(検63、証人山根英一郎)によれば、本件砂浜で発見された当時の本件ミラの運転席座席位置を再現して実験した結果、本件ミラの運転席座席位置は、被告人の身長に適合し、被害者の身長及び安東の身長に適合しないものであると認められ、このことから、最終的に運転席に乗ったのは被告人である可能性が高いということ是可以する。しかし、被害者の運転により本件砂浜に着いた後に被告人が本件ミラを動かそうとして運転席に乗り込んだという可能性もある上、そもそも他の者が被告人が最終運転者であ

ると偽装することも不可能ではない（前記第4の中で述べたとおり、摩尼川事件では安東が被告人を最終運転者に装うために本件マーチのシート位置を動かしたという疑いがある。）から、当該実験結果をもって、被告人が本件ミラを運転して本件砂浜に到着した事実を積極的に推認させるものとみることとはできない（ただし、同事実に沿うものとみることとはできる。）。

また、③については、後記5のとおり、上記のような被告人の発言があったとは直ちに認められない。

したがって、この点の検察官の主張は採用できない。

### (3) 安東証言の概要及び信用性判断の方針等

上記（1）及び（2）の各事実だけからでは、被告人と被害者がファミリーマート鳥取浜村店を出発してから本件フィールドがホテルホワイトに入室するまでの間の関係者（被告人、被害者及び安東）の具体的行動は明らかでない。そこで、（3）以下では、安東証言の信用性を検討しながら、関係者の行動等を検討していく。

なお、本件当日の関係者の行動に関するその他の客観的証拠として、本件当日に被告人、被害者及び安東が使用していた携帯電話の通信履歴（検96）と、鳥取県倉吉市清谷町所在の衣類量販店ファッションセンターしまむら倉吉店（以下「しまむら倉吉店」という。）における衣類の購入記録（検82）、さらに、ファミリーマート鳥取浜村店、本件砂浜、しまむら倉吉店、ホテルホワイト間の通常の移動時間に関する証拠（検81、証人山根慎平）があるが、これらの証拠だけからでは関係者の行動を直接推認することはできないので、これらの証拠については、安東証言の信用性判断の中で、同証を支えるものになるかどうかという観点で検討することとする。

#### ア 安東証言の概要

安東証言の概要は、以下のとおりである（証言の詳細は必要に応じて後に触れる。）。

(ア) 本件当日朝、被害者に会うとして被告人から頼まれ、被告人をファミリーマート鳥取丸山店の駐車場まで送った。

- (イ) その後、被告人から、被害者に青谷方面に連れ回されている旨のメールを受信するなどしたため、本件フィールドで被告人方を出発し、青谷方面へ移動し、青谷駅付近で場所を変えながら待機した。
- (ウ) 午前10時40分頃、被告人から、ずぶ濡れで寒いから迎えに来てほしい旨の電話があり、本件砂浜に向かった。
- (エ) 午前11時11分頃、同所で被告人と合流すると、被告人は全身がずぶ濡れの状態であり、被害者の姿はなかった。
- (オ) その後、被告人の着替えを購入するため、被告人と共にしまむら倉吉店に移動し、安東が同店で女性用の衣類5点を購入した。
- (カ) さらに、ホテルホワイトに移動し、被告人が上記の衣類に着替えている間に、安東はいったん本件砂浜に戻った。
- (キ) その後、同ホテルで被告人と合流し、被告人方へ帰った。

#### イ 安東証言の信用性判断の方針

以上のとおり、安東は、被告人が被害者に睡眠薬等を服用させた場面、あるいは、被害者を海中に誘導して殺害した場面を目撃したと証言しているわけではないものの、同証言の信用性が全面的に肯定され、本件当日の関係者の行動について、同証言に沿って事実認定された場合には、被告人の犯人性を極めて強く推認する事実関係が認定されることとなるから、この点で、安東証言は、被告人の犯人性を検討する上で重要な証拠であるといえることができる。

しかも、安東は、同人の証言によっても、本件当日に本件砂浜に来た人物とされているのであって、同人が単独犯の真犯人であった場合はもちろんのこと、同人が被告人との共犯によるものであった場合など、同人が何らかの関与をしていた場合、同人が自己の刑事責任を免れるため、あるいは、これを少しでも軽減するため、自己の罪責を被告人に転嫁しようとして虚偽の供述をするおそれが高いという関係にあるといえる。

また、前記第4でも述べたとおり、当公判廷における安東の証言態度を重視することはできない。

そこで、同証言の信用性の判断に当たっては、客観的事実と合致しているか

とか、客観的事実と整合して十分合理的であるかなどという観点から、慎重に検討する必要がある。

以下は、まず、関係者の当日の行動を推測する鍵となるものとして、安東がしまむら倉吉店での衣類を購入した事実の有無を検討した上で、携帯電話の通信記録等も手掛かりにしながら、安東証言の信用性を検討することとする。

#### (4) 安東がしまむら倉吉店で衣類を購入した事実の有無

警察官、前記(3)ア(オ)の安東証言のとおり、安東が、午前11時41分頃、しまむら倉吉店において、被告人のために女性用衣類5点を購入したと主張するとともに、この事実から、被告人が当時全身ずぶ濡れであったことが推認され、ひいては被告人が被害者を海中に誘導し、溺れさせて殺害したことが推認されると主張している。

これに対し、弁護人は、安東がしまむら倉吉店で上記のとおり女性用衣類を購入したことはなく、被告人がずぶ濡れになったこともないと主張して、検察官の上記主張を争っている。

そこで、安東がしまむら倉吉店で上記のとおり女性用衣類を購入した事実があるかどうかを検討する。

#### ア 安東証言の内容

この点に関する安東証言の内容は、以下のとおりである。

安東が午前11時11分頃に本件砂浜に着き、その約10分後に同所を本件フィールドで出発した後、被告人が服を買って着替えたいと言ったので、しまむら倉吉店に行った。被告人から、キャミソール、パンツ、靴下、上着、ズボンを買ってくるよう言われるとともに、サイズについては、できれば大きめの服で、できれば3Lと言われた。1人で店内に入り、店員に、30歳代で太った体格の女性用ということと、サイズについての上記のような希望を伝えて、売場を案内してもらいながら、被告人の希望に沿うと思われるものを探して、結局、キャミソール、下着のパンツ、靴下、上着、ズボンを購入した。キャミソールはLサイズであったが、店員から、このサイズで着ることができると言われたので、それに決めた。同店に入ってから購入するまでの時間は約10分間であった。

## イ しまむら倉吉店の売上記録等

一方、証拠（検82、証人山根慎平）によると、以下の事実が認められる。

- (ア) しまむら倉吉店での売上記録には、本件当日午前11時50分、2番レジで、「フジンパンツ、フジンシャツ、スキャンティ、フジクツシタ、ランジェリー」を、価格合計2800円で売却した旨記録されている。
- (イ) 上記時刻はレジの時計のずれに基づく不正確なものであり、これを補正して得られた正確な時刻は午前11時42分頃である（山根慎平の証言によると、本件当日の2日前にはレジの時刻が正確な時刻より約七、八分早く、他方、本件当日の翌日にはレジの時刻が正確な時刻より約八、九分早かったことが認められる。したがって、本件当日は、2番レジの時刻は正確な時刻より8分程度早かったと考えるのが相当である。）。
- (ウ) 後記のとおり、警察官が、売上記録上の商品コードを元に、「スキャンティ」を除く各商品の仕様書を確認したところ、「フジンパンツ」（ズボン）が3Lと4Lがあるうちの3L、「フジンシャツ」（長袖パーカー）については、LLと3Lがあるうちの3L、「フジクツシタ」（靴下）は「22-24 cm」という唯一のサイズのもの、「ランジェリー」（キャミソール）については、MとLがあるうちのLがそれぞれ選ばれていることが判明した（なお、山根慎平の証言によると、「スキャンティ」については、同人が商品コードを書き間違えて仕様書の照会を行ったため、当該商品の仕様書を入手できなかったと認められる。）。
- (エ) さらに、上記「フジンシャツ」及び「フジクツシタ」については、仕様書（イラストないし写真付き）に記載された形状及びデザイン、サイズ、色等の仕様と全く同じ仕様の物が、搜索の結果、当時被告人が使用していた自動車や被告人方から発見された。
- (オ) なお、本件砂浜からしまむら倉吉店までの通常の移動時間は約10分であり、同店からホテルホワイトまでの通常の移動時間も約10分である（山根慎平の証言）。

## ウ 上記安東証言の信用性の検討

(ア) 検察官は、安東が捜査段階に上記アと同趣旨の供述をした後に警察官がその裏付捜査を行ったところ、上記イの事実が判明したものであるから、安東証言の信用性は高いと主張している。そして、警察官山根慎平は、平成22年1月頃、安東供述の裏付けとしてしまむら倉吉店の売上記録の捜査をするよう命じられ、同月30日付け捜査報告書を作成したなどとして、上記主張に沿う証言をしている。

しかしながら、上記捜査報告書があるからといって、当該捜査を始めたのがその作成日の少し前であるとは限らないのであり、その他、捜査開始日に関する上記山根慎平証言を客観的に裏付ける証拠はない。しまむら倉吉店における衣類購入の事実の有無の重要性に照らすと、上記山根慎平証言の信用性を直ちに肯定し、ひいては上記安東証言の信用性を直ちに肯定することには慎重になるべきである。

(イ) そこでさらに検討する。

まず、安東証言による購入時刻と同時刻頃に、同証言によるものと同種の5点の商品が同店で購入されたということ自体、安東証言とよく整合している。また、上記購入時刻自体も、安東証言による本件砂浜を出発した時刻、同所からしまむら倉吉店までの通常の移動時間、同店での滞在時間、ホテルホワイトまでの通常の移動時間、ホテルホワイトに入室した時刻とよく整合している。

さらに、上記5点の商品の内容は、上半身及び下半身の各下着及び上衣並びに靴下という、全身ずぶ濡れになった被告人の着替えという目的のために必要十分な組み合わせである。しかも、サイズの判明している商品のサイズを見ると、いずれも、3L、あるいは売られているうちの最大サイズであって、被告人の体型（身長149センチメートル、体重68キログラム前後）に適合している。このような組み合わせの購入が、本件当日に本件砂浜の近くの衣料販売店においてなされること自体そう多くないと考えられ、その意味で安東証言を裏付けているといえる。

そして最も重要な客観的事実であるが、その商品のうち2点については、これらと完全に同じ仕様のものが被告人使用の自動車や被告人方から発見されている。上記購入とは別の機会に被告人が2点も上記商品と全く同一仕様の商品を手に入れるという偶然が起きるとはほとんど考え難いから、この事実は、安東証言を動かし難いものにするほど裏付けているといえる。

- (ウ) これに対し、弁護人は、上記安東証言は信用できないと主張し、その論拠として、①上記キャミソールがLサイズであって被告人の体型と合わないものであることによく現れているとおり、上記の売上記録は安東以外の者による売上げである、また、②しまむら倉吉店に関する捜査経過には不審な点が多々あるから、売上記録と完全に同一仕様の長袖パーカーと靴下が被告人使用の自動車や被告人方を捜索したことにより発見されたというのは捜査官によるねつ造の可能性がある、③結局、捜査官がこの情報を入手した後に安東がこれに合わせて供述した可能性があるから、安東の上記証言は何ら裏付けがあることにはならない、などと主張している。

しかしながら、①については、仕様書から認められるキャミソールの身長及び身幅等の大きさ、形状並びに素材等に照らすと、少々きつくても被告人の身体が入らないことはないと考えられる上、被告人方に帰るまでの間、下着代わりにパーカーの下に着るとい程度の用途を満たすと考えられる。そもそも、被告人が安東に購入を依頼するときにキャミソールという指定をすることは合理的な行動であり、そのような指定を受けた安東としては、3Lサイズがなくても、店員に相談しながら店頭にあるサイズのうち最大サイズのキャミソールを購入することはむしろ通常の行動といえる。したがって、上記キャミソールがLサイズであることは、安東がこれを購入した事実を否定する事情とはならない。

②については、上記捜索の事実は、弁護人が公判前整理手続において格別の留保なく同意した書証により認定できるものであるから、弁護人が主張する捜査経過に対する種々の疑問を踏まえて検討しても、証拠上、長袖パーカーと靴下の発見が捜査官によりねつ造されたものである疑いがあるということ

はできない。

③については、仮に捜査官が入手した売上記録の情報に安東が合わせて供述したとすると、その売上記録は、どんなに広く見ても、本件当日の午前中から午後2時30分頃（本件ミラが発見された頃）までの時間帯のものである必要があり、しかも着替え目的でホテルホワイトに入ったとすると、その入室した時刻に近接した時刻のものという条件も加わり、このように、かなり限定された時間帯の中から選ばなければならない。しかも、その中から、女性が全身の衣類を着替えるために必要な組み合わせで、かつ、被告人の体型に合ったものを選ばなければならない。しかし、そのような条件を満たす売上げは非常に少ないと思われる。加えて、上記のとおり、売上記録と完全に同一仕様の長袖パーカーと靴下が被告人使用の自動車や被告人方から発見されたことは、決定的ともいべきほど購入の同一性を裏付けるものである。そうすると、上記の売上記録が安東以外の者による売上げである可能性は否定できる。

よって、弁護人の上記主張は採用できない。

(エ) 以上によれば、安東の上記証言は信用することができ、そうすると、同証言の趣旨のとおり、安東が、本件当日午前11時42分頃、しまむら倉吉店において、それぞれ上記のようなサイズの、キャミソール、スキャンティ、靴下、長袖パーカー及びズボンを購入した事実を認めることができる。

(5) 被告人がずぶ濡れとなった事実等の有無

安東は、同人が本件砂浜で被告人と合流した時、被告人が全身ずぶ濡れであり、しまむら倉吉店で購入した衣類は、全身ずぶ濡れとなった被告人の着替えのためのものであり、ホテルホワイトに行ったのはその着替えをするためであったと証言しているところ、ずぶ濡れになった時期は後に検討することとして、ここでは、上記証言のうち、被告人が本件砂浜でずぶ濡れとなり、その後安東が購入した衣類をホテルで着替えたことがあるという点が信用できるかどうかを検討する。

ア 上記のとおり、本件砂浜から鳥取市方面に戻る途中の経路付近のうちかなり



近いところにある衣類量販店であるしまむら倉吉店において、安東が被告人の体型に対応し、かつ、全身の着替えが可能な取り合わせの女性用の衣類5点を購入したことからだけでも、被告人が着替えを必要としていたという点で上記安東証言に裏付けがあるといえる。

それだけでなく、①濡れていた衣類を脱ぎ、体を暖めるとともにきれいにしてから新しい服を着るために、衣類購入後すぐに近くのラブホテルに入るというのは非常に合理的な行動であること、②同ホテルに入室した後退室するまでの間に4回、被告人から安東の携帯に電話が掛けられていること（検78）からすると、ホテル入室後、被告人と安東の両方が室内にいた時間はわずかと考えられ、そうすると、肉體関係を持つために同ホテルに入ったとは考えられないこと、③本件フィールダーがホテルホワイトに入ったのは、しまむら倉吉店で衣類を購入した約10分後であり、購入後同ホテルに直行した考えられること、の3点を総合すると、ホテルホワイトに入った目的は、しまむら倉吉店で購入した衣類に被告人が着替えるためであったと十分推認され、この点でも上記安東証言は十分裏付けられているといえる。

さらに、本件当日朝、被告人が被害者と共に本件ミラに乗ってファミリーマート鳥取浜村店から西に向かっていたこと、同日、本件ミラが本件砂浜に放置されている一方、被害者の死亡が自殺や事故によるものでなく、本件砂浜に到着するまで同乗者がいたはずであることを総合すると、被告人が被害者と共に本件砂浜に到着したと推認できるから、被告人がずぶ濡れになっていた場所は本件砂浜付近であるという点も十分裏付けがあるといえる。

以上によれば、被告人が本件砂浜付近で全身ずぶ濡れとなっていたために、しまむら倉吉店でその着替えのための衣類を購入し、その着替えのためにホテルホワイトに行ったという安東証言は信用できる。

#### イ 弁護人の主張について

これに対し、弁護人は、①被告人が、寒いのに、午前10時40分の電話から約30分間も本件砂浜付近にある船小屋に入って風を避けるなどしなかった点、安東合流後も約10分は本件フィールダーのエアコンで暖まるなどせず海岸に出て

いた点、あるいは、髪から水がしたり落ちるような状態のまま水を切ろうともせず、服を絞るなどして濡れた状態を解決しようとする行動をとっていないことがいずれも不自然である、②安東が本件砂浜に滞在した約10分間で、同人が証言する行動を全てするのは困難である、③安東が、当時被告人が双子を妊娠していたことを前提とする行動をとっていないのが不自然である、③安東は、被告人がホテルホワイトでシャワーを浴びていた点について、シャワーの音まで再現して証言しておきながら、後に、記憶が曖昧であるなどと証言を変更していることは、安東が警察官と協力して虚偽を作出したことの証拠である、などと主張している。

まず、①については、被告人が、犯行直後の興奮のためや、安東に犯行を悟られないように指示する必要などのために、弁護人が主張するような行動をとらなかったとしても特に不自然でない。弁護人が主張するような点を踏まえても、しまむら倉吉店で着替えを購入した上でホテルホワイトに行ったということからすると、被告人がずぶ濡れになっていた事実は動かし難いといえる。②については、安東証言を前提にすれば、本件砂浜及びその付近において被害者を探したといっても、それほど入念に探した様子はいかがかわれず、全てを約10分間で行うことも十分可能であったと考えられる。③については、安東は、当時被告人が妊娠していると認識していたものの、被告人に確認して体調は大丈夫だと言われればそのままにしていた旨証言しており、被告人に逆らえない安東の当時の心理状態等を前提にすれば、安東が被告人の妊娠を前提とする行動をとっていないとしても不自然とはいえない。④については、本件当日の行動経過であっても、その詳細について記憶が曖昧になるのはむしろ当然のことである一方、ずぶ濡れの被告人がすぐにシャワーを浴びることが自然な行動であることからすれば、安東が、多少の推測を交えながら、被告人がシャワーを浴びていた旨証言したとしても、その証言内容自体不自然なものとはいえない上、安東証言全体の信用性を否定するようなものとみることもできない。

よって、弁護人の上記主張は採用できない。

(6) 被告人が被害者を海中に誘導し、入水させ、溺れさせる行為（以下、この項

(第5)において、「誘導行為等」という。)の一部又は全部を行ったこと

以上の次第で、被告人が本件砂浜でずぶ濡れになっていた事実が認められるところ、この事実を中心とするこれまで認定した事実によれば、被告人が誘導行為等の一部又は全部を行ったことを推認することができるので、後記(7)以下を検討する前提として、この段階でその理由を述べておく。

ア まず、前記のとおり、本件当日の行動として、被告人が午前8時22分以降、本件ミラに被害者と共に乗ってファミリーマート鳥取浜村店から西に向かっており、被害者と行動を共にしていたこと、安東が本件砂浜に到着した際、被告人が、本件ミラが放置してある本件砂浜にいたこと、本件当日の上記時刻以降、被告人及び安東以外の者が被害者と接触した可能性が全くうかがわれないことも総合すると、まず、少なくとも被告人は、被害者が行方不明となるまで被害者と行動を共にしていたのであって、誘導行為等を行う機会を有していたといえる。

さらに、安東が本件砂浜に到着する前又は後、被告人が全身ずぶ濡れになったことが認められるところ、4月という寒い時期に海岸で全身ずぶ濡れになっているというのは非常に特異な事態であるといえる。そして、前記2のとおり、被害者殺害の犯人は、被害者を本件砂浜付近の波打ち際に誘導して入水させ、溺れさせて窒息死させたものと考えられるのであって、犯人自身も被害者を海中に誘導する際に相当程度濡れたことが推測されることを考えると、被告人が全身ずぶ濡れ状態であったということは、少なくとも被告人が誘導行為等を行ったと考える以外には説明がつかない事態であるといわざるを得ない。

イ また、摩尼川事件において述べたのと同様、木下証言及び塩崎証言によると、本件睡眠薬等を服用した者は、強い刺激を与えられると覚醒し、他の者から肩を貸されるなどして行動を規定されるとそれに従って歩くことが不可能でないことなどが認められる。しかも、現地は砂浜であるから、摩尼川事件の現場よりも歩かせるのは容易であるといえる。そうであれば、途中には高さ75センチメートル降りる段差があることを考慮しても、たとえ被告人が1人であったとしても、意識もうろう状態等となった被害者を覚醒させた上、肩を貸すなどし

て歩かせ、段差等を降り、砂浜を歩いて海に運ぶことは十分可能であると考えられる。

ウ なお、被告人と被害者が午前8時22分頃にファミリーマート鳥取浜村店を出発したことと、同店から本件砂浜までの通常の移動時間は約30分であること（検81）からすると、早ければ午前8時50分頃に本件砂浜に到着しているはずであるし、仮にその時刻よりも遅い時刻に到着したとしても、本件砂浜を出発する午前11時20分頃までの間には誘導行為等に及ぶ十分な時間的余裕があったと考えられる。

エ 以上によれば、被告人が、誘導行為等の一部又は全部を行ったものと推認される。

もともと、ここまで検討した限度では、犯行時期すなわち被告人がずぶ濡れとなった時期が特定できておらず、したがって、被告人と安東が実行行為を分担した可能性や、安東が1人又は被告人と共に本件睡眠薬等を被害者に服用させた可能性まで否定できるものではないから、被害者殺害が被告人の単独犯行によるものであるとまでは推認できない。そこで、以下、特に安東の行動を中心として検討する。

#### (7) 安東の行動等

本件当日の安東の行動等について検討するが、特に安東がいつ被告人と合流したかが重要なので、この点を中心として検討する。

まず、ファミリーマート鳥取浜村店の防犯ビデオには本件フィルムが写っていないことや、後記のような携帯電話の通信記録の内容に照らすと、被告人が同店を出発する時点では安東は被告人と行動を共にしていなかったと考えられる。一方、前記のとおり、安東は被告人と共にしまむら倉吉店に行き、午前11時42分頃に同店で衣類を購入しているから、同店に着くまでには被告人と合流しているといえる。さらに、被告人にとって本件フィルム以外に本件砂浜からしまむら倉吉店までの移動手段がないと考えられるから、安東は、本件砂浜付近に到着した時点で被告人と合流したものと認められる。問題は、安東が本件砂浜付近に到着したのがいつかという点である。

## ア 携帯電話の通信記録の内容

この点を判断するためには、本件当日被告人が使用していた携帯電話（以下「被告人携帯」という。）と、本件当日安東が使用していた携帯電話（以下「安東携帯」という。）との間でなされた通信記録（検78）を踏まえた上で安東証言を検討することが必要である。その通信記録の内容は、以下のとおりである（通話時間の摘示は省略）。

## (ア) 午前8時零分から午前8時6分までの間

被告人携帯から安東携帯まで又は安東携帯から被告人携帯までメール合計4回

## (イ) 午前8時9分

被告人携帯から安東携帯に通話1回

## (ウ) 午前8時11分から午前9時43分までの間

安東携帯から被告人携帯にメール6回

## (エ) 午前10時40分から午前11時11分までの間

被告人携帯から安東携帯に通話6回

## (オ) 午後零時19分から午後零時32分までの間

被告人携帯から安東携帯に通話4回

## (カ) 午後零時43分

安東携帯から被告人携帯に通話1回

## イ 安東証言の内容

被告人と合流するまでの被告人とのやり取り等に関する安東証言は次のとおりである。

- (ア) 本件当日朝、被告人に、被害者と会うから、ファミリーマート鳥取丸山店の駐車場に自動車まで連れて行ってほしいと言われ、被告人を同所に送って別れた。その後、被告人方に戻ると、午前8時4分及び同6分に、被告人携帯から、被告人が被害者に青谷方面に連れ回されているという内容のメールを受信した。そのメールを見て、被告人のことを心配して被告人携帯に電話したが、つながらなかった。午前8時9分に、被告人から電話があり、被害者

が隣にいて電話で話ができないから、以後の連絡はメールにしてほしいと言われた。また、青谷方面に迎えに行こうかという話をしたところ、被告人が同意したので、本件フィールドを運転して被告人方を出発し、青谷駅近辺で場所を変えながら待機した。午前8時11分に安東携帯から被告人携帯にメール送信したが、これは被告人方を出発したという内容である。また、午前8時42分から午前9時43分までの間に5回にわたって安東携帯から被告人携帯にメールを送信したが、これは、青谷に着いたという内容や、大丈夫かという内容であったと思う。これらに対して、被告人から返信はなかった。

- (イ) 午前10時40分、被告人から電話があり、「矢部さんと話していて、川に落とされてずぶ濡れになっている。寒いから早く本件砂浜に迎えに来てほしい。」と言われた。さらに、被告人から、着替えを買ってくるよう言われたので、しまむら倉吉店に寄ろうと思って国道9号線バイパスから横の道に入った。しかし、被告人から再度電話があり、服の購入に行かなくていい、寒いから早く迎えに来るようにと言われたため、国道9号線バイパスに戻って走行した。午前11時11分の電話で被告人の正確な場所を尋ね、そのすぐ後に本件砂浜近くに着いて被告人と合流した。その場に10分ぐらいたった後、しまむら倉吉店に向かって出発した。

#### ウ 上記安東証言の信用性の検討

- (ア) 上記アのとおり、午前8時9分の被告人からの通話の後は、被告人からは何の応答もないまま、安東が一方的に6回メールを送信しているのに、被告人からは午前8時11分から午前10時40分まで安東に一切連絡していないという点が特徴的である。これについての安東証言は、被告人から被害者に青谷方面に連れ回されている旨のメールを受信し、また、被害者が隣にいるから以後の連絡はメールにしてほしいなどと電話で言われ、被告人を心配して青谷方面へ出発するとともに、心配する内容等のメールを送信したが、被告人は何らかの事情によりこの間連絡を行えなかったというものである。この点は、この通信状況をかなり合理的に説明しているといえる。

また、安東が、青谷付近を午前10時40分頃に出発し、いったん横道にそれ

たりしながら午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜付近に到着したというのは、安東が被告人の要請に応じて急いでいたと考えられることなどに照らすと、青谷付近から本件砂浜までの距離関係等と整合している。

さらに、午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜付近で合流し、その約10分後にしまむら倉吉店に向かって出発したというのも、しまむら倉吉店の売上記録の時刻とも整合している。

しかも、各通話の通話時間を見ても、安東証書との矛盾はない。

(イ) 逆に、午前9時43分頃から午前10時40分頃までの間は互いの通信が途絶えたという点からすると、この間は両者が行動を共にしていたとも一応考えられる。しかし、この間に行動を共にするためには、それに先だって待ち合わせ場所を決めて合流する必要があるが、上記のような安東からの一方的なメールの中で待ち合わせ場所等を指示するというのは、先に述べたように、安東は被告人の指示なくして行動しないなどという両者の関係に照らすと、実際上はあり得ないと思われる。また、被告人が被告人方を出発する時点などにあらかじめ合流場所等を打ち合わせておくというのも実際的ではない。

(ウ) しかも、摩尼川事件についての判断のところで述べたように、同事件において、被告人は、何らかの意図により殺害行為の場面を安東に直接見られないよう強く意図していたと考えられるのであって、そうすると、その前の事件である北栄町事件でも、同様に、安東がいないところで殺害行為に及ぼうとしたとみるのが自然である。

(エ) ただし、午前10時40分に被告人からかかってきた電話の内容として「ずぶ濡れで寒いから」旨言われたという点は、これまで検討してきた限りでは客観的な裏付けがないから直ちに信用性を認めることはできない（後に安東が実行行為を行っていないと判断されて初めて、その信用性が肯定される。）。

## エ 小括

よって、上記アの証言は信用することができ、これによると、安東は、午前10時40分に、被告人から本件砂浜に迎えに来てほしいと言われたことや、午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜付近で被告人と合流したことが認められる。

また、本件砂浜からしまむら倉吉店まで約10分間かかり、安東がしまむら倉吉店で商品を探すのに約10分間かかり、そして、同店での購入が午前11時42分であることからすると、被告人と安東が本件砂浜を出発したのは午前11時20分頃であると推認される。

(8) 安東が本件砂浜で被告人と合流した際の両者の言動及び安東の受けとめ方  
ア 安東証言の内容

(ア) 午前11時11分頃、本件砂浜近くで被告人と合流した。このとき、被告人は、全身がずぶ濡れの状態であった。被害者の姿はなく、本件ミラが、タイヤがスタックした状態で、砂浜にとまっていた。被告人は、被害者がいなくなった、被害者に砂浜から落とされた、それから海の中に引きずり込まれたなどと言っていた。被告人は電話では川に落ちたと言っていたので確認したが、被告人は川ではなく海に落ちたと言った。その後、被告人から、まず、砂浜で被害者を捜すように言われ、周辺の砂浜をざっと捜したものの、同人の姿はなかった。また、被告人から、被害者が被告人に失恋し、それを苦にして松林の中で首をつって自殺したかもしれないなどと言われ、松林も捜したが、被害者の姿はなかった。被告人は、この頃、本件ミラの付近をうろろし、同車のトランクから取り出したスコップを持って帰るよう言い、また、借用品をとったからなどと言っていた。その後、被告人から、寒いから帰りたいと言われ、本件砂浜を離れたが、本件砂浜にいた時間は、10分ぐらいだったと思う。

(イ) 本件砂浜で、被害者の姿が見えなかったことについては、よほど被害者が怒って、本件ミラを置いてどこかへ行ったのだろうと思った。その後、しまむら倉吉店に向かう途中、被告人に対し、何かあったのではないかと等ときいたものの、被告人は、分からない等と言った。また、被告人が被害者に海に引きずり込まれたなどと言っていたことから、無理心中かなどともきいたものの、被告人は、無理心中ではないと言った。さらに、被告人に対し、被害者の姿が見えないことに関して、どこかに届けた方がいいのではないかという趣旨の話をしたが、被告人は、そうしないでほしい、疑われるのが嫌だか



らなどと言ったため、とにかく信用するというので、警察にこの件を届け出ることはしなかった。後日、被害者が死亡したことを被告人にきいた時点でも、被告人が自殺したかもしれないなど言うのに対し、お金を貸す側が自殺するのだろうかと思然としない気持ちになったものの、被害者が何者かに殺害された可能性があるとの認識を持つことはなかった。

#### イ 上記安東証言の信用性の検討

(ア) まず、上記ア(ア)の証言は、同証言による被告人の言動が支離滅裂ではあるが、被告人がずぶ濡れの状態すなわち殺害後間もない時期とすれば、独特の精神状態によりこのような言動になっても不思議ではなく、また、安東に犯行を悟られないようにするなどのために安東に様々な指示を出して動いてもらうこともあり得るから、信用できないような不自然、不合理なものではない。逆に、仮に安東が虚構を構えるのであればもっと整然とした内容にすると考えられるから、虚構であるとは考え難い。とはいえ、被告人がずぶ濡れだったという点を除いては客観的証拠の裏付け等がない上、後記のとおり、その際の内心である同(イ)の証言は虚偽の可能性が高いから、同(ア)の証言も、直ちに信用性を認めることまではできず、結局、後記のとおり、安東が実行行為を行っていないと認定された後に初めて、その信用性が肯定されるものと解される。

(イ) 一方、上記ア(イ)の証言については、安東証言によると、安東は、本件砂浜に到着した際、被告人がずぶ濡れである一方で被害者の姿が見当たらないという事態を目にした上、その際の被告人の説明も要領を得ていないというのであるから、安東は、その時点で被告人に対して相当な不信感を抱いたはずであるのに、被害者が殺害された可能性を考えなかったと証言しているのであって、これは非常に不自然、不合理である(この認識の有無は、摩尼川事件において、本件現場付近道路に意識もうろう状態の摩尼川事件の被害者を運んだことについて幫助犯等が成立するかどうかという点の前提となり得るため、意図的に虚偽の証言をしたという可能性が高いと考えられる。))。

## (9) 小括

以上述べたように、本件当日の行動についての安東証言には、その後の摩尼川事件について安東自身の幫助の故意の判断の前提になり得る事実、すなわち、本件砂浜到着後、事態を目にしての安東の認識といった内心について、意図的に虚偽を述べた可能性がある部分がある。また、午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜付近で合流した際、既に被告人が全身ずぶ濡れである一方、被害者の姿が見当たらなかったという点は、客観的な裏付けがないから、安東が共犯かどうか認定していない段階で直ちに信用性を認めるのは困難である。

しかし、安東証言のうち、青谷駅付近で待機している時に、被告人から本件砂浜に迎えに来てほしいと言われたこと、午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜付近で被告人と合流したこと、その後しまむら倉吉店に行って被告人の着替え用の衣類を買ったこと、ホテルホワイトに行って被告人が着替えたことという客観的な行動経過に関する安東証言の核心部分は、安東がしまむら倉吉店で衣類を購入したという動かし難い事実と合致し、あるいは、同事実を含むその他の客観的証拠から推認されるところとよく整合していて十分合理的であるといえるから、虚偽供述の疑いがなく、十分信用することができる。

## 5 本件当日より後の被告人の言動等

検察官は、本件当日後の被告人の言動等にも被告人の犯人性を推認させるものがあると主張しているので、念のため検討する。

- (1) 安東は、本件当日後の被告人の言動に関して、「被告人から、『矢部さんと最後に会ったのは4月2日であることにしておこう。』などと口裏合わせを頼まれた。これに対して、『浜村の道路に設置してあるカメラに被告人と矢部さんが本件ミラに乗車しているところが撮影されているのではないか。』と言ったところ、被告人は、『そのとき運転を代わったのが写ってるかなあ。』と言っていた。」旨証言する。
- (2) そこでその証言の信用性について検討する。まず、4月14日の事情聴取の際に安東が話した内容等については、当該事情聴取を担当した中田警察官の証言と整合し、十分信用できるものである。また、当該事情聴取の際の説明は明らか

に虚偽のものであり、被告人と安東の間で口裏合わせがあったことが推認される。上記事情聴取時の被告人と安東の様子等に照らすと、口裏合わせを提案したのが被告人であるという点も信用できる。

一方、被告人が安東に対し、被害者と本件ミラの運転を代わったことがある旨発言したという点については、これらの裏付けとなるような的確な証拠がないから、直ちに信用することはできない。

- (3) したがって、被告人が、4月中旬頃、安東に対して、上記口裏合わせを依頼したことが認定でき、この事実は、被告人が自己の犯行が警察に発覚しないための行動と考えて矛盾しないものであり、弱いながらも被告人が犯人であることを推認させる事情となる。

## 6 犯行の目的等（検察官が主張する間接事実の3つ目の柱）

検察官は、犯行の目的の点でも被告人の犯人性が推認されると主張し、弁護人はこれを争っている。さらに、強盗殺人罪の成否を決するためにも犯行の目的等を明らかにする必要があるので、以下、検討する。

### (1) 前提事実

証拠（検75ないし77、証人福安賢吾、同安田学）によれば、以下の事実が認められる。

- ア 被害者は、平成19年10月18日、当時交際していた有本真理（以下「有本」という。）に銀行振込の形で190万円を交付したが、その後交際を解消し、同人に対して上記金銭の返還を求め始めた。
- イ 被告人は、そのトラブルに関して、有本と被害者の間に立って話をしていたが、同年12月、有本から被害者に渡す金銭等として福安賢吾（以下「福安」という。）が立て替えた50万円を有本から預かった。
- ウ 平成20年4月、福安が、被害者に対し、上記50万円を含む有本からの返済金を被害者が受け取っているかどうか尋ねたところ、被害者は被告人から受け取っていないと言い、被告人に対する怒りを表した。
- エ その後、被告人、被害者及び福安の間でやり取りがあった後、福安が知る限りでは、同年5月上旬の後は被害者が有本に対する金銭請求をすることはなく

なった。

オ 被害者は、平成21年2月27日、その前日被害者方で発生したぼやについて安田学警察官（以下「安田」という。）から事情聴取を受けた際、被告人が被害者方で食事をして帰った後、被害者が眠っている間に火が発生していたと述べるなどした後、突然、安田に対し、「もしかしたら誰かに殺されそうになったかもしれません。」と述べ、「誰かとは被告人か。」との問いには、これを否定も肯定もしなかった。

カ 3月1日、上記ぼやについて被害者方で実況見分が行われた際、立会人であった被害者は、上記アで述べた振込みに係る銀行振込の利用明細書を探し回った上、「利用明細書がなくなっている。有本からその全額の返済を受けていない。この利用明細書が誰かに持ち出された可能性がある。その保管場所は被告人に知られている。」旨述べた。

キ 上記ぼやの7日後である同月5日、金額を270万円とし、貸主を被害者、借主を被告人、連帯保証人を安東とし、返済期限を同月31日とする金銭借用証書が作成された。

ク 上記返済期限の2日後である4月2日、鳥取市立病院において、被告人、安東及び被害者が会った。

## (2) 安東証言の要旨

安東は、被害者からの金銭要求等の経過に関し、「平成21年3月5日、被告人から、『矢部が有本と交際中に車の代金として有本に渡した190万円について被告人が保証人になっており、被告人が矢部からその請求を受けている。形だけでもいいからその保証人になってほしい。』などと頼まれてこれを引き受け、同日、被害者と会って上記金銭借用証書を作成し、その中で自分が連帯保証人となった。その際、被害者から、同借用証書の債務の内容は、上記190万円と、被害者が被告人に生活費として貸した80万円の合計であると聞いた。4月2日に鳥取市立病院で被告人と共に被害者と会った際、被害者に対し、被告人と自分が、上記借用証書の支払を4月10日まで待つてほしいと頼んだが、これに応じてもらえなかった。」と証言している。

## (3) 検討

ア 前記(1)アからエまでの事実を総合すると、平成20年5月上旬時点で、被害者が有本に交付した190万円の返還をめぐる金銭トラブルに関して、有本のために福安が用意した金銭等が被告人を通じて被害者に渡っていないとして被害者が不満を抱いていたことが認められる。

また、前記(1)オ及びカ的事实を総合すると、平成21年2月末から3月の時点においても、被害者が上記190万円の返還を巡る金銭トラブルについてまだ解決していないという認識を持っていたとともに、これに関して被告人に不信感を抱いていたことが認められる。

そして、前記(1)キのとおり上記ぼやの7日後に上記金銭借用証書が作成されたのは、このような状況を背景として、安東が証言するとおり、被害者が被告人に対し、被告人の債務(被害者が有本に渡していた190万円に関する何らかの理由による返還債務と、被告人が被害者に渡していた80万円の返還債務)を書面化するとともに連帯保証人を設定するよう求めたためであると考えられる。

さらに、前記(1)クの事実についても、安東が証言するとおり、上記証書の支払の延期を依頼するために鳥取市立病院で被告人及び安東が被害者と会ったが、結局被害者からその依頼を拒否されたものと考えられる。

以上によれば、安東の上記証言は、前記(1)の事実経過とよく整合しており、信用できるといえる。

イ 以上のような経過に照らすと、被告人は、遅くとも3月5日以降、被害者から、270万円の債務の承認とその支払を強く求められて上記借用証書を作成するに至り、特に上記証書の支払期限である3月31日を経過した後は、支払を延期するよう要求しても拒絶されるほど、直ちに支払うよう強く求められていたと推認される。

一般にはこの程度の事情は殺害を決意させるようなものではないが、請求行為の強さに照らすと、被告人がこのような事態を切り抜ける方法として被害者殺害を決意したとしても不思議ではない。

そして、被害者が死亡した場合には、被害者ないしその遺族がその弁済を請

求することが不可能ないし著しく困難になるものといえるから、実質的には被告人がその弁済を免れることになる。

以上によれば、被害者が死亡すれば、被告人は同人に対する債務の弁済を免れるという関係にあり、被告人に被害者殺害の動機があったとみることができる。

なお、少なくとも被害者の認識では被告人と被害者が当時交際していたのであるから、男女関係に由来する殺害動機があるのではないかという疑問が一応想起される。しかし、仮に被告人が被害者との男女関係を清算したいと思ったとしても、前記認定のような弁済要求の激しさに照らすと、清算しなくなった原因は被害者との間で金銭トラブルが発生したことにあると考えられるから、やはり基本的には、被害者から債務の弁済を求められていたことが動機であったと考えられる。

他方で、被害者は安東に対しても連帯保証債務の支払を請求していたと考えられるが、以上のような経過や被告人と被害者の関係等に照らすと、あくまで被告人に対する請求が基本であって、安東に対する請求はそれに付随する程度のものであったと推測される。そうすると、安東に被害者殺害の動機が全くなかったと断定することはできないものの、その程度は被告人と比べるとかなり弱いと考えられる。

## 7 犯人と被告人の同一性等についての総合判断

以上を踏まえて、犯人と被告人の同一性等について検討する。

- (1) 被告人が本件睡眠薬等を入手していたか（検察官が主張する間接事実の1つ目の柱）

前記3で述べたとおり、被害者の体内から検出された本件睡眠薬等の成分は、小田処方薬に由来するものであること、小田が3月下旬頃、小田処方薬を紛失しており、被告人が小田処方薬を持ち出した可能性が高いことが認められる。

これらの事実は、被告人が被害者に本件睡眠薬等を服用させたことを一定程度推認させ、ひいては被告人が被害者を本件砂浜付近の海中に誘導し、入水させて溺れさせたことを一定程度推認させるものである。

- (2) 被告人、被害者及び安東の本件当日の行動等（検察官が主張する間接事実の2

つ目の柱)

ア 被告人及び被害者の行動等

前記2並びに4(1)及び(5)で述べたとおり、被告人と被害者が午前8時22分以降、本件ミラに乗ってファミリーマート鳥取浜村店から西に向かっていたこと、安東が本件砂浜に到着した際、被告人が本件砂浜にいたこと、午前8時22分以降、被告人及び安東以外の者が被害者と接触した形跡がうかがわれないこと、さらに、安東が本件砂浜に到着する前又は後、被告人が本件砂浜で全身ずぶ濡れになったこと、午後2時30分頃、本件ミラが本件砂浜に放置してあるのが発見されたこと、などの事実が認められる。

イ 安東の行動等

前記4(7)で述べたとおり、午前8時9分過ぎに本件フィールダーを運転して被告人方を出発し、青谷駅周辺で被告人からの連絡を待っていたこと、午前10時40分の被告人からの電話を受けて本件砂浜に向かい、午前11時11分過ぎ頃に同所付近に到着して被告人と合流したこと、午前11時20分頃に被告人と共に同所を出発してしまむら倉吉店に向かったことなどの事実が認められる。

ウ 以上の事実から被告人の犯人性がどの程度推認されるかについては、後記(5)で述べる。

(3) 犯行の目的等(検察官が主張する間接事実の3つ目の柱)

前記6で述べたとおり、被告人は被害者から、同人に対する270万円の債務の弁済を強く求められていた。一般にはこの程度の事情は殺害を決意させるようなものではないから、犯人が被告人であることを積極的に推認させるほどのものではないが、請求行為の強さに照らすと、被告人が殺害を決意したとしても不思議ではないから、犯人が被告人であることに沿うものといえることができる。

(4) 本件当日後の被告人の言動等(その他の間接事実)

前記5で述べたとおり、被告人は被害者死亡後に安東に口裏合わせを依頼していることが認められることも、犯人が被告人であることを若干推認させるものである。

## (5) 以上を総合しての判断

## ア 誘導行為等をした者

## (ア) 被告人が誘導行為等の一部又は全部を行ったこと

前記（２）アの事実からすると、本件当日、少なくとも被告人は、被害者が行方不明となるまで被害者と行動を共にしていたのであって、被害者を溺れさせるなどの行為をする機会を有していたといえる。そして、被告人が４月という寒い時期に海岸で全身ずぶ濡れ状態であったということは、被害者の死因等に照らすと、少なくとも被告人が被害者を海中に誘導し、入水させ、溺れさせたと考える以外には説明がつかない。加えて、被告人が１人でも被害者を海まで選ぶことが可能と考えられることを総合すると、少なくとも被告人が、被害者を誘導行為等の一部又は全部を行ったものと推認される（前記４（６）のとおり）。

## (イ) 安東が行っていないこと

そして、安東が被告人と共に本件砂浜付近に滞在した時間は約10分間であるところ、被害者を海中に誘導して同人を殺害するためにはある程度の時間を要すると考えられる上、被害者の反応がなくなってからも、さらにある程度の時間をかけて同人の死亡を確認しようとするのが自然と思われる。加えて、安東も、被告人と共に海中に入った際にずぶ濡れになったはずであり、本件砂浜から移動を開始するまでに着替えをする必要があったと考えられる。そうすると、そのすべてを約10分間でこなすことは、不可能とはいえなくても著しく困難であったといわざるを得ないし、そのようにしてまで急いで誘導行為等を完了してその場を立ち去る必要があったとはおよそ考え難い。

しかも、前にも述べたとおり、被告人は、摩尼川事件において、殺害行為の場面を安東に直接見られないよう強く意図していたと考えられるのであって、そうすると、その前の事件である北栄町事件でも、同様に、安東がいなくて殺害行為に及ぼうとしたとみるのが自然である。

なお、午前10時40分頃までの間には、被告人は１人で誘導行為等に及ぶ時間的余裕は十分あったと考えられるから、時間的にも被告人１人で犯行は可



能であったといえる。

以上によれば、安東が、本件砂浜で被告人と合流した後、被告人と共に誘導行為等に及んだという可能性は否定される。

(ウ) 小括

前記(ア)及び(イ)によれば、被告人が1人で、意識もうろう状態となった被害者を本件砂浜付近の海中に誘導し、入水させて溺れさせ、溺水吸引により窒息死させたものと認められる。

そして、この判断は、前記(1)、(3)及び(4)の各事情によっても補強されているといえる。

これに対し、被告人は、罪状認否及び最終陳述において、それぞれ、北栄町事件について、「私はやっていません。」と述べて、犯人性を否認する供述をしているが、これらはおおよそ具体性を欠いているから証拠価値が乏しいといわざるを得ず、したがって上記認定は揺るがない。

イ 被害者に本件睡眠薬等を服用させた者

前記2のとおり、被害者は、殺害される当時、本件睡眠薬等を服用してその影響下にあったと認められる。また、被告人は、午前7時30分頃に被害者と合流し、その後も本件ミラで被害者と行動を共にしていたのであるから、被害者に本件睡眠薬等を服用させる機会が十分にあったといえる。また、被告人がファミリーマート鳥取丸山店で購入した食品と被害者の胃内容物とが整合していること(検64, 79)に照らすと、被害者が被告人の購入した食品を食べたと考えられる。さらに、被害者の胃内容物から検出された風邪薬成分と同じ成分を有する風邪薬が被告人方から発見されている(検67)。

そうすると、被告人は、被害者に対し、本件睡眠薬等を、風邪薬等と称して服用させる、あるいは、飲食物に混入させて飲食させるなどの方法によって、本件睡眠薬等を服用させることが可能であったと考えられる。

一方、安東が午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜付近で被告人と合流した時点では被告人が被害者を殺害していたのであるから、安東が被害者に本件睡眠薬等を服用させていたことはあり得ない。

以上に加えて、前記（１）で述べたとおり３月下旬頃に小田が紛失した本件睡眠薬等は被告人が持ち出したものである可能性が高いことを総合すると、被告人が被害者に本件睡眠薬等を服用させたと認められる。

被告人がこれを否定する罪状認否及び最終陳述における供述に証拠価値が乏しいことは、前記アと同様である。

#### ウ 犯行時間帯

前記アで述べたとおり、安東が被害者を溺れさせるなどの行為に及んだことが否定される以上、被告人からの10時40分の電話で「ずぶ濡れで寒い。」と言われていたことや、安東が午前11時11分過ぎ頃に本件砂浜に到着した時点で、既に被告人がずぶ濡れになっており、しかも被害者の姿が見当たらなかったことについての安東証言も信用性を肯定することができる。

そうすると、被告人が被害者に本件睡眠薬等を服用させたのは、被告人が被害者と合流した午前7時30分頃から、被告人が安東にずぶ濡れなので迎えに来てほしいと電話をした午前10時40分頃までの間であると推認される。

また、被告人が誘導行為等を行って死亡させたのは、被告人及び被害者が本件砂浜に到着した可能性がある午前8時50分頃から、被告人が安東に上記電話をした午前10時40分頃までの間であると推認される（公訴事実では、溺れさせるなどして死亡させた行為の時刻について、「そのころ」すなわち午前7時30分頃から午前10時40分頃までの間とされているが、上記のとおり、午前8時50分頃から午前10時40分頃までの間というようにより限定して認定すべきである。）。

#### エ 弁済を免れる目的があったこと及び財産上不法の利益を得たこと

先に述べたとおり、被害者が死亡すれば、被告人は同人に対する270万円の債務の弁済を免れるという関係にあり、被告人には、殺害行為当時、上記債務の弁済を免れるという目的があったと認められる。

そして、被告人は、被害者の殺害により上記270万円の債務の弁済を免れたのであるから、財産上不法の利益を得たと解される。

#### オ 共謀の成否

次に、安東について被告人との共謀共同正犯が成立する可能性について検討

しておく。

思うに、本件現場である海中まで被害者を運ぼうとすればそれなりに大変な作業であることに照らすと、仮に殺害について安東と共謀していたのであれば、誘導行為等を安東と一緒にに行ったりこれを安東に指示して安東単独で行わせたりするなどするはずである。現に奥田事件を除く本件財産犯においては、被告人は安東に詐欺行為をするよう仕向けていた。ところが、北栄町事件の約6か月後に発生した摩尼川事件においては、前記第4のとおり、被告人は安東に対しその場を離れて近くの場所で待機してもらうようわざわざ指示しているのであり、これは、何らかの理由により、殺害行為の場面を安東に見られないようにして、被告人が殺害行為をしたことを安東に直接知られないよう意図していたからであると考えられる。その他、被告人と安東との間で被害者殺害についての共謀の成立を認めるに足りる証拠はないから、本件の証拠関係を前提とする限り、安東について被告人との共謀共同正犯が成立すると認めるのは困難である。

## 8 結論

以上によれば、被告人が、被害者に対する270万円の債務の弁済を免れようと考え、本件当日午前7時30分頃から午前10時40分頃までの間、被害者に本件睡眠薬等を服用させた上、午前8時50分頃から午前10時40分頃までの間、意識もうろう状態となった被害者を本件砂浜付近の海中に誘導し、入水させて溺れさせ、溺水吸引により死亡させ、その弁済を免れたことについて、合理的疑いを差し挟まない程度に証明されたと判断される。

よって、被告人には、判示第2のとおり、被害者に対する強盗殺人罪が成立する。  
(法令の適用等)

以上の次第で、罪となるべき事実が証拠により認定できると判断した。

この事実に関係する法令を適用して、主文の刑とした。

なお、訴訟費用は被告人に負担させないこととする。

なお、判示第9の罪に係る平成21年12月10日付け起訴状の公訴事実別表記載番号3、4には、当該各被害品に係る欺罔行為が、平成21年10月13日及び同月14日ころ

の2回にわたって行われた旨の記載があり、これに沿う巨島美智子の供述（検42）がある。しかしながら、この点につき、安東及び被告人は、前記各被害品に係る欺罔行為は同月13日の1回のみであった旨各供述しているところ（検43,48）、安東及び被告人の各供述が整合しており、前記各被害品の交付日が別々になった経緯等を具体的に述べるもので、にわかに排斥できないことに照らすと、前記各被害品に係る欺罔行為の回数は、安東及び被告人の供述に沿って、同月13日の1回のみであったと認定するのが相当であり、そうすると、前記各被害品について1つの詐欺罪が成立すると解される。

#### （量刑の理由）

1 まず、本件の量刑評価において中心となる強盗殺人2件の犯情について検討する。

(1) 各事件とも、被告人は、被害者から金銭支払を強く要求されてその対応に困ると、いとも安易に殺害を決意し、その実行に及んでいる。自己に都合の悪い存在をこの世から消し去ることにより自らの安泰を図ろうという冷酷かつ身勝手な動機に基づいており、人の生命を余りに軽く扱っていると言わざるを得ない。

しかも、摩尼川事件の被害者から金銭支払を要求されるという事態は、高額の商品を何度もだまし取るという自らの詐欺行為によって招いたものであり、いわばそのつけを、何ら落ち度のない被害者に押し付けたという点でも身勝手なものである。同事件の被害者は、たまたまわずかに被告人と顔見知りであったために取引を開始し、だまされた挙げ句に本件被害に遭うことになったものであって、北栄町事件についても、被害者が金銭借用証書に基づきその支払を請求するのは当然であって、被害者に何ら落ち度はない。

そして本件において強調されるべきは、このような殺害行為を全く別の機会に行ったという点である。すなわち、北栄町事件で被害者を殺害し、殺人行為の重大性を身をもって知りながら、反省や自責の念を抱くどころか、味をしめたかのように摩尼川事件を敢行するに至っており、人の生命の重さを顧みない姿勢が顕著である。同一機会に2名を殺害したような場合と比べてより強く非難されるべきである。

(2) 各事件とも、上記のような動機の下、確実に被害者を殺害することを企図して、

強力な催眠作用を有する睡眠薬等をあらかじめ入手し、これを被害者に服用させて抵抗を困難にした上、海又は川で溺れさせるなどして殺害したものであって、強固な殺意に基づく計画的犯行であり、ここでも人命軽視の姿勢が見取れる。

また、北栄町事件では、殺害後被害者の死体を海中に放置しており、このように死体の発見を困難にしたり事故又は自殺に見せかけたりすることによって犯跡を隠蔽しようとしたとみられる点で狡猾といえる。

- (3) 被害者2名はいずれも仕事に励み、平穩に暮らしてきたにもかかわらず、各犯行によりその尊い生命が奪われる結果となったことは誠に重大であり、遺族らの処罰感情が厳しいのも当然である。各犯行により合計323万円余りの支払を免れているが、その弁償等も行っていない。
- 2 本件財産犯事件は、いずれも誠に大胆な手口で、被害額は1000万円を超え、主な主導的な立場で常習的に犯行を多数回重ねたものであり、この種事犯としては非常に犯情が悪い。ただし、同事件は量刑判断の中心となる犯罪ではなく、その占める比重は低い。
- 3 以上のような犯情に関する事情ではないが、以下のような事情もある。

量刑上重視されるべき強盗殺人2件については、罪状認否及び最終陳述において犯人性を否認する供述をしており、それ自体不合理な弁解を述べるものではないものの、犯行についての反省の情や被害者に対する謝罪の念を示していないと評価せざるを得ない。

他方で、本件財産犯については、行為態様の一部を争っている奥田事件を除き、罪状認否において事実を認める供述をしており、また、奥田事件を除く本件詐欺事件については捜査段階で事実関係を詳しく供述しており、反省の情を示しているといえる。これは酌むべき事情といえるが、量刑判断全体の中で占める比重はかなり低い。

また、交通罰金前科以外に前科を有していないことは念頭に置かれる必要がある。

なお、残されることになる5人の子の将来には同情を禁じ得ないが、これを量刑上大きく評価することはできない。

4 以上検討したところによると、本件2件の強盗殺人はこの種事犯の中でも悪質さが顕著といわざるを得ず、他方で、前記のような被告人にとって酌むべき事情を可能な限り考慮し、さらに、死刑が真にやむを得ない場合にのみ科すべき究極の刑罰であることに思いを致しても、被告人に対しては、極刑をもって臨むほかない。

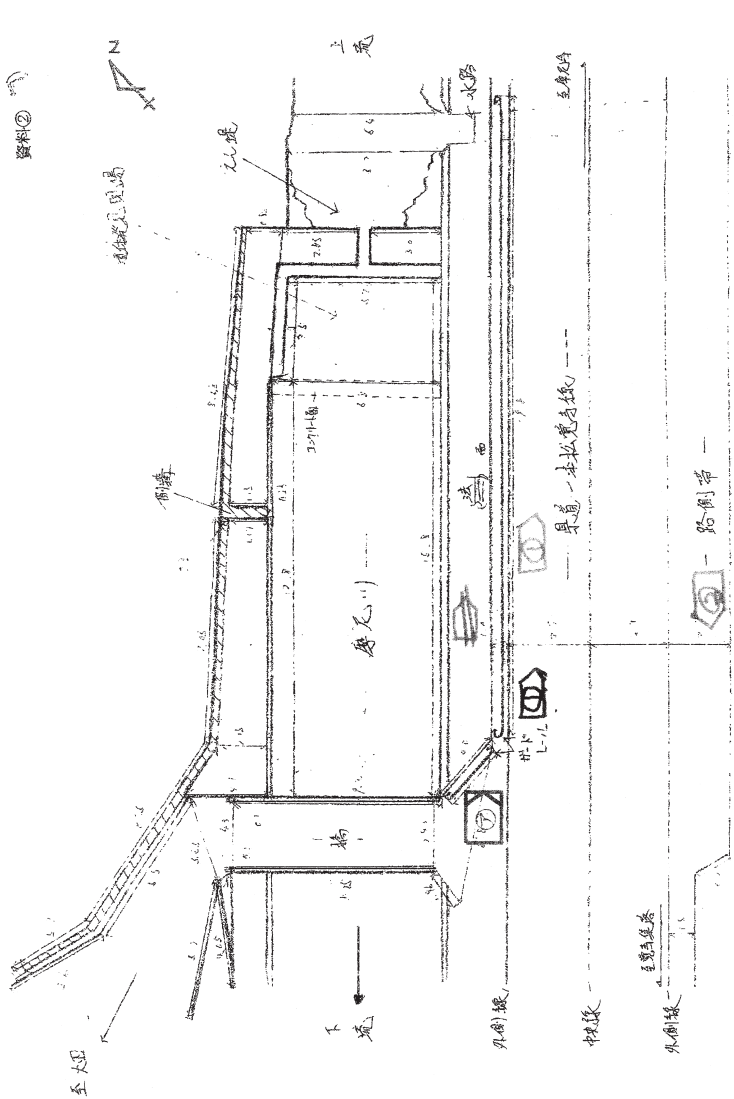
別表1

番号	交付年月日	交 付 製 品	販 売 価 格
1	平成21年9月20日	草刈り機 2台	9万3000円
2	平成21年9月22日	発電機 2台	18万円
合計			27万3000円

別表2

番号	欺罔年月日	交付年月日	購入申し込み 及び交付製品	販売価格
1	平成21年10月8日	平成21年10月9日	プラズマテレビ 1台	19万5000円
2	平成21年10月9日	平成21年10月10日	ブルーレイディスクレ コーダー 2台	27万7400円
			デジタルビデオカメラ 1台	9万8800円
3	平成21年10月13日	平成21年10月14日	ブルーレイディスクレ コーダー 2台	27万7400円
			キッチンアイ 1個	8800円
		平成21年10月15日	冷蔵庫 1台	19万7800円
			ドラム式洗濯機 1台	18万6000円
合計				123万5800円

別紙図面



平成24年10月28日  
安東儀等

96.1.23.11

## II.〔統計資料〕

II-i. 以下表1から表13までは、平成25年1月10日開催第22回裁判員制度の運用等に関する有職者懇談会において配布された「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成24年12月末速報）」による（[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05\\_10\\_jissi\\_jyoukyou/h\\_24\\_12\\_sokuhou.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05_10_jissi_jyoukyou/h_24_12_sokuhou.pdf)）。

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員

総数	6,234		
強盗致傷	1,503	通貨偽造	71
殺人	1,304	逮捕監禁致死	44
現住建造物等放火	572	集団（準）強姦致死傷	38
傷害致死	526	保護責任者遺棄致死	32
覚せい剤取締法違反	521	銃砲刀剣類所持等取締法違反	25
（準）強姦致死傷	460	爆発物取締罰則違反	11
（準）強制わいせつ致死傷	377	組織的犯罪処罰法違反	11
強盗強姦	301	麻薬特例法違反	11
強盗致死（強盗殺人）	168	麻薬及び向精神薬取締法違反	7
偽造通貨行使	158	身代金拐取	4
危険運転致死	77	その他	13

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。  
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
 7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 8 速報値である。



表1-2 庁別の新受人員

総数	6,234		
東京地裁本庁	547	広島地裁本庁	126
東京地裁立川支部	212	山口地裁本庁	38
横浜地裁本庁	282	岡山地裁本庁	102
横浜地裁小田原支部	48	鳥取地裁本庁	13
さいたま地裁本庁	330	松江地裁本庁	12
千葉地裁本庁	640	福岡地裁本庁	204
水戸地裁本庁	138	福岡地裁小倉支部	66
宇都宮地裁本庁	98	佐賀地裁本庁	32
前橋地裁本庁	107	長崎地裁本庁	36
静岡地裁本庁	36	大分地裁本庁	53
静岡地裁沼津支部	68	熊本地裁本庁	60
静岡地裁浜松支部	38	鹿児島地裁本庁	69
甲府地裁本庁	48	宮崎地裁本庁	42
長野地裁本庁	49	那覇地裁本庁	60
長野地裁松本支部	29	仙台地裁本庁	92
新潟地裁本庁	63	福島地裁本庁	27
大阪地裁本庁	551	福島地裁郡山支部	59
大阪地裁堺支部	177	山形地裁本庁	41
京都地裁本庁	127	盛岡地裁本庁	20
神戸地裁本庁	181	秋田地裁本庁	20
神戸地裁姫路支部	47	青森地裁本庁	72
奈良地裁本庁	48	札幌地裁本庁	124
大津地裁本庁	76	函館地裁本庁	24
和歌山地裁本庁	47	旭川地裁本庁	27
名古屋地裁本庁	301	釧路地裁本庁	36
名古屋地裁岡崎支部	89	高松地裁本庁	73
津地裁本庁	56	徳島地裁本庁	27
岐阜地裁本庁	83	高知地裁本庁	29
福井地裁本庁	24	松山地裁本庁	50
金沢地裁本庁	36		
富山地裁本庁	24		

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3 速報値である。

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	4,772	4,636	12	21	4	99
強盗致傷	1,104	1,071	2	2	3	26
殺人	1,063	1,043	2	4	—	14
傷害致死	438	430	—	2	1	5
現住建造物等放火	436	424	3	—	—	9
覚せい剤取締法違反	429	406	2	10	—	11
(準)強姦致死傷	292	278	—	—	—	14
(準)強制わいせつ致死傷	238	235	1	—	—	2
強盗強姦	141	130	—	—	—	11
強盗致死(強盗殺人)	130	128	—	1	—	1
麻薬特例法違反	121	121	—	—	—	—
偽造通貨行使	88	88	—	—	—	—
危険運転致死	60	60	—	—	—	—
逮捕監禁致死	48	48	—	—	—	—
集団(準)強姦致死傷	28	27	—	—	—	1
保護責任者遺棄致死	28	27	—	1	—	—
傷害	21	21	—	—	—	—
銃砲刀剣類所持等取締法違反	17	16	—	—	—	1
強盗	16	16	—	—	—	—
通貨偽造	15	13	—	—	—	2
(準)強姦	9	9	—	—	—	—
組織的犯罪処罰法違反	8	7	—	1	—	—
麻薬及び向精神薬取締法違反	7	7	—	—	—	—
爆発物取締罰則違反	6	5	—	—	—	1
自殺関与及び同意殺人	4	4	—	—	—	—
窃盗	4	3	1	—	—	—
拐取者身の代金取得等	3	3	—	—	—	—
非現住建造物等放火	2	2	—	—	—	—
建造物等以外放火	2	2	—	—	—	—
激発物破裂	2	2	—	—	—	—
集団(準)強姦	2	2	—	—	—	—
建造物等延焼	1	1	—	—	—	—
ガス漏出等致死	1	1	—	—	—	—
(準)強制わいせつ	1	1	—	—	—	—
暴行	1	1	—	—	—	—
自動車運転過失致死	1	1	—	—	—	—
常習累犯強盗	1	1	—	—	—	—
恐喝	1	1	—	—	—	—
海賊行為処罰法違反	1	—	—	—	—	1
関税法違反	1	1	—	—	—	—
道路交通法違反	1	—	1	—	—	—

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

8 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

11 速報値である。

表2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	4,772	4,636	12	21	4	99
東京地裁本庁	415	403	1	5	1	5
東京地裁立川支部	146	137	1	—	—	8
横浜地裁本庁	233	224	—	—	—	9
横浜地裁小田原支部	40	37	—	—	—	3
さいたま地裁本庁	231	228	1	—	—	2
千葉地裁本庁	525	508	2	4	—	11
水戸地裁本庁	103	103	—	—	—	—
宇都宮地裁本庁	79	78	—	—	—	1
前橋地裁本庁	83	81	—	—	—	2
静岡地裁本庁	27	27	—	—	—	—
静岡地裁沼津支部	45	43	—	—	—	2
静岡地裁浜松支部	25	24	—	1	—	—
甲府地裁本庁	39	39	—	—	—	—
長野地裁本庁	38	37	—	—	—	1
長野地裁松本支部	25	24	—	—	—	1
新潟地裁本庁	47	46	—	1	—	—
大阪地裁本庁	374	367	1	3	—	3
大阪地裁堺支部	121	117	2	—	—	2
京都地裁本庁	89	83	—	1	—	5
神戸地裁本庁	133	128	—	2	—	3
神戸地裁姫路支部	43	43	—	—	—	—
奈良地裁本庁	40	38	—	2	—	—
大津地裁本庁	50	50	—	—	—	—
和歌山地裁本庁	38	37	—	—	—	1
名古屋地裁本庁	228	218	—	—	—	10
名古屋地裁岡崎支部	65	64	—	—	—	1
津地裁本庁	52	52	—	—	—	—
岐阜地裁本庁	67	66	—	—	—	1
福井地裁本庁	22	22	—	—	—	—
金沢地裁本庁	30	30	—	—	—	—
富山地裁本庁	21	21	—	—	—	—

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
広島地裁本庁	98	95	—	—	—	3
山口地裁本庁	33	32	—	—	—	1
岡山地裁本庁	69	69	—	—	—	—
鳥取地裁本庁	10	10	—	—	—	—
松江地裁本庁	10	10	—	—	—	—
福岡地裁本庁	171	166	1	—	2	2
福岡地裁小倉支部	47	47	—	—	—	—
佐賀地裁本庁	26	26	—	—	—	—
長崎地裁本庁	33	31	1	—	—	1
大分地裁本庁	41	40	—	—	—	1
熊本地裁本庁	50	50	—	—	—	—
鹿児島地裁本庁	69	67	—	1	1	—
宮崎地裁本庁	31	31	—	—	—	—
那覇地裁本庁	57	55	1	—	—	1
仙台地裁本庁	73	70	1	1	—	1
福島地裁本庁	25	25	—	—	—	—
福島地裁郡山支部	52	45	—	—	—	7
山形地裁本庁	25	24	—	—	—	1
盛岡地裁本庁	16	15	—	—	—	1
秋田地裁本庁	15	14	—	—	—	1
青森地裁本庁	47	47	—	—	—	—
札幌地裁本庁	110	107	—	—	—	3
函館地裁本庁	18	17	—	—	—	1
旭川地裁本庁	18	18	—	—	—	—
釧路地裁本庁	24	24	—	—	—	—
高松地裁本庁	48	46	—	—	—	2
徳島地裁本庁	24	24	—	—	—	—
高知地裁本庁	24	23	—	—	—	1
松山地裁本庁	34	33	—	—	—	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
5 速報値である。

表 3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数 (a)	407,283
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	139,513
辞退が認められた裁判員候補者の総数 (b)	235,423
辞退が認められた裁判員候補者の割合 (%) (b/a)	57.8

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表 4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総 数		総 数	
選定された裁判員候補者の総数	407,283 [87.2]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	112,289 [24.0]
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (c)	294,994 [63.1]	→	呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (d)	117,530 [25.2]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (e)	139,513 [29.9]	←		
裁判員候補者の出席率 (%) (e/(c-d))	78.6			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1) 欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2) 転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [ ] は、総数を判決人員（4,673人）で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 5 速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さないうちの裁判員候補者	辞退により呼出がされた裁判員候補者	
判決人員	4,673			
選定された裁判員候補者の総数	407,283			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	235,423	109,575	108,097	17,751
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上,学生等)	85,228	75,739	9,248	241
疾病傷害	33,409	20,050	12,000	1,359
介護養育	22,978	4,006	17,473	1,499
事業における重要用務	58,882	5,476	45,100	8,306
社会生活上の重要用務	4,312	412	3,048	852
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	3,086	896	2,101	89
辞退政令2号(法16条8号口以外の介護養育)	2,569	293	1,995	281
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	1,768	106	1,330	332
辞退政令4号(出産等への立会い等)	317	36	261	20
辞退政令5号(遠隔地)	5,316	698	4,544	74
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	17,558	1,863	10,997	4,698

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし,判決人員は実人員である。)  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み,裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上,学生等)」のうち,制度施行から平成22年までの人数には,(1)欠格事由,就職禁止事由に該当するとして,呼び出さない措置がされたもの,(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。  
 4 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	4,673
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	101,560
理由あり不選任(法34条4項)	349
辞退による不選任(法34条7項)	17,751
理由なし不選任(法36条)	17,307
くじ等による不選任(法37条3項)	66,143
質問なし不選任(規35条2項,3項)	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし,判決人員は実人員である。)  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み,裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 「質問なし不選任」とは,(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で,その順序に従って質問手続を行い,必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る,いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により,質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。  
 4 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	4,418
選任された裁判員の数	26,958
選任された補充裁判員の数	9306

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。  
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員及び補充裁判員の数は、刑事局への個別報告による実人員である。  
 4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 5 概数である。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数（自白否認別）

	終局 件数	職 務 従 事 日 数						平均職務 従事日数
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を 超える	
総数	4,418	40	1,022	1,442	767	1,020	127	4.9日
自白	2,586	39	922	1,063	356	197	9	4日
否認	1,832	1	100	379	411	823	118	6.3日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。  
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所へ出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。  
 4 概数である。

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間														平均公判前整理 手続期間		
		15日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年 3月 以内	1年 6月 以内	1年 9月 以内	2年 以内	2年 3月 以内	2年 6月 以内	2年 9月 以内		3年 以内	3年を 超える
総数	4,642	—	7	199	575	2,084	1,016	438	187	73	23	18	11	6	3	1	1	6.1月
自白	2,753	—	6	172	503	1,473	455	963	511	—	—	1	—	1	—	—	—	4.8月
否認	1,889	—	1	27	72	611	561	342	152	62	23	18	10	5	3	1	1	8.1月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決 人員	開 廷 回 数						平均開廷 回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	4,673	—	109	1,902	1,490	587	585	4.1回
自白	2,775	—	102	1,562	809	196	106	3.5回
否認	1,898	—	7	340	681	391	479	5.0回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表11 審理期間

表11-1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	4,673	28	278	601	776	1,621	742	627	8.7月
自白	2,775	26	252	494	578	999	294	132	7.2月
否認	1,898	2	26	107	198	622	448	495	10.8月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 4 速報値である。

表11-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決人員	実 審 理 期 間										平均実審理期間
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	30日以内	40日以内	40日を超える		
総数	4,673	66	1,252	1,138	504	1,248	390	46	17	12	6.1日	
自白	2,775	63	1,124	814	252	463	55	2	2	—	4.5日	
否認	1,898	3	128	324	252	785	335	44	15	12	8.5日	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。  
 2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。  
 3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
 4 東日本大震災の影響で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
 5 2～4日以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。  
 6 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 7 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 8 速報値である。

表12 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間								平均評議時間
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える		
総数	4,673	244	907	1,210	863	564	337	548	557.7分	
自白	2,775	218	726	880	507	240	112	92	456.3分	
否認	1,898	26	181	330	356	324	225	456	705.9分	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。



表13 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分																	控訴人員	
		有期懲役																		
		有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下	執行猶予	うち保護観察	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送		その他
総数	4,772	4,648	15	99	52	70	215	490	934	937	800	292	741	404	2	1	21	4	99	1,607
強盗致傷	1,104	1,073	—	—	3	14	70	240	299	264	47	136	94	—	—	—	2	3	26	370
殺人	1,063	1,045	6	38	18	24	128	174	122	145	118	68	204	80	—	—	4	—	14	360
傷害致死	438	430	—	—	4	—	39	105	114	92	35	41	8	—	—	—	2	1	5	154
現住建造物等放火	436	427	—	—	1	1	4	12	25	61	108	57	158	107	—	—	—	—	9	83
覚せい剤取締法違反4	29	408	—	—	—	—	11	60	223	95	10	6	3	2	—	—	10	—	11	201
(準)強盗致死傷	292	278	—	—	8	7	16	37	69	73	50	8	10	7	—	—	—	—	14	111
(準)強制わいせつ致死傷	238	236	—	—	—	—	1	4	14	31	61	33	92	65	—	—	—	—	2	44
強盗強姦	141	130	—	—	4	14	13	15	39	35	8	2	—	—	—	—	—	—	11	55
強盗致死(強盗殺人)	130	128	9	56	10	15	13	14	9	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	81
麻薬特例法違反	121	121	—	—	—	—	—	1	14	35	48	22	1	—	—	—	—	—	—	45
危険通貨行使	88	88	—	—	—	—	—	—	1	1	20	10	56	22	—	—	—	—	—	8
危険運転致死	60	60	—	—	—	—	—	1	7	21	18	7	5	—	—	—	—	—	—	24
逮捕監禁致死	48	48	—	—	—	—	—	4	10	8	12	4	10	2	—	—	—	—	—	17
集団(準)強盗致死傷	28	27	—	—	1	—	2	5	2	9	3	1	3	3	—	—	—	—	1	10
保護責任者遺棄致死	28	27	—	—	—	—	—	1	5	6	7	4	4	3	—	—	1	—	—	10
傷害	21	21	—	—	—	—	—	—	1	—	7	4	9	3	—	—	—	—	—	6
銃砲刀剣類所持等取締法違反	17	16	—	—	—	—	—	4	2	6	4	—	—	—	—	—	—	—	1	5
強盗	16	16	—	—	—	—	2	1	1	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	2
通貨偽造	15	13	—	—	—	—	—	—	—	4	3	6	3	—	—	—	—	—	2	2
(準)強姦	9	9	—	—	—	—	1	1	3	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
組織的犯罪処罰法違反	8	7	—	—	—	—	2	1	2	2	1	1	—	—	—	—	1	—	—	4
麻薬及び向精神薬取締法違反	7	7	—	—	—	—	—	3	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
爆発物取締罰則違反	6	5	—	—	1	—	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
自殺関与及び同意殺人	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	1
窃盗	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	2	—	—	—	—	—	1
拐取者身の代金取得等	3	3	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非現住建造物等放火	2	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建造物等以外放火	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—
激発物破裂	2	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1
集団(準)強姦	2	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
建造物等延焼	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
ガス漏出等致死	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(準)強制わいせつ	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
暴行	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車運転過失致死	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
常習累犯強盗	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
恐喝	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
海賊行為処罰法違反	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
関税法違反	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
道路交通法違反	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 禁錮刑の終局人員はない。

7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

10 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

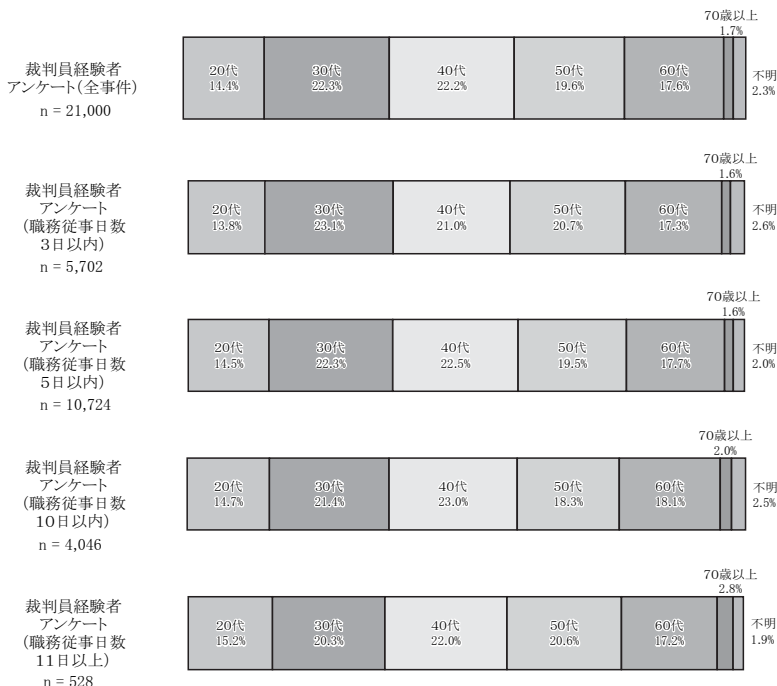
11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

12 速報値である。

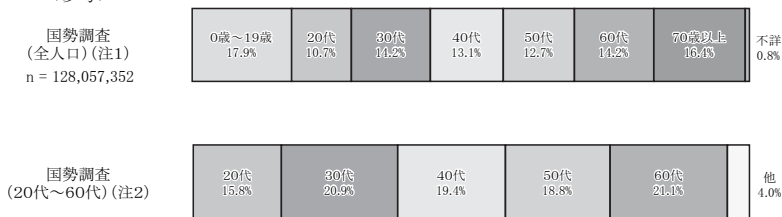
II - ii. 以下の図表は、最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』より引用したものである（図表14～図表53：[http://www.courts.go.jp/saikosai/vcm\\_slf/8082004.pdf](http://www.courts.go.jp/saikosai/vcm_slf/8082004.pdf)，図表68～図表73：[http://www.courts.go.jp/saikosai/vcm\\_slf/80822005.pdf](http://www.courts.go.jp/saikosai/vcm_slf/80822005.pdf)）。

図表14 裁判員の属性（年代別）

制度施行～平成24年5月末



< 参考 >



(注) 1 総務省統計局「人口推計」（2010年10月1日現在）による。

2 国勢調査（全人口）から、「0歳～19歳」、「70歳以上」及び「不詳」に該当する数値を除いた数値を、96.0%（アンケート（全事件）の「70歳以上」及び「不明」を除く割合）に相当するものとして作成した。

図表15 裁判員の属性（職業別）

制度施行～平成24年5月末

		自営・自由業	パート・アルバイト	専業主婦・主夫	無職	学生	その他		
裁判員経験者 アンケート(全事件) n = 21,000	お勤め	7.3%	14.6%	9.9%	7.1%	0.9%	2.3%	不明 2.7%	
裁判員経験者 アンケート (職務従事日数 3日以内) n = 5,702	お勤め	7.4%	14.5%	9.7%	7.0%	0.7%	2.3%	不明 3.0%	
裁判員経験者 アンケート (職務従事日数 5日以内) n = 10,724	お勤め	7.3%	14.6%	10.1%	6.9%	0.9%	2.3%	不明 2.5%	
裁判員経験者 アンケート (職務従事日数 10日以内) n = 4,046	お勤め	7.3%	14.5%	9.6%	7.4%	0.8%	2.1%	不明 3.0%	
裁判員経験者 アンケート (職務従事日数 11日以上) n = 528	お勤め	8.5%	16.8%	11.2%	7.8%	1.5%	1.9%	不明 1.9%	
-----									
<参考>					通学		完全失業者		
国勢調査	正規の職員・従業員、派遣社員、役員	自営業者等	パート・アルバイト・その他	家事	その他	2.0%	4.6%	不明	
	41.2%	7.5%	16.1%	15.1%	5.4%			6.2%	

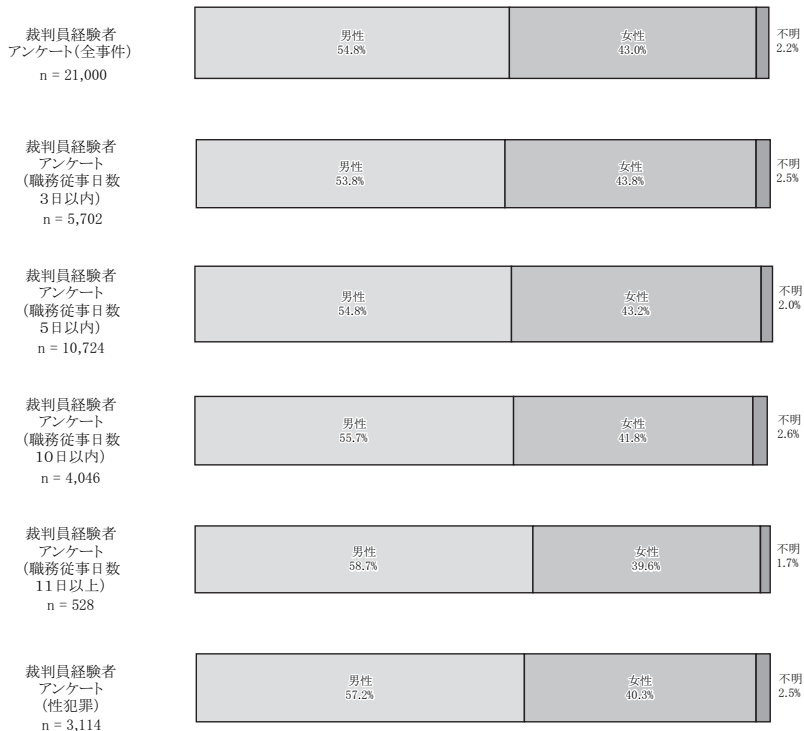
(注) 1 「国勢調査」のグラフは、総務省統計局「産業等基本集計」（2010年10月1日現在）から、「15歳～19歳及び「70歳以上」に該当する数値を除いて作成した。

2 「国勢調査」のグラフ中の用語の意味は次のとおりである。

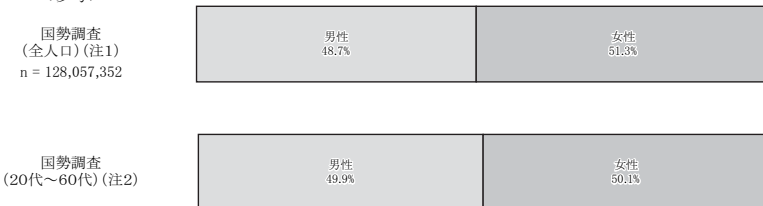
- (1) 「パート・アルバイト・その他」の「その他」とは、契約社員や嘱託社員等である。
- (2) 「就業者」に含まれない「その他」とは、どの区分にも当てはまらない者である。

図表16 裁判員の属性（性別）

制度施行～平成24年5月末



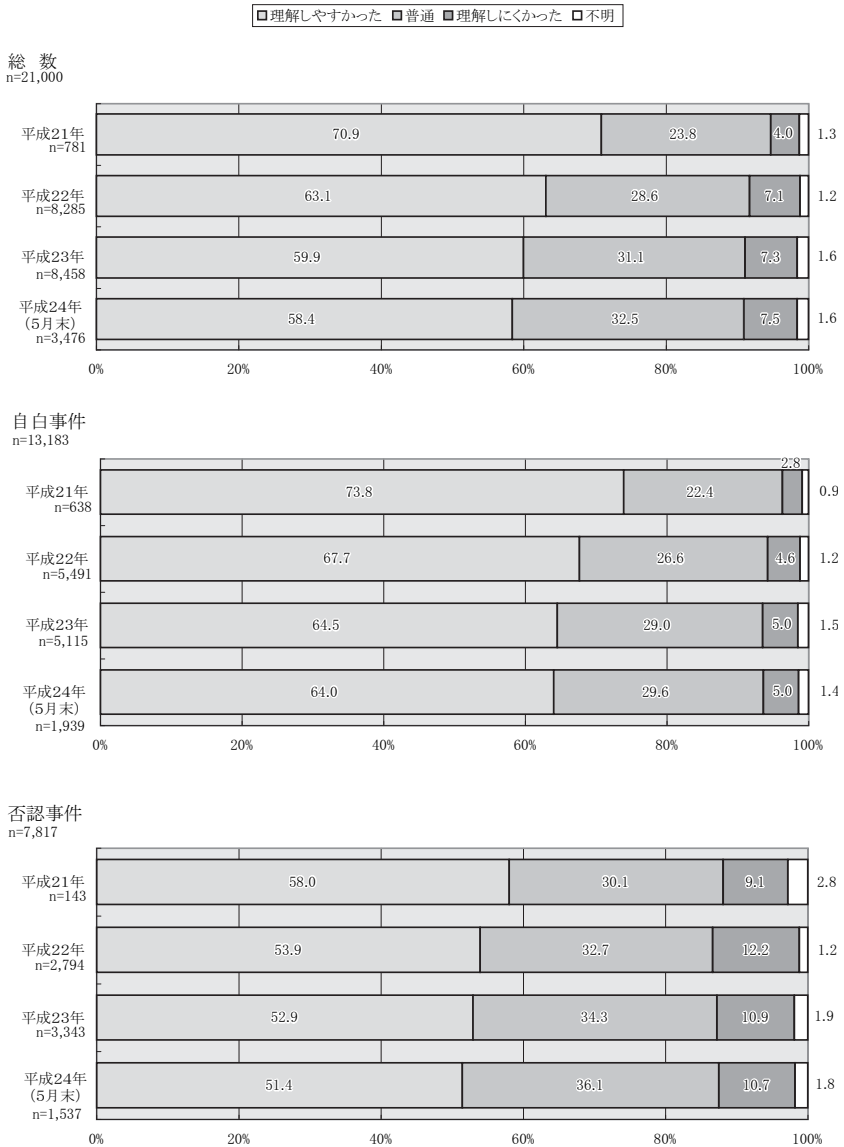
< 参考 >



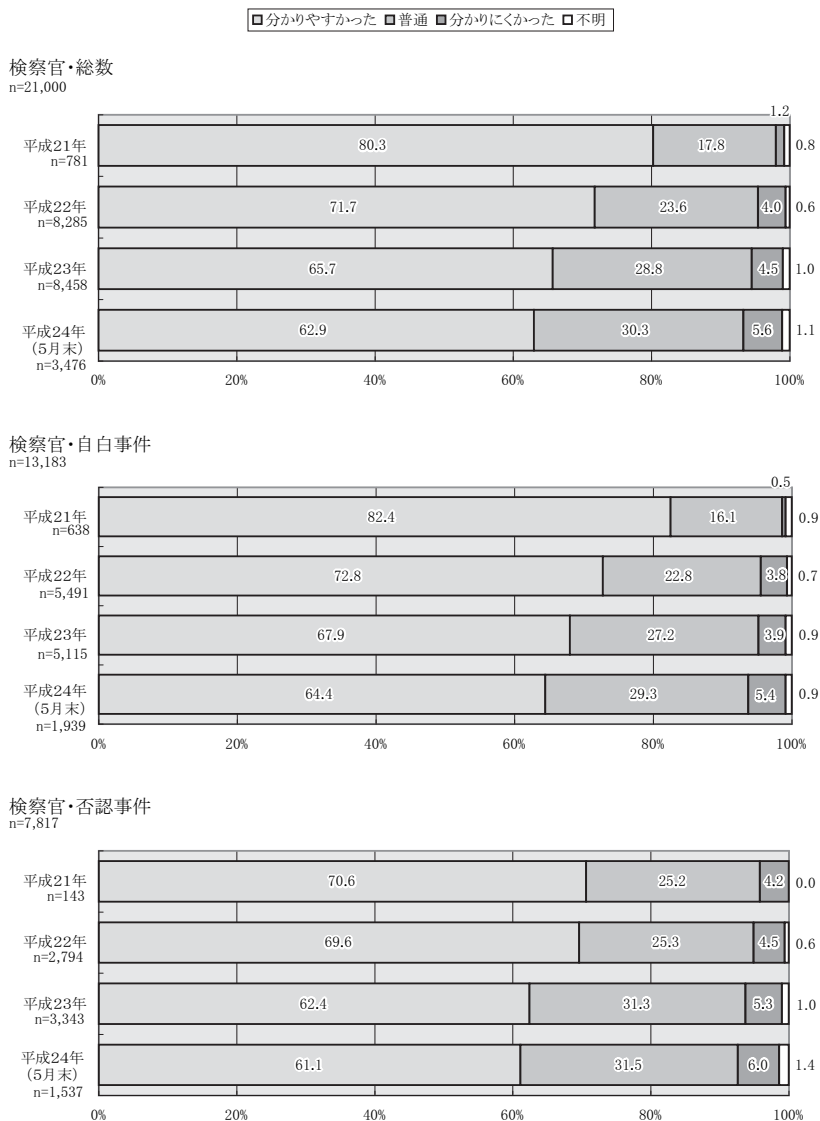
(注) 1 総務省統計局「人口推計」(2010年10月1日現在)による。

2 国勢調査(全人口)から、「0歳～19歳」及び「70歳以上」に該当する数値を除外して作成した。

図表37 審理内容の理解しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移  
(自白否認別)



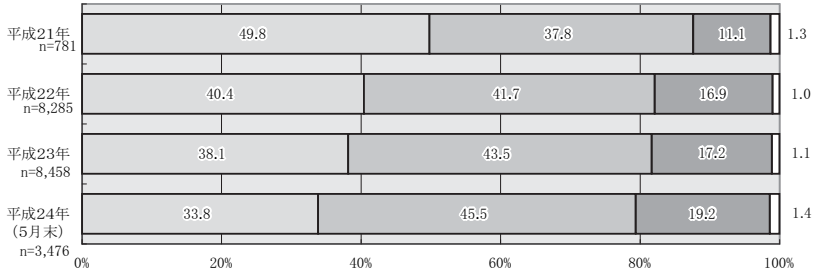
図表38 法廷での説明等の分かりやすさ（検察官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）



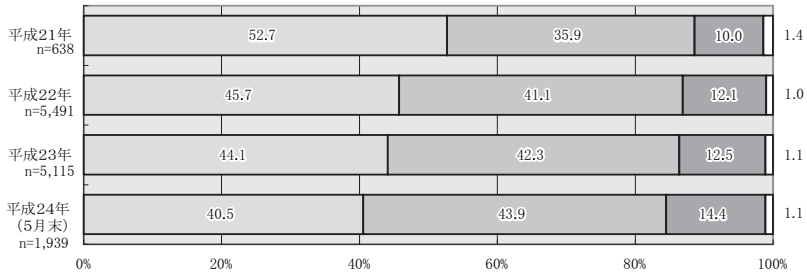
図表39 法廷での説明等の分かりやすさ（弁護士）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）

□ 分かりやすかった □ 普通 □ 分かりにくかった □ 不明

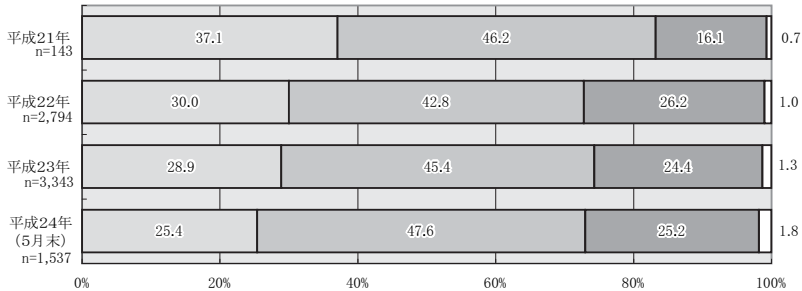
弁護士・総数  
n=21,000



弁護士・自白事件  
n=13,183



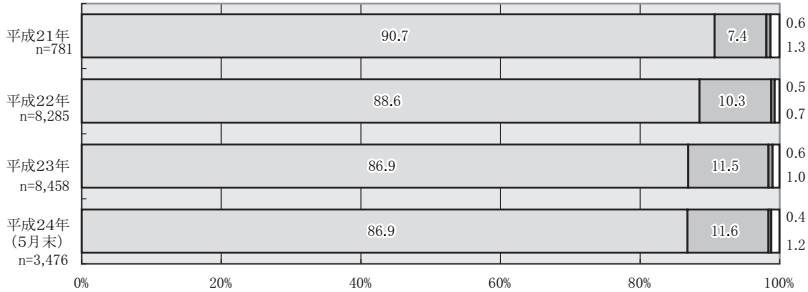
弁護士・否認事件  
n=7,817



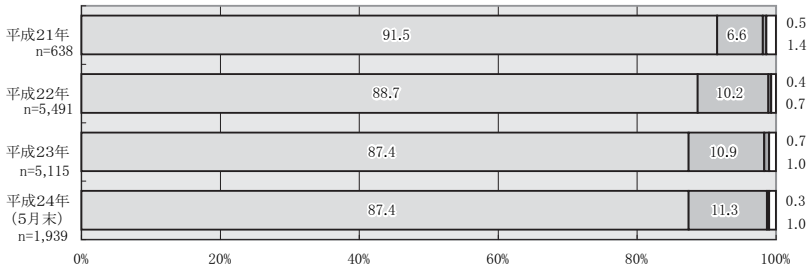
図表40 法廷での説明等の分かりやすさ（裁判官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）

□ 分かりやすかった □ 普通 □ 分かりにくかった □ 不明

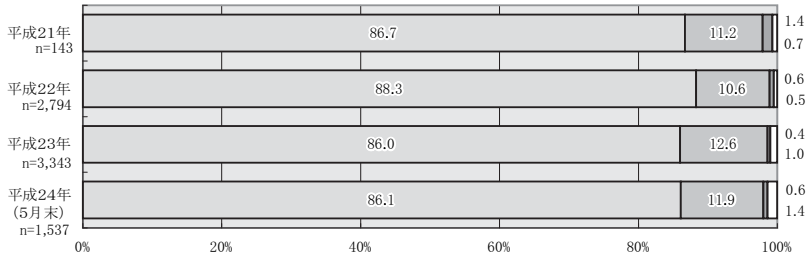
裁判官・総数  
n=21,000



裁判官・自白事件  
n=13,183



裁判官・否認事件  
n=7,817



(注) 欄外の数値の上段は「分かりにくかった」、下段は「不明」の数値である。



図表43 平均評議時間の推移（自白否認別）

	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)	
	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)
総数	3,595	536.4	138	395.4	1,423	502.0	1,442	559.7	592	595.1
自白	2,155	442.2	110	374.5	905	435.5	818	457.2	322	446.3
否認	1,440	677.3	28	477.3	518	618.2	624	694.2	270	772.4

図表44 平均評議時間の推移（開廷回数別）

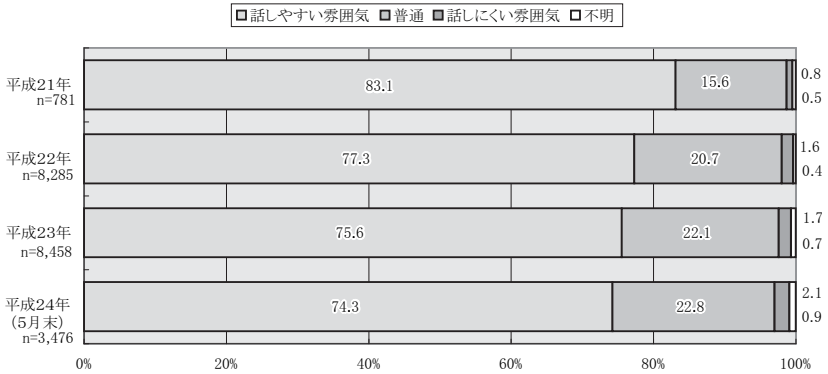
	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)		
	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	
総数	3,595 (100.0)	536.4	138 (100.0)	395.4	1,423 (100.0)	502.0	1,442 (100.0)	559.7	592 (100.0)	595.1	
開 廷 回 数	2回以下	98 (2.7)	343.9	9 (6.5)	276.1	29 (2.0)	321.9	45 (3.1)	361.8	15 (2.5)	373.3
	3回	1,631 (45.4)	419.7	89 (64.5)	380.3	710 (49.9)	415.1	589 (40.8)	428.1	243 (41.0)	427.5
	4回	1,137 (31.6)	547.6	35 (25.4)	447.4	456 (32.0)	529.1	475 (32.9)	563.9	171 (28.9)	571.9
	5回	384 (10.7)	655.9	4 (2.9)	431.5	136 (9.6)	632.0	166 (11.5)	676.2	78 (13.2)	666.1
	6回以上	345 (9.6)	972.8	1 (0.7)	845.0	92 (6.5)	903.3	167 (11.6)	949.9	85 (14.4)	1094.5
	平均開廷回数 (回)	3.9		3.3		3.7		4.0		4.3	

(注) ( ) は判決件数総数に対する割合(%)である。

図表45 評議時間についての裁判員経験者アンケート結果の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
適切だったなどとするもの	610	32	246	229	103
短かったなどとするもの	364	29	183	103	49
長かったなどとするもの	71	3	33	25	10
アンケート回収枚数	21,000	781	8,285	8,458	3,476

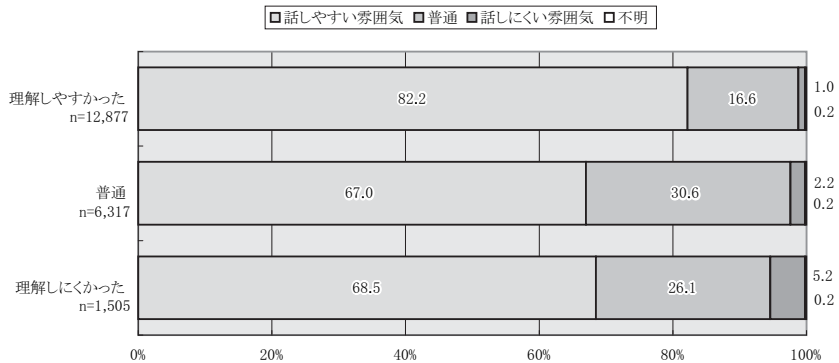
図表46 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移



(注) 欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気」、下段は「不明」の数値である。

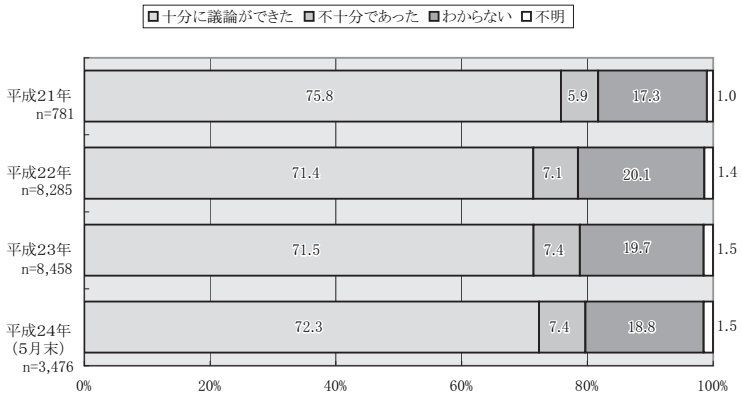
図表47 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果（審理の理解しやすさ別）

制度施行～平成24年5月末

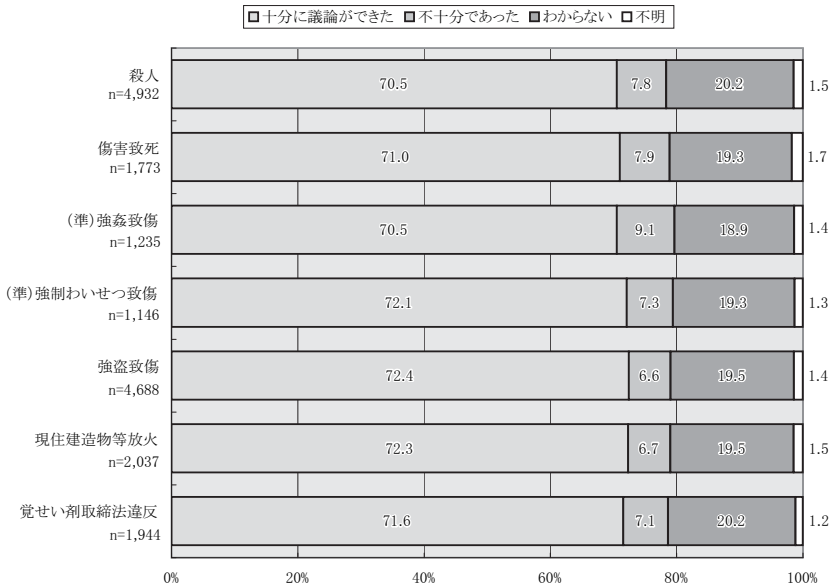


(注) 欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気」、下段は「不明」の数値である。

図表48 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果の推移



図表49 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果（罪名別）  
制度施行～平成24年5月末



(注) 殺人、現住建造物等放火及び覚せい剤取締法違反については、未遂のものを含む。

図表50 裁判官の誘導の有無についての裁判員経験者アンケート結果の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
誘導があったなどとするもの	74	1	32	27	14
誘導はなかったなどとするもの	38	3	8	23	4
アンケート回収枚数	21,000	781	8,285	8,458	3,476

図表53 宣告刑が求刑を上回る判決、求刑と同じ判決及び求刑を下回る判決  
裁判官裁判（平成20年4月1日～平成24年3月末）、裁判員裁判（制度施行～平成24年5月末）

		判決人員	求刑を上回る判決	求刑と同じ判決	求刑を下回る判決
総数	裁判官裁判	2,281	2 (0.1)	45 (2.0)	2,234 (97.9)
	裁判員裁判	2,532	2 (0.9)	126 (5.0)	2,384 (94.2)
殺人既遂	裁判官裁判	435	1 (0.2)	12 (2.8)	422 (97.0)
	裁判員裁判	399	4 (1.0)	22 (5.5)	373 (93.5)
殺人未遂	裁判官裁判	233	1 (0.4)	3 (1.3)	229 (98.3)
	裁判員裁判	235	4 (1.7)	10 (4.3)	221 (94.0)
傷害致死	裁判官裁判	269	—	7 (2.6)	262 (97.4)
	裁判員裁判	284	4 (1.4)	17 (6.0)	263 (92.6)
(準)強姦致傷	裁判官裁判	189	—	8 (4.2)	181 (95.8)
	裁判員裁判	203	5 (2.5)	26 (12.8)	172 (84.7)
(準)強制わいせつ致傷	裁判官裁判	78	—	2 (2.6)	76 (97.4)
	裁判員裁判	122	2 (1.6)	10 (8.2)	110 (90.2)
強盗致傷	裁判官裁判	717	—	10 (1.4)	707 (98.6)
	裁判員裁判	770	2 (0.3)	22 (2.9)	746 (96.9)
現住建造物等放火	裁判官裁判	190	—	2 (1.1)	188 (98.9)
	裁判員裁判	195	—	16 (8.2)	179 (91.8)
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	170	—	1 (0.6)	169 (99.4)
	裁判員裁判	324	1 (0.3)	3 (0.9)	320 (98.8)

(注) 1 ( ) は判決人員総数に対する割合(%)である。  
 2 有期懲役刑の実刑判決と比較した。  
 3 上記数値は、処断罪名が図表52に掲げた8つの罪名に係るものである。  
 4 覚せい剤取締法違反は、営利目的輸入のものに限る(未遂のものを含む)。

図表68 【死刑求刑事件】各段階における裁判員候補者数の比較

制度施行～平成24年5月末

## 選定数

	全事件	死刑求刑事件	職務従事日数12日以上の事件 (死刑求刑事件を除く)
判決人員	3,801	18	57
選定された裁判員候補者数 (A)	329,967	3,340	11,036
判決人員1人当たり (人)	87	186	194

## 出席率

	全事件	死刑求刑事件	職務従事日数12日以上の事件 (死刑求刑事件を除く)
選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (B)	146,258	1,109	3,449
選任手続期日に出席した裁判員候補者数 (C)	115,695	811	2,476
出席率 (C/B) (%)	79.1	73.1	71.8

## 辞退率

	全事件	死刑求刑事件	職務従事日数12日以上の事件 (死刑求刑事件を除く)
調査票により辞退が認められた裁判員候補者数 (D)	89,060	951	3,630
辞退率 (D/A) (%)	27.0	28.5	32.9
質問票により辞退が認められた裁判員候補者数 (E)	84,488	1,172	3,679
辞退率 (E/A) (%)	25.6	35.1	33.3
選任手続期日当日に辞退により不選任決定がされた裁判員候補者数 (F)	14,571	201	549
辞退率 (F/C) (%)	12.6	24.8	22.2
辞退率 ((D+E+F)/A) (%)	57.0	69.6	71.2

図表69 【死刑求刑事件】平均職務従事日数の比較（自白否認別）

制度施行～平成24年5月末

	総 数		自 白		否 認	
	判決件数	平均職務従事日数	判決件数	平均職務従事日数	判決件数	平均職務従事日数
全事件	3,595	4.7	2,155	3.9	1,440	6.0
死刑求刑事件	18	15.2	6	11.8	12	16.9
職務従事日数 12日以上 の事件 (死刑求刑事件を除く)	47	15.1	1	12.0	46	15.2

図表70 【死刑求刑事件】平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較（自白否認別）

制度施行～平成24年5月末

	総 数				自 白				否 認			
	判決 人員	平均審 理期間 (月)	うち 公判前 整理手 続期間 の平均 (月)	うち 公判前 整理手 続以外 に要し た期間 の平均 (月)	判決 人員	平均審 理期間 (月)	うち 公判前 整理手 続期間 の平均 (月)	うち 公判前 整理手 続以外 に要し た期間 の平均 (月)	判決 人員	平均審 理期間 (月)	うち 公判前 整理手 続期間 の平均 (月)	うち 公判前 整理手 続以外 に要し た期間 の平均 (月)
総数	3,801	8.5	5.9	2.6	2,310	7.2	4.7	2.5	1,491	10.4	7.7	2.7
死刑求刑事件	18	16.2	12.7	3.5	6	15.0	9.5	5.5	12	16.8	14.3	2.5
死刑求刑事件 以外の事件	3,783	8.4	5.9	2.5	2,304	7.2	4.7	2.5	1,479	10.4	7.7	2.7

図表71 【死刑求刑事件】 裁判員経験者アンケート結果の比較

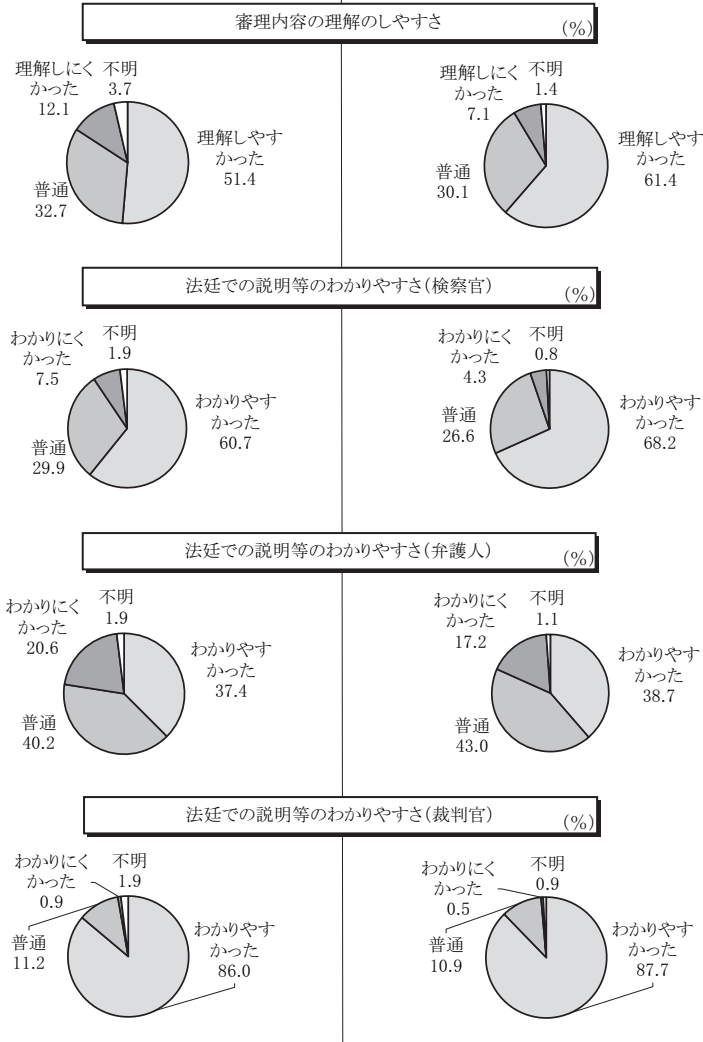
制度施行～平成24年5月末

【死刑求刑事件】

n=107

【死刑求刑以外の事件】

n=20,893



図表72 【死刑求刑事件】平均評議時間の比較（自白否認別）

制度施行～平成24年5月末

		総 数	自 白	否 認
総数	判決件数	3,595	2,155	1,440
	平均評議時間（分）	536.4	442.2	677.3
死刑求刑事件	判決件数	18	6	12
	平均評議時間（分）	1,809.4	1,633.3	1,897.5
無期懲役求刑事件	判決件数	96	29	67
	平均評議時間（分）	840.8	594.5	947.4
死刑求刑事件，無期懲役求刑事件以外の事件	判決件数	3,481	2,120	1,361
	平均評議時間（分）	521.4	436.8	653.3



【表73】【死刑求刑事件】裁判員経験者アンケート結果の比較

制度施行～平成24年5月末

